

平成 26 年度

島と周辺海域の  
持続可能な開発の推進に関する調査研究  
報 告 書

平成 27 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団  
(一般財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

## はじめに

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ21、The Future We Want等に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、昨年度より3カ年計画で「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」を実施しています。この事業は平成21年度から平成23年度まで実施された「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」の第2期にあたるもので、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、その実現を目指すものです。

島嶼国は、今日、地域的な環境問題や地球規模の気候変化・変動により、島と周辺海域の持続可能な開発をめぐる様々な問題に直面しています。島嶼国のみで、これらの様々な問題に取り組んでいくのはなかなか困難であり、国際社会の協力の必要性が指摘されています。このため、本事業では、島と周辺海域の持続可能な開発の推進について、太平洋島嶼国やその周辺国の研究機関等と連携しつつ、その解決を目的として調査研究を進めております。

本年度、9月にサモアで開催された第3回小島嶼開発途上国会議（SIDS）に向けて準備を進め、同会議に出席しました。さらに同会議中にオーストラリア国立海洋資源安全保障センターとサイドイベントを共催し国際協働ネットワーク「島と海のネット」を立ち上げ、その下で共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全・管理に向けて」の実施推進を目指し今後の活動予定についての検討を進めました。島と海のネットの活動を通じたこの共同政策提言の実施推進が、太平洋島嶼国をはじめとする島と周辺海域の諸課題の解決に向けた政策策定・実施のために役立つことを期待します。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」の各委員の皆様、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団  
理 事 長 今 義 男

島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究

研究体制

寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
古川 恵太	海洋政策研究財団 海洋グループ グループ長代理 (プロジェクト・マネージャー)
大塚 万紗子	海洋政策研究財団 特任研究員
小林 正典	海洋政策研究財団 研究員
堀井 進吾	同上
倉持 一	同上
長岡 さくら	同上
瀧本 朋樹	同上
上里 理奈	同上
山本 リリアン 光子	同上 (平成 27 年 2 月末まで)

## 目 次

はじめに

島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究体制

第1章 事業の概要 .....	1
1 背景と目的 .....	1
2 研究体制 .....	2
3 研究内容 .....	3
第2章 国内社会への働きかけ .....	4
1 第2回島と海に関する国内委員会（第2期） .....	4
(1) 第1回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する 調査研究委員会 .....	4
(2) 第2回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する 調査研究委員会 .....	8
2 「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門会議」への参加 .....	13
3 第3回国連小島嶼開発途上国会議と「島と海のネット」に 関するプレスブリーフィング .....	16
第3章 国際社会への働きかけ .....	18
1. 島と周辺海域に関する国際セミナー .....	18
2. 第3回小島嶼開発途上国国際会議への参加 .....	22
3. 島と海のネットのコアグループ会議 .....	26
参考資料 .....	33

## 第1章 事業の概要

### 1 背景と目的

島嶼国は、国連海洋法条約等により形成された 200 海里の排他的経済水域等の海域管理体制の下、島を拠点として設定される排他的経済水域において、天然資源を開発、利用する権利を有すると同時に、生物資源を含む海洋環境の保護・保全の責務を有している。特に、太平洋においては多くの島嶼国が存在し、広大な排他的経済水域がこれらに帰属しているため、海洋の管理という観点から太平洋島嶼国は極めて重要な位置を占めていると言える。

今日、島嶼国の多くは、様々な問題に直面している。島嶼国における環境問題は、島における人口の沿岸部集中や海岸地域の不適切な利用・工事などの土地利用問題、ゴミ・生活排水の処理問題などの地域的な問題とも密接に関連している。また、島嶼国は、上記のとおり、国連海洋法条約のもとで認められた排他的経済水域等の周辺海域について、海洋環境の保護・保全の責務を含めて如何に適切に管理していくかという問題を抱えている。さらには、地球規模の気候変化や局所的な気候変動の影響による海面上昇は、洪水・浸水また作物に対する塩害等の陸域への被害だけでなく、島そのものが水没する恐れを引き起こし、海面水温の上昇は、島の生活基盤であるさんご礁への被害などを発生させている。

上記のような問題は、島嶼国のみでは十分な対応を取ることが困難であり、その解決策の検討には国際的な協力が求められる。約 7 千の島を有する我が国自体も島嶼国であり、離島などにおいて同様の問題を抱えていることから、これらの国々と協力・協調して問題意識や知識を共有し、今後の対応の方向性の検討に取り組むことが必要である。

このような問題意識から、当財団は、平成 23 年度まで「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」を実施し、「島の保全・管理」、「島の周辺海域の管理」及び「気候変化・気候変動への対応」の 3 つの視点から政策提言をとりまとめた。その政策提言は、当財団が主催した「島と海に関する国際セミナー」において島嶼側の当事者も参加した上で、さらに審議が進められ、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)との共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理」として取りまとめられ、平成 24 年 6 月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)での今後 10 年の持続可能な開発の行動計画の策定に先立ち、国連経済社会理事会の特別協議資格を有する NGO として、平成 23 年 10 月リオ+20 事務局に対して政策提言を提出するなど国際社会に向けて発信を行うとともに、平成 24 年春には我が国の政府等の関係者や国民一般に向け、政策提言を発信した。

その後、リオ+20 においては、その成果文書である The Future We Want (私たちが望む未来)において、島嶼国における持続可能な開発に向けた国際社会の取組について一定の方向性が盛り込まれるとともに、Small Island Developing States (SIDS: 小島嶼国開発途上国)が独立の章としてとりあげられ、2014 年に小島嶼開発途上国に関する第 3 回国際会議の

開催を求めることが合意された。また、我が国では、平成25年4月26日に閣議決定された新たな海洋基本計画において、海洋に関する国際協力の一環として、「太平洋島嶼国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変化・変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、本事業では、太平洋島嶼国やその周辺の国々と協力し、上記、共同政策提言やリオ+20の成果文書に基づき、島と周辺海域の持続可能な開発に向けた政策の一層の具体化に努めた。また、本年度9月にサモアで開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議に出席し、特に、オーストラリア国立海洋資源安全保障センターと共催したサイドイベントなどを通じてこれまでの研究成果を発表し、共同政策提言の実現に向けた国際連携の構築を図った。

## 2 研究体制

有識者で構成される「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会」を設置し、委員会より助言・指導を受けながら調査研究を進めた。委員会委員およびスジュールは以下のとおりである。

表 1-1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿（敬称略）

氏名	所属
委員長：山 形 俊 男	独立行政法人 海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長
委員：秋 道 智 彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
委員：磯 部 雅 彦	高知工科大学 副学長
委員：奥 脇 直 也	明治大学法科大学院 教授
委員：加々美 康 彦	中部大学 国際関係学部 准教授
委員：茅 根 創	東京大学大学院 理学系研究科 教授
委員：谷 伸	海上保安庁 海洋情報部 部長
委員：寺 島 紘 士	海洋政策研究財団 常務理事
委員：林 司 宣	早稲田大学 名誉教授
委員：福 島 朋 彦	東京大学 海洋アライアンス機構 准教授
委員：山 崎 哲 生	大阪府立大学大学院 工学研究科 海洋システム工学分野 教授

（委員長を除く五十音順）

表 1-2 平成 25 年度「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」スケジュール

日 時	内 容
平成 26 年 5 月 28 日	第 1 回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会
平成 26 年 6 月 18 日～19 日	国際セミナー「島と海に関する国際セミナー」
平成 26 年 9 月 1 日～4 日	第 3 回小島嶼開発途上国国際会議
平成 26 年 10 月 21 日	第 2 回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会
平成 27 年 1 月 19 日～20 日	島と海のネット コアグループ会議

### 3 研究内容

本調査研究は 3 ヶ年の事業である。2 年目である本年度は、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)、太平洋共同体応用地球科学技術委員会(Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community, SOPAC Division of SPC)、太平洋諸島フォーラム事務局(Pacific Islands Forum Secretariat, PIFS)等と協力して国際セミナーを開催し、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化等について議論を行い、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理」をとりまとめ、第 3 回小島嶼開発途上国会議に出席し、サイドイベントでその内容を紹介し、幅広い参加者とその実現に向け討議を行うなどして、国際社会への発信を進め、その実現に向けた連携構築を図った。

それと並行して、平成 21 年度から平成 23 年度に先行して行われた「島と周辺海域の保全・管理に関する調査研究」による政策提言やリオ+20 成果文書を踏まえ、島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、島嶼国及び国際社会が果たすべき役割について議論を進めた。

なお、3 年目以降は、引き続き ANCORS、SOPAC、PIFS 等と協力し、特に、共同政策提言の実現に向けた国際協働ネットワークの活動を展開し、島と周辺海域の持続可能な開発に向けた政策の実現に向けた取り組みを具体化し、第 3 回小島嶼開発途上国会議の行動計画や「持続可能な開発目標」の実施推進に、当財団の共同政策提言やその実施に向けた取り組みが反映されるよう務める。

## 第2章 国内社会への働きかけ

島と周辺海域における持続可能な開発に向けて島嶼国や国際社会が推進すべき政策の具体化について検討を行い、島嶼国及び国際社会が果たすべき役割について議論を進め、より具体的な共同政策提言「島と周辺により良い保全と管理」の効果的な発信とその実施推進に向けた施策について議論し、2014年9月に開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議の成果文書や、2014年に採択された「持続可能な開発目標」および「ポスト2015年開発課題」に、当財団による政策提言の内容を反映させるよう務めてきている。

本章では、小島嶼開発途上国（SIDS）の持続可能な開発とその周辺海域の持続可能な管理の推進を提唱する共同政策提言「島と周辺により良い保全と管理」の効果的な発信と実現に向けた国内社会の働きかけについて報告する。

### 1 第2回島と海に関する国内委員会（第2期）

当財団では、島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会を設置し、有識者を交えた島と周辺海域に関する議論を行ってきており、本年度については、共同政策提言「島と周辺により良い保全と管理」の効果的な発信と実施に向けた施策についての議論を進めてきた。具体的には、平成26年5月28日に第1回「島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究」委員会を、また、平成26年10月21日に第2回委員会を開催している。

共同政策提言が柱とする島の保全と管理、周辺海域の管理、気候変化・変動への対応、能力開発および制度強化を中心に提言実施に向けた重要な視座について、第3回小島嶼開発途上国国際会議の動向を視野に議論を深め、国際連携構築に向けた戦略について議論を行った。

#### （1）第1回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会

1. 日 時： 平成26（2014）年5月28日（水）10：00～12：00

2. 場 所： 海洋政策研究財団 第1会議室

3. 出席者：（敬称略）

委員長	山形 俊男	（独）海洋研究開発機構アプリケーションラボ 所長
委員	秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
	磯部 雅彦	高知工科大学 副学長
	奥脇 直也	明治大学法科大学院 教授
	加々美康彦	中部大学国際関係学部 准教授



	茅根 創	東京大学大学院理学系研究科 教授
	谷 伸	GEBCO 技術指導委員会 委員長
	林 司宣	早稲田大学 名誉教授 (海洋政策研究財団 特別研究員)
	福島 朋彦	(独) 海洋研究開発機構 調査役
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
事務局	古川 恵太	同上 主任研究員
	上里 理奈	同上 研究員
	倉持 一	同上 研究員
	小林 正典	同上 研究員
	瀧本 朋樹	同上 研究員
	長岡 さくら	同上 研究員
	山本 リリアン光子	同上 研究員
オブザーバー	藤田 雅之	内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官
	田中 健一郎	外務省国際協力局地球環境課
	森高 龍平	国土交通省総合政策局海洋政策課 課長補佐
	中林 茂	海上保安庁海洋情報部技術・国際課 課長補佐
	岡本 修	国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部 津波災害研究官
	前川 美湖	笹川平和財団太平洋島嶼国特別基金事業室 室長
	三浦	東京都産業労働局農林水産課企画調整係
	青野 裕子	同上

#### 4. 議 題：

- 1 平成 26 年度実施計画 (案) について
- 2 国際セミナーの開催および論点について
- 3 その他

#### 5. 配布資料：

- 資料 1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿
- 資料 2 平成 25 年度事業成果
- 資料 3 国連持続可能な開発目標に係る第 8 公開作業部会 (OWG8 on SDGs) 報告
- 資料 4 第 3 回国連小島しょ途上国会議 (SIDS2014) 期間間準備会合報告
- 資料 5 平成 26 年度実施計画 (案)
- 資料 6 国際セミナーの開催 (案) について
- 資料 7 新国際共同政策提言、SIDS ゼロ・ドラフト、国内版政策提言等の比較表

- 参考 1 新共同政策提言「島と周辺のより良い保全と管理」
- 参考 2 国内版政策提言（案）「島と周辺海域の保全・管理」
- 参考 3 OWG8 on SDG 議長報告
- 参考 4 SIDS 会議アウトカム文書のゼロ・ドラフト概要

## 6. 議事概要：

開会にあたり、寺島委員から開会の挨拶と本事業の目的や背景、および、これまでの取り組みの概要について説明があった。

引き続き、事務局より本委員会委員及び本日出席のオブザーバーの紹介があった【資料 1 参照】。次いで、委員会規程第 3 条 1 項に基づき、委員の互選によって山形俊男（独）海洋研究開発機構アプリケーションラボ所長を委員長に選出した。これを受け、山形委員長より挨拶と本日の議事進行予定に関する説明があった。

### 1) 平成 26 年度実施計画（案）について

冒頭、事務局より平成 26 年度実施計画（案）について説明がなされた【資料 5 参照】。具体的には、①委員会概略日程（第 1 回：5 月、第 2 回：10－11 月を予定、第 3 回：未定）、②国際セミナー開催（6 月 18－19 日）、③SIDS 参加（9 月 1 日－4 日）といった日程の見通しが述べられた。これに対して各委員から特段の発言はなく、同実施計画については了とされた。

### 2) 国際セミナーの開催について

まず、事務局より、本事業にて開催する予定の国際セミナーについて説明があり、同セミナーは 2014 年 9 月に開催が予定されている SIDS 会議への政策提言に向けての準備の位置づけであること、また、国内招聘者としては本委員会委員を、海外招聘者については、前回の国際会議の参加者を中心に、ANCORS、SPC、PIFS、UTS といった国際機関からの招聘を予定している旨の説明があった【資料 6 参照】。

次いで、事務局より、国際セミナーの論点について説明【資料 7 参照】がなされたが、2013 年に当財団と ANCORS とで共同作成した国際共同提言と、本年 3 月に配布された成果文書案（ゼロドラフト）とを中心に比較分析し、同ドラフトに盛り込まれていない事項を今後検討すべきという趣旨であった。これを受け、山形委員長からは、ocean や sea といった用語の定義について事前に明確化しておくことの必要性について意見があった。これに対し、谷委員、林委員、茅根委員から各用語の概念定義の国際的現状についての紹介などがあり、この明確化作業が今後の議論の前提として重要である旨のコンセンサスが得られた。

次に提言の目的に関して事務局より説明がなされたが、これに対して谷委員からは、ゼロドラフトで空白となっている項目の取り扱いについて質問があった。これを受け事務局

および寺島委員からは、国際共同提言を軸として議論を進め、ゼロドラフトに盛り込める事項を抽出していく方針である旨が説明され、茅根委員からは、そもそも両者は異なる存在であるのだから、どうしても空欄が残る場合にはそれをしっかりと示せばよいのではないかと、との意見が出された。これに関連して、田中委員からは、このゼロドラフトには新規項目を盛り込むことは難しいのではないかと現状説明が、また、加々美委員からは、震災を経験した日本ならではの提言として自然災害を盛り込むべきではないかと意見が出された。

また、寺島委員より、ゼロドラフトでは「海洋文化遺産の保全」が指摘されているが、日本はまだ遅れている旨の指摘があった。これに対して、山形委員長、林委員、奥脇委員、加々美委員から、同保全措置に対する世界各国のスタンスは、①UNCLOS の EEZ の規定と UNICEF との立場の違い、②先進国と途上国との違い、③過去の戦争との関係、などが複雑に絡み合っているため事情が複雑である点が説明された。この議論の中で、準備会合に出席した事務局の小林研究員から、同会合における各国の主張などについて報告があった。

その後、山形委員長より、ゼロドラフトが「海洋鉱物資源開発」に触れていないことへの疑問が呈されたが、これに対して福島委員からは、小島嶼国の一部が先進国と同様に、経済発展に伴って海洋鉱物資源を使う側へと立場が変化しており、今後、この問題は重要になってくるであろうとの意見が出された。

そして最後に、各委員から【資料 7】の各項目の重複ないし欠落した事項について確認を求める発言があり、これに対して事務局が委員からのご指摘をもとに今後対応する旨の発言がなされ、山形委員長から、この議論の成果が有効な政策提言となるよう、本事業が小島嶼国のバックアップに取り組んでいるのだという姿勢を明確に示すことの必要性が述べられた。

### 3) その他

この時点で委員会の終了予定時刻を過ぎていたため、山形委員長より 6 月の国際会議、そして 9 月の SIDS 会合に向けて、海洋文化遺産の問題など整理すべき論点が多いことから、今後も事務局と連携を取りながら議論を深めていきたい旨の挨拶があった。

これに対して事務局からは資料準備などに関する不手際についての陳謝があり、そして、事務局の方針として、各委員からの貴重な意見を踏まえ、SIDS 会合に向けた諸準備と論点整理を行いつつ、本事業がより良いものとなるよう努力していく旨の発言があった。

## (2) 第2回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会

1. 日時：平成26(2014)年10月21日(火) 15:30~17:30

2. 場所：海洋政策研究財団 第1会議室

3. 出席者：(敬称略)

委員長	山形 俊男	(独) 海洋研究開発機構アプリケーションラボ 所長 (海洋政策研究財団 特別研究員)
委員	秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授 (海洋政策研究財団 特別研究員)
	茅根 創	東京大学大学院理学系研究科 教授
	林 司宣	早稲田大学 名誉教授 (海洋政策研究財団 特別研究員)
	福島 朋彦	(独) 海洋研究開発機構海底資源研究開発センター 調査役
	山崎 哲生	大阪府立大学大学院工学研究科 教授
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
事務局	古川 恵太	同上 海洋グループ長代理/主任研究員
	上里 理奈	同上 海洋グループ研究員
	倉持 一	同上 研究員
	小林 正典	同上 研究員
	瀧本 朋樹	同上 研究員
	堀井 進吾	同上 研究員
	山本リアン光子	同上 研究員
	長岡 さくら	同上 研究員
オブザーバー	藤田 雅之	内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官
	勝山 潔志	内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官
	柴田 裕樹	国土交通省港湾局海洋・環境課港湾環境政策室 環境計画係長
	三浦 肇	東京都産業労働局農林水産課企画調整係

4. 議題：

- 1 第1回委員会の議事要旨
- 2 第2回島と海の国際セミナー(第2期)の実施について
- 3 第3回小島嶼開発途上国国際会議について
- 4 「島と海のネット」設立について
- 5 その他

## 5. 配布資料：

- 資料 1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿
- 資料 2 第 1 回委員会議事録
- 資料 3 第 2 回島と海の国際セミナー（第 2 期）報告
- 資料 4 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS）報告
- 資料 5 サイドイベント報告
- 資料 6 今後のロードマップ（案）について
- 参考 1 平成 26 年度事業実施計画
- 参考 2 新共同政策提言「島と周辺のより良い保全と管理」
- 参考 3 S.A.M.O.A. [SIDS Accelerated Modalities of Action] Pathway
- 参考 4 IONet Declaration / Invitation for Expression of Interests
- 参考 5 グローバル環境・社会に対する環礁島嶼の生態工学的維持

## 6. 議事概要：

開会にあたり、寺島委員より挨拶があった。

引き続き、事務局より本委員会委員及び本日出席のオブザーバーの紹介があった（資料 1、参照）。次いで、山形委員長より挨拶があった。

### 1) 第 1 回委員会の議事要旨

冒頭、事務局より平成 26 年度第 1 回議事録（案）について説明がなされた（資料 2、参照）。併せて、修正点等あれば事務局まで連絡願いたい旨説明があった。

### 2) 第 2 回島と海の国際セミナー（第 2 期）の実施について

まず、事務局より、本（2014）年 6 月 18 日から 19 日にかけて開催された第 2 回島と海の国際セミナー（第 2 期）について、資料に沿って報告がなされた（資料 3、参照）。

これを受け、山形委員長より各委員に対し発言を求めたところ、特段の発言はなかった。

### 3) 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議について

まず、事務局より、本（2014）年 9 月 1 日から 4 日にかけて開催された第 3 回小島嶼開発途上国国際会議への参加及びサイドイベントの開催について、資料に沿って報告がなされた（資料 4、参考 3、参照）。

これを受け、山形委員長より、同会議のロジ面、とりわけ、宿泊設備について質問があったところ、事務局より、サモア政府の一括斡旋にて同会議出席者のリゾートホテルへの優先的宿泊手配があったほか、会議期間中手配・停泊させていた NZ の客船への宿泊、同地の家庭へのホームステイ等が行われていた旨説明された。これに関連し、勝山氏より同国への交通手段について質問があったところ、事務局より、参加者は逐次航空機にて出入

国し、船舶での出入国はなかったように思う旨発言があった。

次に秋道委員より、EU、豪州及びNZ 政府による支援は昔からの伝統である旨発言があると同時に、同会議における日本政府のスタンスについて質問があった。これに対し、寺島委員より、日本政府からは牧野外務政務官を代表とする政府代表団が参加していたが、同期間中に内閣改造が行われたということもあり、同政務官は2日までで帰国し、その後は外務省職員によって対応していた旨説明があった。併せて、他の日本人参加者として国連職員や JICA 等の参加があったこと、同会議は島嶼国が主体となる会議であるため、日本のプレゼンスはそれほど高くなかった旨付言された。

また、茅根委員より、日本政府代表が最終日まで同会議に参加できなかったのは残念であること、例えば、日本で開催されている島サミットもイベント的要素が強いなど、島嶼国に対する日本政府・外務省の認識はまだ弱いように感じる旨発言があった。但し、当財団及び ANCORS 共催のサイドイベントにパラオ大統領の参加を得たことは非常に喜ばしく、当財団の政策提言・行動等が日本政府の政策にインパクトを与えることを期待している旨発言があった。

これに関連して、山形委員長より、同会議への参加についての記事（執筆：寺島委員）が当財団ニュースレター（11月15日号）に掲載される予定である旨紹介があるとともに、同会議に対する中国のプレゼンスについて質問があったところ、事務局より同会議における中国のプレゼンスは高くはなかったが、サモアにおける資金的・物質的なプレゼンスは高いことが紹介されると同時に、茅根委員より、中国政府は同国周辺の左寄りの国家間の結束を高めている感がある旨発言があった。

#### 4) 「島と海のネット」設立について

まず、事務局より、第3回小島嶼開発途上国国際会議中、当財団及びウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター（ANCORS）の共催にて9月3日に開催したサイドイベントにて設立された「島と海のネット（以下、ネットとする。）」及び今後のロードマップについて、資料に沿って報告がなされた（資料5、資料6、参考4、参照）。

これを受け、山形委員長より各委員に対し発言を求めたところ、寺島委員より、「面白そうだからネットに入る」というのでは提言実施に繋がらないことから、具体的にネットに参加した後の前向きな行動を期待する旨の招待を主として太平洋島嶼国に対し送付している、その上でまずはコアグループにて議論したいと考えているとの発言があった。併せて、日本サイドでネットに参加してもらえそうな機関について情報提供の依頼があった。また、在サモア日本国大使館の渋田一正大使より地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を通じた活動ができないかとの提案があったことが紹介された。これに関し、茅根委員より、柴山知也早稲田大学教授がサモアにおける海岸防災について研究を行っているので紹介したこと、今年度の SATREPS の公募締切が本年10月27日であり期限が迫っていることから間に合うかわからないが書類提出を目指しているとの発言があった。こ

れに対し、山形委員長より、SATREPS は ODA であることからマルチでできないのが不便である、スウェーデン国際開発庁 (Sida) のプロジェクトはマルチで出来るので使い勝手が良いとの発言があった。これに関し、茅根委員より、SATREPS はバイでしかできないが、ネットでマルチに情報共有するというような方法もあるのではないかと提案があった。

これを受けて、勝山参事官 (オブザーバー) より、JICA を介した援助活動について、以前はマルチに寛容であったが、その後バイでないと顔が見えないということで (マルチを) 行わなくなってきた、2003 年頃にカリブ海地域においてマルチの枠組が出来たが、予算も少なく、一人の専門家が 6 ヶ国程度を巡回することから大変であった、太平洋地域において JICA は撤退気味であるとの情報提供があった。併せて、OPRF にて ANCORS 以外のパートナーを見つけることが必要ではないか、また、日本とサモアとは水産関係では直接の繋がりはなく、SPC や FAO を通じての関係しか有していないとの発言があった。

また、資料 5 に関し、茅根委員より、ケンチントン教授の発言における「タチの悪い問題」とは具体的に何を指すのか質問があり、これに対し、事務局 (小林研究員) より、護岸工事などにおいて、それぞれの地域社会毎に個別具体的な対策を考えず紋切り型になっていることだと理解したとの説明があった。また、併せて、同委員より、SOPAC が SPC に組織変更された経緯及び (OPRF と) USP との関係について質問があったところ、寺島委員より、ヴェイタヤキ USP 准教授は近年の島プロジェクト関連セミナーには参加していないこと、今回のネット設立に関しても、USP は関心を示しているものの具体的な話は来ていないとの説明があり、また、SOPAC に関しては、当初、ウェッブ氏が窓口となっていたが、SOPAC が組織改編により SPC の一部門となったことで、共同提言等も予め SPC の了解が必要になったことから、提言に共同で名前を連ねることも難しくなったこと、また、SOPAC 自体の興味関心も深海底鉱物資源に移ってきているのではないかとと思われるとの発言があった。

これを受けて、茅根委員より、ネット構築に当たってはこれまで構築した人脈等が重要になると思われるが、各組織の担当者が変わりつつあるように思われるとの発言があった。また、山崎委員より、SOPAC が鉱物資源に興味関心を示しメインで行うようになってきた理由は EU の予算が付いたことによるものであること、EU にとって太平洋は魅力的な地域であり先に楔を打ち込むという感じを受けるとの発言があった。これに関し、山形委員長より、本ネットはその名前からしても概念が広いので、ネットで優先的・重点的に行う内容や海域についても定めていくべきとの発言があった。これを受けて、寺島委員より、何を重点的にプッシュするのについても (現在行っている) アンケートを元に、来年 1 月に予定しているコアグループ会合に委員の先生方にもご参加頂き議論したいと考えているとの方向性が示された。

これに関連し、勝山参事官 (オブザーバー) より、太平洋島嶼国が行おうとしている海洋保護区とは、サメの捕獲だけを禁止したり外国漁船のみを排除するなど中身がない状態である、また、マーシャル諸島、パラオ、(現在審議中ではあるが) ミクロネシア連邦につ

いては EEZ 全海域を海洋保護区とするなど、NGO 等の関心を買やすい制度を構築するのがファッショナブルになっていることに留意頂きたい、また、このような制度構築は責任あるマネージメントではないことを示すべきであるとの見解が示された。

また、秋道委員より、観光分野や沿岸域総合管理のような西洋人が考える以外の実効的な方策を実現したほうがよいのではないかと、とりわけ、このような活動においては普及員 (extension officer) の存在が重要であり、現地の村に実際に入ってトレーニングするためには英語では無理で現地語を解する者が必要であると思われるとの発言があった。

更に、林委員より、現在、世界では海洋保護区ラッシュであり、米国が世界最大の海洋保護区を当該海域周辺に設定したことから、米国の動きにも注目すべきであるとの見解が示された。これに関し、茅根委員より、英国やフランスも自国海外領土の管理のために海洋保護区を設定しているが、日本は、no take というのは無理なので持続利用しつつ管理するというを進めるべきとの見解が示され、山形委員長よりこれに賛意が示された。

これに関連し、福島委員より、同委員が参加した WOC Business Forum on Ocean Policy and Planning (於 NY) では、環境保護をメインとしたグリーンエコノミーではなく、環境保護を行いつつ経済的にもペイするというブルーエコノミーが推進されていたとの紹介があった。これを受け、茅根委員より、そのためには水産庁や環境省とも情報交換しながら行う必要があること、環境省が沖縄振興策を兼ねて沖縄を中心として専門家会議 (持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議) を行っており、そこで専門家によるネットワークを作ろうとしている、これらとの連携もお願いしたいとの発言があった。

また、秋道委員より、海面利用の歴史は島毎に異なるが、各島での禁漁期や海面上昇などのデータを皆が知らない、そこで、時代変化を抑えたデータベース構築を本ネットで行ってはどうかとの提案があった。更に、勝山参事官 (オブザーバー) より、米国のオバマ政権による MPA はインパクトがある、日本としてはこれを天皇海山のほうへ拡大してくるのかという点が気付きであるとの発言があった。

なお、福島委員より、先週、プレスト (仏) で深海底鉱物探査をメインテーマとする Sea Tech Week というイベントが開催された、そこで、DOSI や MIDAS は太平洋島嶼国を巻き込もうとしている、JAMSTEC が戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の一環で作ろうとしている環境規則に太平洋島嶼国を巻き込もうとしたら、DOSI が既に行っているからという理由で IFREMER からストップがかかり縄張り意識があるように思われる、また、JAMSTEC が船舶の共同利用について公募を行ったところ、(EU 予算が投入されている) SPC-SOPAC のスワドリリング氏が応募してきたとの情報提供があった。

## 5) その他

最後に、茅根委員より、東京大学海洋アライアンスを通じた「グローバル環境・社会に対する環礁島嶼の生態工学的維持に関する研究」について資料の紹介があった (参考 5、参照)。また、事務局より、設立された「島と海のネット」が SIDS のホームページにて連



携活動として登録された旨紹介があった。

## 2 「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門会議」への参加

### 1) 概要

日程：平成 26 年 7 月 29～30 日

会場：沖縄科学技術大学院大学（OIST、沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1）

主催：日本国環境省

共催：沖縄県、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学

### 2) 参加者

環境省関荘一郎地球環境局長、高良 倉吉沖縄県副知事、ジョナサン・ドーファン沖縄科学技術大学院大学学長）、大城 肇（琉球大学学長）、ラジェシュ・チャンドラ南太平洋大学副学長/フィジー）他、フィジー、日本、マレーシア、ミクロネシア、パラオ、フィリピン、サモア、タイ、トンガ、ツバルの 10 か国の政府代表や専門家の他、国内参加者

### 3) プログラム

6 月 29 日（日）

主催者・共催者挨拶

基調講演 ラジェシュ・チャンドラ（南太平洋大学副学長/フィジー）

分科会 1：自然環境の保全（サンゴ礁の保全と地域振興）

分科会 2：気候変化・変動の緩和（自立・分散型エネルギーの確保）

分科会 3：適正な廃棄物の処理（3R の推進）

6 月 30 日（月）

分科会 4：気候変化・変動への適応（自然生態系を活用した防災・減災・適応）

サイドイベント 持続可能な開発のための教育（ESD）の取組 ～地域資源を守り活かすために～

各分科会からの報告・総括・閉会

### 4) 会議概要

当該専門家会議では、気候変化・変動への適応や緩和、生態系保全および廃棄物処理など島嶼国や地域の主要な課題について内外の実務家、専門家が議論を行った。平成 26 年 9 月にサモアで開催予定の第 3 回国連小島嶼途上国会議との関連性も議論され、国際的海洋政策や島嶼国を含めた国際協力を促す政策・制度的枠組みの構築や実施について議論が行われた。本会議には、フィジー、日本、マレーシア、ミクロネシア、パラオ、フィリピン、

サモア、タイ、トンガ、ツバルの 10 か国の政府代表や専門家の他、国内参加者も含め総計 200 名を超える参加者があった。

全体的には、島嶼国特有の課題について、日本と島嶼国が協力して取り組むことの重要性及び、様々な課題は関連していることから、包括的に取り組むことの重要性が指摘された。また、専門家会議を来年も沖縄で開催し、アジア太平洋の研究者による知見の共有を促進するとともに、研究の進展について報告し議論する必要性が強調された。議長を務めた環境省関 荘一郎地球環境局長は、島嶼国である日本が島嶼国・島嶼国地域と多面的に連携する重要性を強調し、沖縄科学技術大学、琉球大学、南太平洋大学を中核として、アジア太平洋地域の大学・研究機関が連携し、更なる研究への展開を図ることを目的とした、島嶼国研究者によるネットワークの設立についての提案がなされたことに対し、多くの参加者から歓迎の意が表された。

この他、個別の課題については、様々な事例研究などが紹介された。サンゴ礁保全と地域振興については、沖縄県恩納村漁業協同組合が実施するサンゴ礁の再生プロジェクトが紹介された。サンゴを陸上で生育させ、数年後に海底に移植するという試みで今後の展開が期待されている。この他、オーストラリア国立海洋科学研究所 (AIMS) やタイの持続可能なサンゴ礁生態系と観光のための環境配慮型のダイビング業者ネットワーク、パラオ国際サンゴ礁センター (PICRC) など、地域密着型で多様なステークホルダーを巻き込んだ海洋生態系保全に向けた取り組みについて紹介され、優良事例の広域展開に向けた施策が議論された。

島嶼国における温室効果ガス削減対策については、主に、太陽光やバイオマスなどの再生可能なエネルギーの応用可能性について議論がなされたほか、環境省が長崎県五島で実施している浮体式洋上風力発電の実証事業、沖縄における再生可能エネルギー推進の取組、オープンエネルギーシステム (再生可能なエネルギーを最大活用した超分散型でダイナミックに再構成可能なエネルギーシステム)、島嶼地域の輸送セクターにおける化石燃料削減などについて議論がなされた。

適正な廃棄物の処理については、3R (リデュース、リユース、リサイクル) 政策及び適正処理推進に向けた取り組みが議論された他、アジア太平洋 3R 推進フォーラム (ハノイ 3R 宣言及びスラバヤ 3R 宣言を含む)、J-PRISM (JICA が実施する太平洋地域廃棄物管理改善支援プロジェクト、人材データベースの構築を含む)、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ (IPLA、海外環境協力センターが実施) などの専門家会議や実務者レベルを含めた議論の場の活用、3R+リターンの推進の重要性などが議論された。

気候変化・変動への適応（自然生態系を活用した防災・減災・適応）については、これまで自然生態系を活用した適応についての重要性が指摘された。災害リスク削減の国際目標である「兵庫行動枠組み」で生態系管理の重要性はすでに認識されているが、実践が遅れていると報告が紹介された。平成 25 年 11 月に仙台で開催された「第 1 回アジア国立公園会議」においても同様の指摘があり、平成 26 年 11 月にオーストラリア・シドニーで開催予定の「第 6 回世界国立公園会議」においても、防災・減災・適応における保護地域の役割に関する議論が行われることへの危害が表明された。また、平成 27 年 3 月に仙台で開催される「第 3 回国連防災世界会議」にてこうした点を強調する意義が提案され、自然生態系を活用した防災・減災の重要性について各方面で実践することが期待された。自然生態系を活用する気候変化・変動への適応の推進は、自然災害への防災・減災にも貢献し、生態系サービス機能を発揮させることは、地域の持続可能な社会の実現にもつながり、地域の発展のためにも極めて重要であるとの指摘が多々見られた。

持続可能な開発のための教育（ESD）の取組については、平成 26 年「国連持続可能な開発のための教育（ESD）のための 10 年」の最終年であることを受けて、国内外の ESD の取組について議論するとともに、ESD に関する地域の拠点（RCE）などを取り上げ、地域による ESD 推進を来年以降も積極的に推進していくことの重要性を共有した。さらに、日本政府とユネスコが平成 26 年 11 月に岡山市と名古屋市で開催する「ESD に関するユネスコ世界会議」で、関連する事項が議論されることを歓迎する指摘があった。具体的な取組についての議論もなされ、多様なステークホルダーを関与させ、問題解決型の教育手法の有用性についての指摘がなされた。

ラジェシュ・チャンドラ 南太平洋大学副学長やデイビッド・シェパード 太平洋地域環境計画（SPREP）事務局長等と懇談し、平成 26 年 9 月にサモアで開催予定の第 3 回小島嶼開発途上国国際会議に向けたそれぞれの機関の準備状況や参加体制、会合への期待などについて意見交換を行った他、同会議中に当財団がオーストラリア国立海洋資源安全保障センターと共催で開催予定のサイドイベントへ双方の参加を依頼した。双方とも大変前向きな反応を示し、当財団と取組を関係し、将来的な連携について提案があった他、サイドイベントの参加については、連絡を密にし、日程調整をつけ参加が可能となるようにしたいとの話があった。

恩納村では、恩納村漁業協同組合が中心となり、恩納村の海洋生態系の保全、再生、地域経済の活性化が進められている活動について、視察を行った。「チーム美らサンゴ」と称するプロジェクトが 2004 年に立ち上げられ、沖縄県内外の企業が集まって支援するサンゴ再生プロジェクトが展開されている。「サンゴの森づくり」とも称され、参加企業は拡大し、現在は 14 社が支援している。地元関係者（恩納村漁業協同組合、及び ANA インターコン

チネンタル万座ビーチリゾート)の協力や、環境省・沖縄県などの行政の後援を得ながら、沖縄本島恩納村海域でサンゴを植え付け育て、サンゴ礁生体系が再生するよう支援している。植え付けは公募によるボランティア参加の一般ダイバーが行っている。こうした活動は単なるサンゴの再生だけではなく、美ら海を大切に作る心を多くの人々に広げたいという目的が共有されている。

また、生協・コープが販売するもずくに関連し、その産地である沖縄県恩納村のサンゴ保全をコープが支援している。1988年と2001年の海水温の上昇により、白化現象と呼ばれるサンゴの死滅が見られたことから、命を育む海を未来に渡って保全するために、中国地区5会員生協とコープかがわの組合員が対象商品を利用することによって基金を積み立て、サンゴを養殖し、恩納村の海のサンゴ保全に役立てる「もずく基金」を設立・運営し、サンゴの再生を図っている。

漁協に設置された水槽の中でさんご片の生育が図られており、壁にはこれまでの取組みの様子が紹介されるなど、再生だけではなく、啓発・教育活動が行われていた。また、学生やインターンなどの参加も受け入れ、人材育成や若者との連携も図られている。この他、もずくの販売と消費者をつなぐような形でのサンゴ再生参加のツアーも企画されており、通販会社のPal Systemでは、定期的に生協組合員やその家族を対象に、恩納村のサンゴの海を守る活動について学び、参加し、沖縄の郷土料理を作って生産者との交流を図るなどの取組みがなされてきている。

### **3 第3回国連小島嶼開発途上国会議と「島と海のネット」に関するプレスブリーフィング**

#### 1) 概要

平成26年9月17日(水) 11:00~12:00

場 所：虎ノ門35森ビル8F 海洋政策研究財団第2会議室

#### 2) 出席者

報道関係者約10名

#### 3) プレスブリーフィング概要

当財団寺島紘士常務理事より、平成26年9月1~4日にかけて、サモアのアピアで開催された「第3回小島嶼開発途上国(SIDS: Small Island Developing States)国際会議」の概要について説明を行った。寺島常務からは、本会議が小島嶼開発途上国の持続可能な開発の課題を議論し、国際協力の進展を図る目的で、1994年より10年に1度、国連が主催し

ている国際会議で、1994年のバルバドス、2005年のモーリシャスに次いで、今年のリビアでの会議が3回目となる旨述べ、21か国の首脳を含めて3500人が参加した今回の会議で、「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道（SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.]Pathways）」と題する行動計画を採択して閉会したとの説明を行った。また、海洋政策研究財団は、この第3回 SIDS 国際会議に国連のメジャーグループの一員として出席し、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」を実施していくための具体的方策について議論するサイドイベントを開催し、参加者の賛同を得て、政策提言の実施に連携協力して取り組む「島と海のネット（Islands and Oceans Net）」を設立し他旨説明を行った。サイドイベントの概要については、当財団海洋グループ古川恵太グループ長代理より、ウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター（ANCORS）と共催で、太平洋島嶼国の関係機関の協力のもと、9月3日午前に本会議場横のサイドイベント会場で開催し、トミー・レメンゲサウ パラオ大統領等、様々な国・組織・団体の関係者約80名の出席を得、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」で示された内容の実現を目指し、具体的な行動に一步踏み出すための議論を行った旨説明した。また、第3回小島嶼開発途上国国際会議で採択された国際行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道（SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.]Pathways）」について、当財団海洋グループ小林正典研究員より、海洋と海、気候変化・変動、生物多様性保全、能力開発等について説明を行った。出席した記者からは、より詳細な情報を求める質問が出たほか、島嶼国支援に向けた日本の協力の重要性に同調する指摘が述べられた。日刊海事通信は9月18日に本プレスブリーフィングでの情報を下に当財団の「島と海のネット」立ち上げについて報じ、併せて、寺島紘士常務が共同提案や行動計画の実施促進に向けた取り組みの重要性を指摘するコメントを掲載した。

## 第3章 国際社会への働きかけ

### 1. 島と周辺海域に関する国際セミナー

#### 1) 概要

日程：2013年8月21日(火)、22日(水)

会場：日本財団ビル2階会議室(東京・赤坂)

主催：海洋政策研究財団

#### 2) 参加者

##### **Australia:**

Prof. Richard KENCHINGTON

(ANCORS)

Dr. David LEARY

(University of Technology, Sydney)

##### **Fiji:**

Ms. Alison SWADDLING (SOPAC Division of SPC)

Mr. Akuila TAWAKE (SOPAC Division of SPC)Japan:

秋道智彌 (総合地球環境学研究所 名誉教授)

福島朋彦 (東京大学 海洋アライアンス機構 准教授)

林司宣 (早稲田大学 名誉教授)

加々美康彦 (中部大学 国際関係学部 准教授)

茅根創 (東京大学大学院 理学系研究科 教授)

宮原正典 (水産庁 次長)

奥脇直也 (明治大学法科大学院 教授)

寺島紘士 (海洋政策研究財団 常務理事)

山形俊男 (海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長)

##### **オブザーバ:**

海洋政策本部、日本財団、国交省、環境省、水産庁、研究機関他

#### 3) プログラム

**June, 18<sup>th</sup>**

10h-10h30m Opening

Election of Chairs

Opening Address by Mr. Hiroshi TERASHIMA (OPRF)

Address by Prof. Richard KENCHINGTON (ANCORS)

Self-introduction by seminar attendees

Photo Session

10h30m-12h Session 1: Reports on activities related to Islands and Oceans

Chaired by Mr. Hiroshi TERASHIMA and Prof. Richard KENCHINGTON

"Status report from SOPAC and preparation for the 3<sup>rd</sup> SIDS"

Dr. Alison SWADDLING

"Status report from ANCORS and International Societies"

Prof. Richard KENCHINGTON

"Status report from OPRF and International Societies"

Dr. Keita FURUKAWA

12h-13h30m Lunch

13h30m-16h00m Session 2: Management of the Surrounding Ocean Areas

Chaired by Prof. Richard KENCHINGTON and Prof. Moritaka HAYASHI

Review: "Policy Proposal on Management of the Surrounding Ocean Areas"  
by Secretariat

Assigned Commentators:

- "2-2-e: MPA" Prof. Richard KENCHINGTON
- "2-2-b: Fisheries" Mr. Masanori MIYAHARA
- "2-2-d: Marine Mineral Resources"  
Mr. Akuila TAWAKE  
Dr. Tomohiko FUKUSHIMA  
Prof. Tetsuo YAMAZAKI
- "2-2-a: Baseline" Prof. Moritaka HAYASHI

16h30m-17h30m Session 3: Response to Climate Change and Variability

Chaired by Prof. Toshio YAMAGATA and Prof. Richard KENCHINGTON

Review: "Policy Proposal on Response to Climate Change and Variability"  
by Secretariat

Assigned Commentators:

- "2-3-a: Climate Change and Variability"  
Prof. Toshio YAMAGATA

- “2-3-b: International Law”

Prof. Moritaka HAYASHI

18h-20h Reception (8<sup>th</sup> floor of the building)

## June, 19<sup>th</sup>

9h30m-12h Session 4: Conservation and Management of Islands

Chaired by Prof. Hajime KAYANE and Dr. David LEARY

Review: "Policy Proposal on Conservation and Management of Islands" by Secretariat

Assigned Commentators:

- “2-1-a: Development of Island Management Strategies”

Dr. Yasuhiko KAGAMI

- “2-1-b, e: Island management, Coral reef”

Prof. Hajime KAYANE

- “2-1-d: Renewable Energy”

Dr. David LEARY

12h-13h30m Lunch

13h30m-16h30m Session 5: Summary (Consideration on how Island States and the international community should implement policy proposals)

Chaired by Mr. Hiroshi TERASHIMA and Prof. Richard KENCHINGTON

Summary of Previous Sessions and Review of "Policy Proposal on Conservation and Management of Islands" by Secretariat

Action towards the international conference on SIDS, 1-4 Sep. 2014

- Side Event Proposal by OPRF
- e.g. Target and Possible Action Plans

Action towards Post SIDS and Future Cooperation

- e.g. UN Sustainable Development Goals in 2015
- e.g. Establishment of Islands and Oceans Network

Wrap-up

16h30-17h Closing



#### 4) セミナー概要

会議は、冒頭、当財団寺島紘士常務理事より、開会の挨拶があり、共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理」の効果的実施に向け、平成 26 年 9 月にサモアで開催が予定されている第 3 回小島嶼開発途上国国際会議でその成果を発信し、提言実現のための国際連携構築を進めていく方針である旨の話があった。その後、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター、太平洋共同体事務局、太平洋共同体応用地球科学技術部および当財団から各団体の最近の活動について紹介があった。

セミナーでは特に、周辺海域の保全についてまず、集中的議論がなされ、海洋保護区については、禁漁区の他に持続可能な資源利用ができる区域など、資源利用の許容程度に応じた区域の設定とその趣旨を地域住民や関係者に丁寧に説明し、協力を得ながら保全と持続可能な利用を進める意義が議論された。また、水産資源について、地域漁業機関を中心とした漁獲規制の動きとその実効性を注視する必要性や、不法漁業の取り締まりに関する国際協力の必要性が議論された。

沿岸・海底鉱物資源採掘については、環境影響評価の実施やそのための実施体制の強化などを広域的・地域的な能力開発や制度強化のプログラムの一環として実施していく重要性が指摘された。

また、海域基線については、小島嶼開発途上国で、そうした法制度の未整備が見受けられることからそうした分野での国際協力の有用性について議論がなされた。

気候変化と変動については、こうした事象の長期的なモニタリングの重要性や異常気象や災害などに対する防災の取組みの強化などが指摘され、こうした分野での地域・国際協力および政府や研究機関などの連携などの重要性が強調された。また、海面上昇により基線後退が想定されている事態については、元々の基線を後退に関係なく既得権益として認めるような国連海洋法条約の附則条項を設けるなどの案について意見が交わされた。

島の保全と管理については、島の戦略的管理の重要性、海中文化遺産保全の意義、サンゴ礁やマングローブ保全、再生可能なエネルギーの推進などについて、国内法制度の更なる整備や実施体制強化の重要性が指摘された。

平成 26 年 9 月にサモアで開催される第 3 回小島嶼開発途上国国際会議でのサイドイベント企画案については、概ね良好な反応が得られ、特に、当財団とオーストラリア国立海洋資源安全保障センター、太平洋共同体事務局、太平洋共同体応用地球科学技術部で連携して、成功裏に実施し、その後の協力活動の効果的実施を目指していくことで合意がなされた。

## 2. 第3回小島嶼開発途上国国際会議への参加

第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）が南太平洋のサモアの首都アピアにあるファレアタ スポーツ コンプレクス（Faleata Sports Complex）で今年9月1-4日の間開催された。このSIDS 2014は、小島嶼開発途上国の課題を首脳レベルで討議する目的で10年に一度国連が開催してきているもので、1994年にはカリブ海のバルバドス、2005年にはインド洋のモーリシャスで開催され、今年初めて、太平洋の小島嶼開発途上国で開催された。当海洋政策研究財団からは、寺島紘士 常務理事、古川恵太 海洋グループ長代理、ジョン・アレン・ドーラン、小林正典、山本リリアン光子の研究員3名による合計5名が出席した。

### 1) 概要

日程：事前会議：平成26年8月28日（木）～8月31日（日）

本会議：平成26年9月1日（月）～9月4日（木）

会場：ファレアタスポーツコンプレクス（アピア・サモア）

主催：国連

### 2) 参加者

小島嶼途上国連合加盟国を中心とした国連加盟国政府首脳、閣僚、代表、国際機関代表、NGOや研究機関等の関係者

### 3) 出張概要

第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）が南太平洋のサモアの首都アピアにあるファレアタ スポーツ コンプレクス（Faleata Sports Complex）で今年9月1-4日の間開催された。このSIDS 2014は、小島嶼開発途上国の課題を首脳レベルで討議する目的で10年に一度国連が開催してきているもので、1994年にはカリブ海のバルバドス、2005年にはインド洋のモーリシャスで開催され、今年初めて、太平洋の小島嶼開発途上国であるサモアで開催された。当海洋政策研究財団からは、寺島紘士 常務理事を始め5名が出席した。

#### (i) 第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）の概要

第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）には、約3500人の参加者が出席した。出席者は21ヶ国の国家元首、97人の大臣を含む115ヶ国の代表と548のNGOの代表が含まれ、サモアで開催された国際会議としては、最大規模のものとなった。

このSIDS 2014で採択された行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道（SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways）は、29ページ、124パラグラフにより構成され、小島嶼開発途上国の多岐にわたる課題を取り上げる包括的なものとなった。それらの課題に対する取り組みを支援する国際的連帯と支援が本行動計画では盛り込まれ、技術、能力開発、資金供与、気候変化・変動適応・緩和プロジェクトの支

援、2015年気候変化・変動合意形成への決意など、小島嶼開発途上国が重視する課題について前向きな国際社会の姿勢が示された。小島嶼開発途上国の取り組みおよび国際的支援を促す枠組み文書として充実した内容であり、参加者から好意的な評価を受けた。

SIDS 2014では、会期中毎日開催される会議として、プレナリ（本会議）並びに、マルチステークホルダーダイアログと称する政府関係者だけでなく国際機関やメジャーグループに発言の機会が与えられる会合が開催された。その会合では、日ごとにテーマを変え、持続可能な経済開発、気候変化・変動と災害リスク管理、社会開発、持続可能なエネルギー、海洋・海・生物多様性、水・衛生・食糧安全保障・廃棄物といった課題について有識者による基調講演の後、参加者による意見表明、討議等が展開された。

SIDS 2014の開催に合わせ、国連事務局は、行動計画実施に向けた新規・継続の小島嶼開発途上国の連携事業の登録を呼びかけ、最終日までに297の連携事業の登録がなされた。そうした事業は毎年総額19億ドル相当となることを見込まれ、166ヶ国、86の国際機関、1200のNGO/メジャーグループが関与するものとなっている。

SIDS 2014に先立ち、事前会合として、28日はユース・グループフォーラム、29日はNGOフォーラム、30-31日は民間セクターフォーラムおよび再生可能エネルギーフォーラムが開催され、それぞれのグループが課題別議論を深めた。

#### (ii) サイドイベント 「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」

海洋政策研究財団は、9月3日（水）午前11時～12時半に第4会議場にてサイドイベント、「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」を開催し、様々な国・組織・団体の関係者約80名の参加を得た。当財団寺島紘士常務理事が主催者を代表し開催の挨拶及び趣旨説明を行った。それに続いて、日本代表として外務省国際協力局地球環境課宮森丈治上席専門官宮森上席企画官、島嶼関係者代表としてトミー・レメンゲサウ パラオ大統領が挨拶を行った後、海洋政策研究財団の研究者や連携団体の専門家が課題別の発表を行い、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」で示された内容の実現を目指し、議論を行った。そして、そうした連携活動推進に向けた国際協働パートナーシップのネットワーク「島と海のネット(Islands and Oceans Net)」の設立を全会一致で宣言した。サイドイベントでの討議の要点や島と海のネットの立ち上げ宣言などについて、同日午後開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議の主会合のひとつである「マルチステークホルダー・パートナーシップ対話」で寺島紘士常務理事より報告を行った。以下に、各発言の要旨を記す。

サイドイベントでの開会挨拶で、寺島紘士常務理事は、共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」の作成過程やこれまでの当財団の研究成果を紹介しつつ、

特に島の保全と管理、周辺海域の管理、気候変化への対応、キャパシティ・ビルディングについて本サイドイベントで更に議論を深め、本サイドイベントが将来的に国際協力の進展に繋がることへの期待を表明した。外務省国際協力局地球環境課宮森丈治上席専門官は、歴史的に関係のある日本と太平洋島嶼国の連携強化に本サイドイベントが寄与することを確信している旨述べ、本イベントの重要性を強調した。

トミー・レメンゲサウ・パラオ共和国大統領は、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」に盛り込まれている各種の取組みを強化しなければならないと述べ、各国の異なるニーズに応える個別アプローチの必要性を強調した。

サイドイベントは2つのセッションにより構成され、セッション1「海洋とその周辺地域の管理のためのよりよい新たなコミュニケーションに向けて」で、ポール・ケンチ教授（オークランド大学）は、島の物理的対応能力を踏まえ、包括的に対策を考えることが重要で、そのための知見と労力の結集の必要性を指摘した。リーチャード・ケンチントン教授（ウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター、ANCORS）は、個々の地域で最適な対策やガバナンス・調整ネットワークの必要性を指摘した。アリソン・スワンドリング（太平洋共同体環境アドバイザー）は、深海底鉱物資源に関連する環境影響評価のプロジェクトが、法制度整備にも繋がっており、島と海洋ネットがそうした取組を推進していくことへの期待を述べた。小林正典研究員（海洋政策研究財団）は、小島嶼国・島嶼地域における持続可能な開発に向けた革新的取組の推進事例を紹介し、外部ファシリテーターや広域展開を支援するプログラムの有用性を指摘した。古川恵太主任研究員（海洋政策研究財団）は、日本における沿岸域総合的管理の例を紹介し、地域社会の参加を通じた沿岸域総合的管理の実効性を指摘し、沿岸域総合的管理が島の持続的・安定的発展に寄与する点を強調した。

セッション2「島と海ネットの国際協力ネットワークの設立提案について」では、ジラワー・グレワル南太平洋大学経営副学長は、当財団の活動が、南太平洋大学の活動と合致し、多面的な連携に期待を表明した。ワーレン・リ・ロング太平洋地域環境計画事務局沿岸・海洋アドバイザーは、冒頭、「島と海ネット」への支持を表明し、当財団やネットワークのメンバーと連携しながら、小島嶼国の取組を支援する実施体制の強化を進める必要を強調した。オラ・クリスチナ太平洋青年協議会代表は、当財団の政策提言への賛同を示し、孤立しがちな島嶼国の人々との連携強化に期待を表明した。

質疑応答では、島と海のネットへの賛意が表明されたほか、市民社会組織の幅広い参加を促していくことの有用性が強調された。

最後に、寺島常務より、宣言「島と周辺海域のより良い保全と管理のための新たな対話に向けて」が紹介され、満場一致で採択された。同宣言では、(1) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の推進の重要性とその推進に向けた国際協力、(2) サモア行動計画「小島嶼開発途上国行動推進モダリティ（S.A.M.O.A）の道」の実施、(3) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の実現に向けた国際

的マルチステークホルダーパートナーシップの推進、(4) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理を促進するための、優良事例に関する情報共有、人的資源の開発、政策立案の促進、制度的能力の増強、革新的活動の支援及び調査の実施の必要性と有用性を強調し、(5) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続的管理を推進するために、国際的協働ネットワーク「島と海のネット」設立を宣言している。

サイドイベント実施当日午後開催された「マルチステークホルダー・パートナーシップ対話」では、寺島紘士常務理事よりサイドイベントの成果と「島と海のネット」の設立に関する報告が行われ、出席者からは、同ネットワークが将来的に効果的に展開されることへの期待が表明された。なお、「島と海のネット」については、国連の「SIDS 行動プラットフォーム (SIDS Action Platform、[www.sids2014.org](http://www.sids2014.org))」にて概要が紹介されている (参照番号 2793)。

### (iii) 第3回小島嶼開発途上国国際会議の総括

SIDS 2014 では、議長を務めたトゥイラエパ・サイレレ・マリエレガオイ首相が閉会式で多くの出席者が感銘を受けた演説を行い、その存在感を示すなど、小島嶼開発途上国であるサモアが国連の舞台で重要な役割を果たした意義は、小島嶼開発途上国の抱える問題を国際社会に提示する機会を得たという意味で大きい。さらに、アピアのあるウポル島では、いたるところに歓迎の旗が掲げられ、サモア国民の SIDS 2014 への支援と期待を国際社会に示すことができた。過去のバルバドスやモーリシャスがリゾート観光地であったことからすれば、小島嶼開発途上国固有の課題を多面的に有するサモアでの開催とその成功には大きな意義があったと考えられる。その意味で、採択された行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」の実施に向けた取り組みが今後どのように展開されるのかは重要な鍵となる。その他、いくつかの所見を以下に記す。

#### ①国連の実施体制整備の注視

行動計画実施に向け、国連総会での決議の採択、更には、それらを支援する予算措置が着実に取られることが肝要で、関連する動きを注視する必要がある。例えば、この夏、国連環境計画 (UNEP) が太平洋地域事務所を SPREP (太平洋地域環境プログラム事務局) 内に開設するなど、小島嶼国に特化した支援体制の整備の動きが進められている。そうした機関との連携が今後有益となると考えられる。

#### ②国際社会の支援の動きの注視

欧州連合 (EU) は、ACP (アフリカ・カリブ・太平洋支援) プログラムの下で、小島嶼開発途上国支援を更に展開していくものと思われる。太平洋に属するオーストラリアやニュージーランドは、援助資金には限りがあるものの、この地域への影響力は確保したいと

の意向を指摘する向きもあり、援助機関間の連携についても注視していくことが重要である。

#### ③連携事業・能力開発の向上と環境保全・評価

SIDS 2014 では、連携事業や能力開発、制度的強化に向けた取り組みの重要性が謳われているものの、その中身については、十分な議論が尽くされているとは言えない。今後、持続可能な開発や持続可能な管理といった理念に照らし、適切な事業を推進していくことが重要であり、環境保全や持続性を保持するためのガイドラインや環境評価を行う制度整備などは今後より重要になってくると考えられる。

#### ④マルチステークホルダー連携

政府間協力から更に発展し、政府や NGO を含めた多様なステークホルダーが関与する国際連携の重要性がより一層認識された。そうした認識に立ち「島と海のネット」が着実にその実施体制を整備し、効果的な活動を展開することが重要である。

#### ⑤持続可能な開発目標

関連する国際的な動きとして、国連総会の下で設立された持続可能な開発目標（SDG）に関する公開作業部会が 13 回の会合を経て SDG 提案を採択した。この SDG 提案は、2015 年 9 月に各国首脳が採択を予定するポスト 2015 年開発課題の基盤となることとなることが、2014 年 9 月および 2015 年 1 月の国連総会で決議・決定されており、2015 年に更に SDG 採択のための宣言案や実施手段や国際連携、検証などについて交渉が重ねられる予定となっている。作業部会の SDG 提案では、その第 14 目標に「持続可能な開発のための海洋・海・海産資源の保全と持続可能な利用」が掲げられ、具体には、海洋汚染や違法・無報告・無規制（IUU）漁業の防止、ならびに海洋保護区を 10 パーセントとするとといった目標の実現が謳われている。これらは、今回の行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」にも取り上げられており、こうした目標達成のための取組みなどに注視していくことが大切である。

### 3. 島と海のネットのコアグループ会議

#### 1) 概要

日程：2015 年 1 月 19 日（月）、20 日（火）

会場：日本財団ビル 2 階会議室（東京・赤坂）

主催：海洋政策研究財団

共催：オーストラリア国立海洋資源安全保障センター（ウーロンゴン大学）(Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)

2) 参加者

Australia:

Stuart KAYE Director, Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS), University of Wollongong

Richard KENCHINGTON Leader Integration Theme, Commonwealth Scientific and Industrial Research Organization (CSIRO) Coastal Cluster, Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS), University of Wollongong

David Kenneth LEARY University of Technology, Sydney, Faculty of Law, Senior Lecturer, Director (courses)

France:

Yves HENOCQE French Research Institute for Exploitation of the Sea (IFREMER), Maritime Strategy Senior Advisor

New Zealand:

Paul KENCH The University of Auckland, School of Environment, Head of School

Regional Organizations

Ryan MEDRANA Natural Resources Adviser, Pacific Islands Forum Secretariat (PIFS)

Kifle KAHSAI Chief Geoscientist, Secretariat of the Pacific Community Applied Geoscience and Technology Division (SPC-SOPAC)

国内参加者

秋道 智彌 総合地球環境学研究所 名誉教授

奥脇 直也 明治大学大学院法務研究科 教授

茅根 創 東京大学大学院理学系研究科 教授

谷 伸 G E B C O 指導委員会 委員長

高谷 知志 外務省アジア大洋州局大洋州課 上席専門官

田中 健一郎 外務省 国際協力局地球規模総括課 課長補佐

林 司宣 早稲田大学 名誉教授

福島 朋彦 (独) 海洋研究開発機構海底資源研究開発センター 調査役

宮原 正典 (独) 水産総合研究センター 理事長

山形 俊男 海洋政策研究財団 特別研究員 (独) 海洋研究開発機構

アプリケーションラボ 所長

山崎 哲生 大阪府立大学大学院工学研究科海洋システム工学分野 教授

オブザーバー

勝山 潔志	総合海洋政策本部事務局内閣参事官
寺島 裕晃	ICNet 経営顧問・シニアコンサルタント
早川 理恵子	笹川平和財団 プロジェクトコーディネーター

事務局

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
古川 恵太	海洋政策研究財団	海洋グループ グループ長代理
大塚 真紗子	海洋政策研究財団	海洋グループ 特任特任研究員
秋元 一峰	海洋政策研究財団	海洋グループ 主任研究員
ドーラン ジョン	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
小林 正典	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
上里 理奈	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
倉持 一	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
小森 雄太	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
瀧本 朋樹	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
長岡 さくら	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
堀井 進吾	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員
山本 リリアン	海洋政策研究財団	海洋グループ 研究員

3) プログラム

**Monday 19 January**

Co-chairs: Mr. Hiroshi TERASHIMA, Executive Director, Ocean Policy Research Foundation (OPRF),

Dr. Stuart Kaye, Director, Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS), University of Wollongong and

Dr. Toshio Yamagata, Director, Application Laboratory, Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology (JAMSTEC)

10:00–10:30	Opening Session Opening remarks by Mr. Hiroshi Terashima, Executive Director, Ocean Policy Research Foundation (OPRF) Dr. Stuart Kaye, Director, Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS), University of Wollongong Self-introduction of participants
10:30 – 11:00	Session 1: Background and vision “SIDS 2014 and its outcome implementation” “SIDS 2014 and IO Net” by Mr. Masanori Kobayashi, Research Fellow, OPRF “SIDS 2014 follow up and Japan’s policies for supporting small island developing countries in the Pacific” by Mr. Kenichiro Tanaka, Deputy Director, Global Environment Division, International Cooperation Bureau, and Mr. Satoshi Takaya, Senior Deputy Director, Oceania Division, Asian and Oceanian Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, Japan



11:00 – 12:00	Session 2: Future Perspectives for IO Net Activities”  “OPRF – its major work and future work plan” by Mr. Hiroshi TERASHIMA, Executive Director, OPRF “ANCORS –its major work and future work plan” by Dr. Stuart Kaye, Director, ANCORS, University of Wollongong
12:00 – 13:00	Lunch
13:00 – 13:40	Continuation of Session 2 “PIFS – its major work and future work plan” by Mr. Ryan Medrana, Natural Resources Adviser, Pacific Islands Forum (PIFS) “SPC/SOPAC – its major work and future work plan” by Dr. Kifle Kahsai, Chief Geoscientist, Applied Geoscience and Technology Division of Secretariat of the Pacific Community (SOPAC Division of SPC)
13:40 – 17:55	Session 3: Development of Activity Plans for IO Net  Part I “Conservation and Management of Islands” “Proposed activities and suggested partnership on conservation and management of islands” by OPRF “University of Tokyo Ocean Alliance – Island Research Network” by Prof. Hajime Kayanne, Professor, the University of Tokyo “Long term changes of biophysical conditions of small islands and their management strategies” by Prof. Paul Kench, Head, School of Environment, University of Auckland  – Discussions –  Part II “Management of the Surrounding Ocean Areas” “Proposed activities and suggested partnership on management of the surrounding ocean areas” by OPRF
17:55 – 18:00	Wrap-up for the day
18:30	Reception

## **Tuesday 20 January**

9:30 – 12:00	Session 3 (cont.) “Sustainable fishery and international cooperation” by Mr. Masanori Miyahara, President, Japan Fishery Research Center – Discussions Part III “Response to Climate and Variability” “Proposed activities and suggested partnership on response to climate change” by OPRF – Discussions –
12:00 – 13:00	Lunch
13:00 – 14:30	Session 4 “Future work plans” “Proposed future work plans” by OPRF – Discussions –
14:30 – 15:00	Wrap-up and concluding Session Concluding remarks by Mr. Hiroshi Terashima, OPRF
15:00	Closing

#### 4) 討議概要

第1から第4セッションまではそれぞれのテーマに沿って IONET のこれからの活動などを中心として議論が行われた。第1セッションでは、「第3回 SIDS 国際会議と実施結果」の背景とビジョン、第2セッションでは、IONET の活動に関する将来展望、第3セッションでは、IONET の活動計画の展開、第4セッションでは、将来のワークプランについて議論が行われた。

セッション1では海洋政策研究財団と外務省地球環境課から 2014 年小島嶼開発途上国に関する第3回国際会議の開催と実施に関する報告が行われ、その報告に基づき、議論が行われた。

第2セッションでは、各機関からの報告が行われ、同機関による IONET に対する期待が紹介された。当財団からは、寺島紘士常務理事より、当財団の最近の活動について紹介し、島と海のネット (IO Net) にて、マルチステークホルダーパートナーシップを推進し、小島嶼開発途上国と国際社会との間のファシリテーターの役割を果たしていくことへの期待を表明した。この他、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター (Australian National Centre for Ocean Resource & Security, ANCORS)、太平洋共同体応用地球科学技術部 (Applied Geoscience and Technology Division of the Secretariat of the Pacific Community, SOPAC Division of SPC)、太平洋諸島フォーラム事務局 (Pacific Islands Forum Secretariat, PIFS) より活動報告があった。

第3セッションでは、島と海のネットの活動計画の展開について議論を行った。島の地形学的、生物学的、社会・経済的評価、現在の政策枠組み、組織のギャップ分析、政策の分析、ステークホルダーとの対話、島の管理戦略の実施を試験的に行う国を模索していく必要性について議論があった。この他、廃棄物管理、再生可能なエネルギー、さんご礁とマングローブの保全について、連携機関や優先課題について議論を行った。また、島の周辺海域の管理については、海域と基線の設定、漁業管理政策の実施、船舶運航の保全と維持、鉱産物資源の開発と海洋環境の保全、海洋環境と海洋の生物多様性の持続的可能な利用と保全について議論を行った。政策実施の評価、国際協力活動の検討、優良事例の分析、ステークホルダー政策対話、パイロットプロジェクトの実施、地域的事例研究、研修コースの計画などが提案された。成果物については、太平洋島嶼国の取組みを対象とした地域報告書としてまとめることが提案された。

第4セッションでは、今後の活動計画について議論がなされた。具体的には、島と海のネットの総会を平成 27 年 5 月に開催が予定されている第7回太平洋・島サミット (福島県いわき市 5 月 22 日～23 日) 連動して開催することが議論された。この他、島と海のネッ

トの広報活動や、メンバーシップ、執行委員会の役割を担う「コアグループ」の運営方式などについて議論を行った。この他、今後展開する活動ないようについては、提案書の提出を受け付けることとし、また、コア・グループには南太平洋大学（USP）および太平洋地域環境協力計画（SPREP）を追加することが提案された。



## 参考資料

参考資料 1	国内委員会の記録 第 1 回会合 .....	35
参考資料 2	国内委員会の記録 第 2 回会合 .....	39
参考資料 3	共同政策提言（全文） .....	43
参考資料 4	第 3 回国連小島嶼途上国のサイドイベントプログラム .....	51
参考資料 5	宣言「島と周辺海域のより良い保全と管理のための 新たな対話に向けて」和訳 .....	53
参考資料 6	第 3 回小島嶼発展途上国会議 サイドイベント 「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」議事要旨 .....	55
参考資料 7	第 3 回小島嶼開発途上国国際会議および 「島と海のネット」設立について — プレスブリーフィング資料.....	61
参考資料 8	第 3 回小島嶼開発途上国国際会議および国際行動計画 「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」 について — プレスブリーフィング資料 .....	63
参考資料 9	第 3 回小島嶼開発途上国国際会議と国際行動計画 「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」和訳.....	65
参考資料 10	パシフィック・オーシャンスケープの枠組み 抜粋 和訳 .....	95
参考資料 11	太平洋連盟憲章 和訳 .....	115
参考資料 12	島と海のネット コアグループ会合の記録 .....	117
参考資料 13	島と海のネット (IO ネット) TOR .....	121



## 参考資料 1 国内委員会の記録 第 1 回会合

平成 26 年度 第 1 回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会 議事録 (案)

**1. 日 時：** 平成 26 (2014) 年 5 月 28 日 (水) 10 : 00~12 : 00

**2. 場 所：** 海洋政策研究財団 第 1 会議室

**3. 出席者：**(敬称略)

委員 長	山形 俊男	(独) 海洋研究開発機構アプリケーションラボ	所長
委 員	秋道 智彌	総合地球環境学研究所	名誉教授
	磯部 雅彦	高知工科大学	副学長
	奥脇 直也	明治大学法科大学院	教授
	加々美康彦	中部大学国際関係学部	准教授
	茅根 創	東京大学大学院理学系研究科	教授
	谷 伸	GEBCO 技術指導委員会	委員長
	林 司宣	早稲田大学	名誉教授 (海洋政策研究財団 特別研究員)
	福島 朋彦	(独) 海洋研究開発機構	調査役
	寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
事務局	古川 恵太	同上	主任研究員
	上里 理奈	同上	研究員
	倉持 一	同上	研究員
	小林 正典	同上	研究員
	瀧本 朋樹	同上	研究員
	長岡 さくら	同上	研究員
	山本 リリアン光子	同上	研究員
オブザーバー	藤田 雅之	内閣官房総合海洋政策本部事務局	内閣参事官
	田中 健一郎	外務省国際協力局地球環境課	
	森高 龍平	国土交通省総合政策局海洋政策課	課長補佐
	中林 茂	海上保安庁海洋情報部技術・国際課	課長補佐
	岡本 修	国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部	津波災害研究官
	前川 美湖	笹川平和財団太平洋島嶼国特別基金事業室	室長
	三浦	東京都産業労働局農林水産課企画調整係	
	青野 裕子	同上	

## 4. 議 題：

- 1 平成 26 年度実施計画 (案) について
- 2 国際セミナーの開催および論点について
- 3 その他

## 5. 配布資料：

- 資料 1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿  
資料 2 平成 25 年度事業成果  
資料 3 国連持続可能な開発目標に係る第 8 公開作業部会 (OWG8 on SDGs) 報告  
資料 4 第 3 回国連小島しょ途上国会議 (SIDS2014) 期間間準備会合報告  
資料 5 平成 26 年度実施計画 (案)

- 資料 6 国際セミナーの開催（案）について  
資料 7 新国際共同政策提言、SIDS ゼロ・ドラフト、国内版政策提言等の比較表  
参考 1 新共同政策提言「島と周辺のより良い保全と管理」  
参考 2 国内版政策提言（案）「島と周辺海域の保全・管理」  
参考 3 OWG8 on SDG 議長報告  
参考 4 SIDS 会議アウトカム文書のゼロ・ドラフト概要

## 6. 議事概要：

開会にあたり、寺島委員から開会の挨拶と本事業の目的や背景、および、これまでの取り組みの概要について説明があった。

引き続き、事務局より本委員会委員及び本日出席のオブザーバーの紹介があった【資料 1 参照】。次いで、委員会規程第 3 条 1 項に基づき、委員の互選によって山形俊男（独）海洋研究開発機構アプリケーションラボ所長を委員長に選出した。これを受け、山形委員長より挨拶と本日の議事進行予定に関する説明があった。

### 1) 平成 26 年度実施計画（案）について

冒頭、事務局より平成 26 年度実施計画（案）について説明がなされた【資料 5 参照】。具体的には、①委員会概略日程（第 1 回：5 月、第 2 回：10-11 月を予定、第 3 回：未定）、②国際セミナー開催（6 月 18-19 日）、③SIDS 参加（9 月 1 日-4 日）といった日程の見通しが述べられた。これに対して各委員から特段の発言はなく、同実施計画については了とされた。

### 2) 国際セミナーの開催について

まず、事務局より、本事業にて開催する予定の国際セミナーについて説明があり、同セミナーは 2014 年 9 月に開催が予定されている SIDS 会議への政策提言に向けての準備の位置づけであること、また、国内招聘者としては本委員会委員を、海外招聘者については、前回の国際会議の参加者を中心に、ANCORS、SPC、PIFS、UTS といった国際機関からの招聘を予定している旨の説明があった【資料 6 参照】。

次いで、事務局より、国際セミナーの論点について説明【資料 7 参照】がなされたが、2013 年に当財団と ANCORS とで共同作成した国際共同提言と、本年 3 月に配布された成果文書案（ゼロドラフト）とを中心に比較分析し、同ドラフトに盛り込まれていない事項を今後検討すべきという趣旨であった。これを受け、山形委員長からは、ocean や sea といった用語の定義について事前に明確化しておくことの必要性について意見があった。これに対し、谷委員、林委員、茅根委員から各用語の概念定義の国際的現状についての紹介などがあり、この明確化作業が今後の議論の前提として重要である旨のコンセンサスが得られた。

次に提言の目的に関して事務局より説明がなされたが、これに対して谷委員からは、ゼロドラフトで空白となっている項目の取り扱いについて質問があった。これを受け事務局および寺島委員からは、国際共同提言を軸として議論を進め、ゼロドラフトに盛り込める事項を抽出していく方針である旨が説明され、茅根委員からは、そもそも両者は異なる存在であるのだから、どうしても空欄が残る場合にはそれをしっかりと示せばよいのではないかと、との意見が出された。これに関連して、田中委員からは、このゼロドラフトには新規項目を盛り込むことは難しいのではないかと現状説明が、また、加々美委員からは、震災を経験した日本ならではの提言として自然災害を盛り込むべきではないかと意見が出された。

また、寺島委員より、ゼロドラフトでは「海洋文化遺産の保全」が指摘されているが、日本はまだ遅れている旨の指摘があった。これに対して、山形委員長、林委員、奥脇委員、加々美委員から、同保全措置に対する世界各国のスタンスは、①UNCLOS の EEZ の規定と



UNICEF との立場の違い、②先進国と途上国との違い、□過去の戦争との関係、などが複雑に絡み合っているため事情が複雑である点が説明された。この議論の中で、準備会合に出席した事務局の小林研究員から、同会合における各国の主張などについて報告があった。

その後、山形委員長より、ゼロドラフトが「海洋鉱物資源開発」に触れていないことへの疑問が呈されたが、これに対して福島委員からは、小島嶼国の一部が先進国と同様に、経済発展に伴って海洋鉱物資源を使う側へと立場が変化しており、今後、この問題は重要になってくるであろうとの意見が出された。

そして最後に、各委員から【資料 7】の各項目の重複ないし欠落した事項について確認を求める発言があり、これに対して事務局が委員からのご指摘をもとに今後対応する旨の発言がなされ、山形委員長から、この議論の成果が有効な政策提言となるよう、本事業が小島嶼国のバックアップに取り組んでいるのだという姿勢を明確に示すことの必要性が述べられた。

### **3) その他**

この時点で委員会の終了予定時刻を過ぎていたため、山形委員長より 6 月の国際会議、そして 9 月の SIDS 会合に向けて、海洋文化遺産の問題など整理すべき論点が多いことから、今後も事務局と連携を取りながら議論を深めていきたい旨の挨拶があった。

これに対して事務局からは資料準備などに関する不手際についての陳謝があり、そして、事務局の方針として、各委員からの貴重な意見を踏まえ、SIDS 会合に向けた諸準備と論点整理を行いつつ、本事業がより良いものとなるよう努力していく旨の発言があった。



## 参考資料2 国内委員会の記録 第2回会合

平成26年度 第2回島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会 議事録(案)

**1. 日時:** 平成26(2014)年10月21日(火) 15:30~17:30

**2. 場所:** 海洋政策研究財団 第1会議室

### 3. 出席者:(敬称略)

委員長	山形 俊男	(独) 海洋研究開発機構アプリケーションラボ 所長 (海洋政策研究財団 特別研究員)
委員	秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授 (海洋政策研究財団 特別研究員)
	茅根 創	東京大学大学院理学系研究科 教授
	林 司宣	早稲田大学 名誉教授(海洋政策研究財団 特別研究員)
	福島 朋彦	(独) 海洋研究開発機構海底資源研究開発センター 調査役
	山崎 哲生	大阪府立大学大学院工学研究科 教授
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
事務局	古川 恵太	同上 海洋グループ長代理/主任研究員
	上里 理奈	同上 海洋グループ研究員
	倉持 一	同上 研究員
	小林 正典	同上 研究員
	瀧本 朋樹	同上 研究員
	堀井 進吾	同上 研究員
	山本リアン光子	同上 研究員
	長岡 さくら	同上 研究員
オブザーバー	藤田 雅之	内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官
	勝山 潔志	内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官
	柴田 裕樹	国土交通省港湾局海洋・環境課港湾環境政策室 環境計画係長
	三浦 肇	東京都産業労働局農林水産課企画調整係

### 4. 議題:

- 1 第1回委員会の議事要旨
- 2 第2回島と海の国際セミナー(第2期)の実施について
- 3 第3回小島嶼開発途上国国際会議について
- 4 「島と海のネット」設立について
- 5 その他

### 5. 配布資料:

- 資料1 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究委員会委員名簿
- 資料2 第1回委員会議事録
- 資料3 第2回島と海の国際セミナー(第2期)報告
- 資料4 第3回小島嶼開発途上国国際会議(SIDS)報告
- 資料5 サイドイベント報告
- 資料6 今後のロードマップ(案)について
- 参考1 平成26年度事業実施計画
- 参考2 新共同政策提言「島と周辺のより良い保全と管理」
- 参考3 S.A.M.O.A. [SIDS Accelerated Modalities of Action] Pathway

参考4 IONet Declaration / Invitation for Expression of Interests

参考5 グローバル環境・社会に対する環礁島嶼の生態工学的維持

## **6. 議事概要：**

開会にあたり、寺島委員より挨拶があった。

引き続き、事務局より本委員会委員及び本日出席のオブザーバーの紹介があった（資料1、参照）。次いで、山形委員長より挨拶があった。

### **1) 第1回委員会の議事要旨**

冒頭、事務局より平成26年度第1回議事録（案）について説明がなされた（資料2、参照）。併せて、修正点等あれば事務局まで連絡願いたい旨説明があった。

### **2) 第2回島と海の国際セミナー（第2期）の実施について**

まず、事務局より、本（2014）年6月18日から19日にかけて開催された第2回島と海の国際セミナー（第2期）について、資料に沿って報告がなされた（資料3、参照）。

これを受け、山形委員長より各委員に対し発言を求めたところ、特段の発言はなかった。

### **3) 第3回小島嶼開発途上国国際会議について**

まず、事務局より、本（2014）年9月1日から4日にかけて開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議への参加及びサイドイベントの開催について、資料に沿って報告がなされた（資料4、参考3、参照）。

これを受け、山形委員長より、同会議のロジ面、とりわけ、宿泊設備について質問があったところ、事務局より、サモア政府の一括斡旋にて同会議出席者のリゾートホテルへの優先的宿泊手配があったほか、会議期間中手配・停泊させていたNZの客船への宿泊、同地の家庭へのホームステイ等が行われていた旨説明された。これに関連し、勝山氏より同国への交通手段について質問があったところ、事務局より、参加者は逐次航空機にて出入国し、船舶での出入国はなかったように思う旨発言があった。

次に秋道委員より、EU、豪州及びNZ政府による支援は昔からの伝統である旨発言があるとともに、同会議における日本政府のスタンスについて質問があった。これに対し、寺島委員より、日本政府からは牧野外務政務官を代表とする政府代表団が参加していたが、同期間中に内閣改造が行われたということもあり、同政務官は2日までで帰国し、その後は外務省職員によって対応していた旨説明があった。併せて、他の日本人参加者として国連職員やJICA等の参加があったこと、同会議は島嶼国が主体となる会議であるため、日本のプレゼンスはそれほど高くなかった旨付言された。

また、茅根委員より、日本政府代表が最終日まで同会議に参加できなかったのは残念であること、例えば、日本で開催されている島サミットもイベント的要素が強いなど、島嶼国に対する日本政府・外務省の認識はまだ弱いように感じる旨発言があった。但し、当財団及びANCORS共催のサイドイベントにパラオ大統領の参加を得たことは非常に喜ばしく、当財団の政策提言・行動等が日本政府の政策にインパクトを与えることを期待している旨発言があった。

これに関連して、山形委員長より、同会議への参加についての記事（執筆：寺島委員）が当財団ニュースレター（11月15日号）に掲載される予定である旨紹介があるとともに、同会議に対する中国のプレゼンスについて質問があったところ、事務局より同会議における中国のプレゼンスは高くはなかったが、サモアにおける資金的・物質的なプレゼンスは高いことが紹介されるとともに、茅根委員より、中国政府は同国周辺の左寄りの国家間の結束を高めている感がある旨発言があった。

#### 4) 「島と海のネット」設立について

まず、事務局より、第3回小島嶼開発途上国国際会議中、当財団及びウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター（ANCORS）の共催にて9月3日に開催したサイドイベントにて設立された「島と海のネット（以下、ネットとする。）」及び今後のロードマップについて、資料に沿って報告がなされた（資料5、資料6、参考4、参照）。

これを受け、山形委員長より各委員に対し発言を求めたところ、寺島委員より、「面白そうだからネットに入る」というのでは提言実施に繋がらないことから、具体的にネットに参加した後の前向きな行動を期待する旨の招待を主として太平洋島嶼国に対し送付している、その上でまずはコアグループにて議論したいと考えているとの発言があった。併せて、日本サイドでネットに参加してもらえそうな機関について情報提供の依頼があった。また、在サモア日本国大使館の渋田一正大使より地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を通じた活動ができないかとの提案があったことが紹介された。これに関し、茅根委員より、柴山知也早稲田大学教授がサモアにおける海岸防災について研究を行っているので紹介したこと、今年度のSATREPSの公募締切が本年10月27日であり期限が迫っていることから間に合うかわからないが書類提出を目指しているとの発言があった。これに対し、山形委員長より、SATREPSはODAであることからマルチでできないのが不便である、スウェーデン国際開発庁（Sida）のプロジェクトはマルチで出来るので使い勝手が良いとの発言があった。これに関し、茅根委員より、SATREPSはバイでしかできないが、ネットでマルチに情報共有するというような方法もあるのではないかとの提案があった。

これを受けて、勝山参事官（オブザーバー）より、JICAを介した援助活動について、以前はマルチに寛容であったが、その後バイでない顔が見えないということで（マルチを）行わなくなってきた、2003年頃にカリブ海地域においてマルチの枠組が出来たが、予算も少なく、一人の専門家が6ヶ国程度を巡回することから大変であった、太平洋地域においてJICAは撤退気味であるとの情報提供があった。併せて、OPRFにてANCORS以外のパートナーを見つけることが必要ではないか、また、日本とサモアとは水産関係では直接の繋がりはなく、SPCやFAOを通じての関係しか有していないとの発言があった。

また、資料5に関し、茅根委員より、ケンチントン教授の発言における「タチの悪い問題」とは具体的に何を指すのか質問があり、これに対し、事務局（小林研究員）より、護岸工事などにおいて、それぞれの地域社会毎に個別具体的な対策を考えず紋切り型になっていることだと理解したとの説明があった。また、併せて、同委員より、SOPACがSPCに組織変更された経緯及び（OPRFと）USPとの関係について質問があったところ、寺島委員より、ヴェイタヤキUSP准教授は近年の島プロジェクト関連セミナーには参加していないこと、今回のネット設立に関しても、USPは関心を示しているものの具体的な話は来ていないとの説明があり、また、SOPACに関しては、当初、ウェッブ氏が窓口となっていたが、SOPACが組織改編によりSPCの一部門となったことで、共同提言等も予めSPCの了解が必要になったことから、提言に共同で名前を連ねることも難しくなったこと、また、SOPAC自体の興味関心も深海底鉱物資源に移ってきているのではないかと思われるとの発言があった。

これを受けて、茅根委員より、ネット構築に当たってはこれまで構築した人脈等が重要になると思われるが、各組織の担当者が変わりつつあるように思われるとの発言があった。また、山崎委員より、SOPACが鉱物資源に興味関心を示しメインで行うようになってきた理由はEUの予算が付いたことによるものであること、EUにとって太平洋は魅力的な地域であり先に楔を打ち込むという感じを受けるとの発言があった。これに関し、山形委員長より、本ネットはその名前からしても概念が広いので、ネットで優先的・重点的に行う内容や海域についても定めていくべきとの発言があった。これを受けて、寺島委員より、何を重点的にプッシュするのについても（現在行っている）アンケートを元に、来年1月に予定しているコアグループ会合に委員の先生方にもご参加頂き議論したいと考えていると

の方向性が示された。

これに関連し、勝山参事官（オブザーバー）より、太平洋島嶼国が行おうとしている海洋保護区とは、サメの捕獲だけを禁止したり外国漁船のみを排除するなど中身がない状態である、また、マーシャル諸島、パラオ、（現在審議中ではあるが）ミクロネシア連邦については EEZ 全海域を海洋保護区とするなど、NGO 等の関心を買やすい制度を構築するのがファッションナブルになっていることに留意頂きたい、また、このような制度構築は責任あるマネージメントではないことを示すべきであるとの見解が示された。

また、秋道委員より、観光分野や沿岸域総合管理のような西洋人が考える以外の実効的な方策を実現したほうがよいのではないかと、とりわけ、このような活動においては普及員（extension officer）の存在が重要であり、現地の村に実際に入ってトレーニングするためには英語では無理で現地語を解する者が必要であると思われるとの発言があった。

更に、林委員より、現在、世界では海洋保護区ラッシュであり、米国が世界最大の海洋保護区を当該海域周辺に設定したことから、米国の動きにも注目すべきであるとの見解が示された。これに関し、茅根委員より、英国やフランスも自国海外領土の管理のために海洋保護区を設定しているが、日本は、no take というのは無理なので持続利用しつつ管理するというを進めるべきとの見解が示され、山形委員長よりこれに賛意が示された。

これに関連し、福島委員より、同委員が参加した WOC Business Forum on Ocean Policy and Planning（於 NY）では、環境保護をメインとしたグリーンエコノミーではなく、環境保護を行いつつ経済的にもペイするというブルーエコノミーが推進されていたとの紹介があった。これを受け、茅根委員より、そのためには水産庁や環境省とも情報交換しながら行う必要があること、環境省が沖縄振興策を兼ねて沖縄を中心として専門家会議（持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議）を行っており、そこで専門家によるネットワークを作ろうとしている、これらとの連携もお願いしたいとの発言があった。

また、秋道委員より、海面利用の歴史は島毎に異なるが、各島での禁漁期や海面上昇などのデータを皆が知らない、そこで、時代変化を抑えたデータベース構築を本ネットで行ってはどうかとの提案があった。更に、勝山参事官（オブザーバー）より、米国のオバマ政権による MPA はインパクトがある、日本としてはこれを天皇海山のほうへ拡大してくるのかという点が気がりであるとの発言があった。

なお、福島委員より、先週、ブレスト（仏）で深海底鉱物探査をメインテーマとする Sea Tech Week というイベントが開催された、そこで、DOSI や MIDAS は太平洋島嶼国を巻き込もうとしている、JAMSTEC が戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の一環で作ろうとしている環境規則に太平洋島嶼国を巻き込もうとしたら、DOSI が既に行っているからという理由で IFREMER からストップがかかり縄張り意識があるように思われる、また、JAMSTEC が船舶の共同利用について公募を行ったところ、（EU 予算が投入されている）SPC-SOPAC のスワドリグ氏が応募してきたとの情報提供があった。

## 5) その他

最後に、茅根委員より、東京大学海洋アライアンスを通じた「グローバル環境・社会に対する環礁島嶼の生態工学的維持に関する研究」について資料の紹介があった（参考 5、参照）。また、事務局より、設立された「島と海のネット」が SIDS のホームページにて連携活動として登録された旨紹介があった。



## For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas

Policy Proposal by the Ocean Policy Research Foundation, the Australian National Centre for Ocean Resources and Security at the University of Wollongong and their contributing technical partners

### Full Text

#### 1. Purpose of This Policy Proposal

The ocean covers some 70 percent of the earth's surface and plays a significant role in sustaining human life by supplying natural resources and stabilizing climate. Islands serve as an irreplaceable base from which to protect and develop ocean resources, and conserve the marine environment and biodiversity.

Island States have the right to explore, exploit, conserve and manage their natural resources, and a responsibility to protect and preserve the marine environment, including conserving the living resources therein under the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) and other international treaties.

Today, however, islands are faced with various conservation and management challenges due to local environmental problems and global change. In particular global climate change and its associated effects have raised the plight of small islands as a matter of international concern.

This Policy Proposal reflects the results of a 3 year international research program undertaken by the Ocean Policy Research Foundation (OPRF), the Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS) at the University of Wollongong and their contributing technical partners, followed by a second phase of the research undertaken by OPRF, ANCORS and their contributing technical partners. This research has identified a range of globally interlinked issues whose resolution is fundamental to the future sustainability and development of small islands. Its purpose is to draw the attention of the international community to the need for more effective means to address these growing problems, especially the use of precautionary and ecosystem based approaches. This research has focused on the Pacific Ocean, where many islands are found and vast areas of the ocean fall under the jurisdiction of island States.

The research and recommendations are focused on the characteristics of islands, acknowledging islands and their surrounding ocean as unified areas and considering how to conserve and manage them. The results are being shared to support discussion on the Third International Conference on SIDS in 2014 as well as the Sustainable Development Goals, in the hopes of fostering sustainable development of island societies and the exploitation and conservation of the ocean through cooperation and collaboration between island States and the international community.

## 2. Priority Issues and Directions toward Solution

### 2-1. Conservation and Management of Islands

#### a. Development of Island Management Strategies

In order to address the challenges of global change to biophysical resources of islands, the international community should support practical initiatives to assist countries in the development of strategic planning and implementation of island-scale management decisions. Such support should be aimed, inter alia:

i) To develop effective management strategies for islands through classification by the socio-economic, cultural, and ecosystem-based characteristics not only of the islands themselves but also their surrounding environments.

ii) To develop robust environmental and socio-economic baselines against which management strategies can be designed and the success of outcomes evaluated. Environmental baselines should include: defining the natural dynamics of reef islands and high island shorelines (erosion, accretion patterns and island migration rates) at a range of timescales; the health and status of island ecosystems (e.g., coral reefs, water quality) and water resources; and resolution and recognition of the critical inter-linkages between island biophysical systems that maintain landforms and support human populations. Socio-economic baselines should provide an understanding of current human uses and impacts, and their impacts and the values or forces which drive them.

iii) To better resolve the outlook or future changes in local island landforms and ecosystems that may be expected to arise from the combination of human uses and impacts and the effects of global environmental change.

iv) To develop comprehensive strategies to manage the threats to island biophysical systems that allow communities to co-exist with the natural dynamics of islands. Such management strategies should also aim to maintain the life-supporting capacity and natural dynamism of islands and their associated ecosystems;

reflect the diversity of island types; recognize the complex interaction of island biophysical systems (people, land, water, ecology); and embrace a broad range of practical management solutions that comprise land use and resource planning as well as hard and soft engineering tools.

v) To identify, design and implement alternative adaptation strategies that are sensitive to the natural dynamics of island biophysical systems.

vi) To implement, monitor and evaluate ecosystem-based management plans for island biophysical systems through effective implementation of the Pacific Oceanscape.

#### b. Increased Safety and Resilience of Island Communities

b-1. The international community should continue to support a range of disaster risk management measures to assist island States to reduce their levels of vulnerability and risk. Measures that can be considered for support are reflected in the priorities endorsed by representatives of Pacific island countries and territories at a range of regional and global fora such as the annual sessions of the Pacific Platform for Disaster Risk Management, and biennial sessions of the Pacific Climate Change Roundtable and Global Platform for Disaster Risk Reduction, to name a few.

b-2. Based on assessments grounded in scientific data of natural disasters such as typhoons, storm surges, earthquakes and tsunamis for individual States and islands, island States should draft a comprehensive disaster preparedness plan and implementation framework in order to improve their observation systems, protective infrastructure (e.g., breakwaters and seawalls) and evacuation facilities (e.g., storm surge and tsunami shelters, escape towers and escape ships), education for higher disaster preparedness (e.g., raising disaster awareness and carrying out emergency drills) together with early warning systems, including national communication systems. Disaster resilient societies require development of both hard and soft infrastructures.

b-3. Adoption of conservation measures that are sensitive to individual characteristics of an island contributes to the



establishment of a disaster resilient society. For example, in the case of the 2011 tsunami disaster in Japan, re-establishment of settlements in the areas that were affected by tsunamis in the past increased the damage. In order to build societies

resilient to natural disasters, it is critical that island States develop and implement appropriate land use plans or national land plans to minimize the use of land, which is deemed vulnerable, based on detailed damage predictions. Particularly for very small islands, there is also a need to provide accessible shelters for populations in vulnerable areas.

b-4. In order to cooperate with island States to carry out the actions identified above, it is necessary for the international community to support scientific research on disaster risks for individual islands and observation systems (e.g., establishment of a core regional observatory), data and information sharing, and establishment or improvement of comprehensive disaster preparedness plans and their implementation, from technical, capacity building, and financial perspectives.

### **c. Implementation of Waste Management**

c-1. The international community should support island States in the development and implementation of comprehensive waste management strategies in accordance with the Pacific Regional Solid Waste Management Strategy 2010-2015, designed by the Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme (SPREP).

c-2. There is an urgent need to improve waste disposal facilities that may affect the region's environment and reduce waste in particular (e.g., by introducing the 3R (Reduce, Reuse and Recycle) system and refuse compost). It is also important to increase the understanding and awareness of island residents about waste management issues.

c-3. For atoll islands, which are small in land area and so have difficulty securing waste disposal facilities, it is essential to develop and implement a medium- to long-term national strategy.

c-4. It is recommended that island States consider the utilization of economic mechanisms so as to control commercial product inputs which are released as waste products in time. In addition, consideration should also be given to establishing zero waste measures ("bring it in, take it out"). Developed countries that export goods to island States such as cars, equipment, electric and electronic goods) should assist in the implementation of such an approach.

c-5. To implement sustainable management of waste in island States, it is important to use treatment techniques appropriate to the various types of waste (e.g., plastic marine litter and organic waste need be collected and processed separately), make efforts to reduce waste and raise public awareness, and obtain the support of the international community to support these activities.

### **d. Development of Renewable Energy**

d-1. A key to the economic independence of island States is to encourage societies that do not depend excessively on imported energy. Consequently, it is necessary to promote renewable energy innovation according to the natural conditions of each island, and provide business operators with the necessary incentives to promote the use and development of renewable energy as appropriate. In addition, there is a need to encourage measures to save energy and promote increased energy efficiency, including awareness-raising at both the political and civil levels.

d-2. The international community should assist island States in the identification and adoption of feasible renewable energy technologies and their dissemination schemes appropriate to the environmental conditions of each country.

### **e. Conservation of Coral Reefs and Mangrove Forests**

e-1. Coral reefs and mangrove forests play an important role not only in environmental conservation but also in disaster prevention. For example, coastal erosion is prevented by the breaking of waves at the reef margin, creating sheltered areas along island coasts; also, bottom sediment stability is secured by mangrove root systems, reducing tsunami traction force. Island States thus need to

take an adaptive and perceptual approach to maintaining island ecosystems by using well-designed structures and beach nourishment; also, a long-term approach that takes into account coral and foraminifera ecological systems is required to achieve social, economic and environmental services (ecosystem services).

e-2. Island States need to establish environmental criteria and monitoring mechanisms to manage excess land-based nutrient budgets or hazardous material spills (e.g., oil spills) that could damage coastal ecosystems.

e-3. The international community should support a multifaceted approach by island States based on the aforementioned utilization plan and conservation plan for conserving coral reefs and mangrove forests to promote achievement of the Aichi Target, which was set at COP10 of CBD in consideration of the environmental and geomorphologic features of islands.

## **2-2. Management of the Surrounding Ocean Areas**

### **a. Establishment of Baselines and Maritime Limits**

a-1. In order to fully implement integrated ocean management, it is important that island States that have not done so, establish their maritime baselines, zones, and outer limits as well as negotiate maritime boundary treaties. Likewise, where applicable, island States also need to complete the procedures for the extension of their continental shelf in accordance with UNCLOS. It should be noted that charts at appropriate scales are necessary to depict baselines and to publicize maritime limits.

a-2. Where appropriate the international community should continue to give island States technical and legal assistance to establish baselines and maritime zones and update existing maritime legislation and charts as well as to conduct surveys necessary for States to establish their continental shelf.

### **b. Implementation of Practical Fisheries Management Policies**

b-1. It is recommended that island States strengthen conservation and management of small scale fisheries in

coastal areas and of fishery resources in their EEZs. Support should be provided for the implementation of community based fisheries management measures, utilizing the best available scientific data. In order to support this implementation, further socio-economic research is required into fishing activities, indigenous knowledge, and community benefits. Coastal fisheries management should be considered a priority area for capacity building and institutional strengthening.

b-2. It is recommended that island States and their distant water fishing State partners should strengthen monitoring, control and surveillance (MCS) at the national and regional levels to better combat illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, taking into account the global nature of these issues. Particular consideration should be given to measures that combat misreporting and strengthen enforcement of license conditions. Some island States may benefit from the establishment and enhancement of enforcement organizations such as coastguards or national MCS committees to coordinate and maintain law and order at sea. The possibility of establishing joint coastguards and multi-lateral surveillance enforcement agreements among some island States should also be considered. Furthermore, as measures from the consumer side, additional consideration needs to be given to increasing traceability of products.

b-3. The international community should promote sustainable fisheries through regional fishery management organizations, including activities that remove excessive fishing capacity, address IUU fishing problems, prevent overexploitation of fishery resources, and implement an ecosystem based approach to fisheries management. Consideration should be given to the development of new processes that ensure an equitable distribution of the conservation burden in a transparent manner. At the same time, the international community should provide support to island States to add value through processing and export of seafood products, which lead to job creation and economic development.

b-4. The international community should increase its support for the strengthening of fishery management systems in the Pacific islands, including capacity building and institutional strengthening at the local, national and regional levels.

### **c. Maintenance and Securing of Shipping Services**

c-1. Island States need to address the maintenance and safety of shipping services which are essential for transportation among the islands. The introduction and promotion of vessels that can easily be operated, managed and maintained should be encouraged. It is also recommended that island States and flag States act to prevent marine pollution and ecological damage caused by ships to island environments and to promote efficient use of energy.

c-2. The international community needs to provide financial support for island States to secure maritime transportation and technical support for human resource development to implement conservation measures.

### **d. Exploitation of Marine Mineral Resources and Preservation of Marine Environment**

d-1 Island States need to enact effective regulatory measures based on a precautionary approach and environmental impact assessment for environmentally responsible exploitation of seabed mineral resources. This requires implementing legal measures covering prospecting, exploration, and production. Seafloor mineral resource activities should be undertaken with careful attention to public health, preservation of marine life, safe operation of relevant processing facilities, appropriate management of resources and social and financial benefits.

d-2 It is imperative to provide appropriate assistance to island States to establish special guidelines and policies to guide all aspects of this new industry and ensure the protection of islands States' interests and environments when developing mineral resources on the seabed.

d-3. The international community should support workshops and processes that facilitate the sharing of technical knowledge related to environmental impact assessments and management of seabed mining activities, particularly for the benefit of developing countries.

### **e. Conservation and Sustainable Use of the Marine Environment and Marine Biodiversity**

e-1. Island States should consider utilizing a range of management tools, including Marine Protected Areas (MPA), and other similar tools to achieve integrated ocean management and ecosystem-based management (EBM) to conserve and use the marine environment and marine biodiversity in a sustainable manner, while taking into account local conditions and circumstances.

e-2. To be effective, it is necessary that scaled up MPAs (e.g., by networking) are designed around clear objectives, developed and implemented in harmony with other objectives for use of marine space and resources. Marine conservation is about stewardship and thus is much more than no-take areas. The broader approach to EBM is important for addressing the complex issues already facing island States, such as sustainable development, the human environment and maintenance of ecosystem processes and biological diversity, as reflected in the Aichi Targets set at COP10 of CBD.

e-3. It is desirable that island States develop and adopt guidelines as appropriate for establishing and managing MPAs and applying suitable environmental impact assessment measures. The international community should strengthen technical and financial support for island States.

### **2-3. Response to Climate Change and Variability**

#### **a. Adaptation to Climate Change and Variability by Island Societies**

a-1. The small land area of islands and their vulnerability to natural threats raise the likelihood that they will be more affected by climate change and variability. Climate change and variability may affect islands through damage to coral reef and near-shore ecosystems due to sea surface temperature increase and emerging ocean acidification. Climate variability already affects islands through changes in the intensity and frequency of disasters due to ongoing ENSO cycles, El Niño Modoki and other meteorological irregularities; and climate change is

expected to increase possible variability and extremes. Understanding of data relating to climate/oceanic extremes and socio-economic indicators offer many important lessons to reduce vulnerability of islands (e.g., droughts caused by El Niño Modoki or urbanization). It is also important to undertake further targeted scientific research and to implement evidence-based, practical solutions to climate stress. This will engender long-term resilience and enable islands to appropriately adapt to disasters and climate change impacts.

a-2. It is important to take measures to address the following three issues. First, as to global scale climate change, there is a need to deepen our understanding through observation and experimental research of vulnerable ecosystem services and resources (e.g., coral reefs, fish, mangroves, shoreline systems, etc). Second, as to climate variability, basic climate monitoring capacity must be strengthened in small islands to provide critical baseline data and broader research on meteorological irregularities such as decadal climate cycles, ENSO and El Niño Modoki. Third, in terms of aggravation of local inshore marine environments caused by existing anthropogenic stress, appropriate action and exploration of impact-response mechanisms should be taken in line with Sub-section 2-1 of Section 2 of this document.

## **b. Response to International Law Issues Related to Climate Change**

b-1. The low water lines of islands are important, as they constitute the normal baseline for measuring the breadth of territorial seas, contiguous zones, EEZs and continental shelves, as well as the base point for drawing straight baselines and archipelagic baselines.

b-2. Current rules of international law do not adequately address the adverse impacts of climate change on the limit and the status of territorial seas, contiguous zones, EEZs and continental shelves in cases where low water lines shift or part or the whole of the island territory is submerged due to sea level rise. It is therefore desirable for the international community to consider adopting new rules to mitigate unfair impacts by Climate Change. In this respect, consideration should be given to adopting a supplementary agreement to UNCLOS.

### **3. Capacity Building and Institutional Strengthening**

Capacity building is essential to ensure that island States are able to effectively implement their national and international obligations and to ensure the long term conservation and sustainable use of their marine environments. Accordingly, the international community should support research into identifying priority institutional strengthening and capacity building needs for small island States in the fields of marine management, governance and development. Support should be given to capacity building and institutional strengthening programmes that target national and regional priorities while minimizing disturbance to ongoing management responsibilities. As far as possible, such support should be coordinated through existing regional agencies.

### **4. Suggestions for Responding to the Challenges**

4-1. Various types of scientific knowledge should be accumulated in order to effectively respond to natural threats, problems associated with climate change and climate variability, maintenance and conservation of islands, and environmental preservation of islands.

4-2. In order to respond to issues relating to the degradation of the living environments and increasing vulnerability of marine and coastal environments and communities, it is desirable for island States to establish and implement appropriate land use plans or national planning mechanisms, taking due account of environmental conservation.

4-3. It is recommended that island States work towards sustainable development through effective management of the ocean areas under their jurisdiction so as to conserve and manage the environment and resources, in order to achieve a long-term sustainable utilization of marine living resources.

4-4. In their effort to achieve sustainable development, the nature, history, culture, politics, and institutional arrangements (e.g., traditional use and ownership of land and the sea) that are unique to the States and islands concerned should be taken into account.

4-5. It is recommended that the international community work with island States to identify the necessary forms and level of support through proper evaluation and

analysis of the problems and their causes. The international community should provide focused cooperation and financial support to address identified needs.

4-6. In order to manage islands and their surrounding ocean areas effectively, it is necessary to establish systems or frameworks for the management and development of islands, to enhance capacity in national administrations and to support national community awareness programmes. Close working relations with NGOs should be explored and harnessed.

4-7 It is important to manage the various problems impacting the conservation and management of islands and their surrounding ocean areas through approaches that recognize the interconnected nature of islands and their surrounding ocean areas.

## 5. Toward Realization of This Policy Proposal

5-1. Island States are facing various challenges affecting their islands and surrounding oceans. These issues are closely interconnected and thus it is important to find solutions to them in an integrated manner.

5-2. We recommend that in order to respond to these issues, island States should develop and adopt integrated policies and plans for oceans, coasts, and islands based on their respective social and cultural backgrounds, and then establish implementing institutions and organizations.

5-3. We support the development of island State policies and plans that promote an integrated approach, given the interconnected nature of ocean management issues and the requirements for States to share in the responsibility of managing the oceans under UNCLOS and other international initiatives, such as The Future We Want (Rio+20), Agenda 21 (Rio summit), the World Summit on Sustainable Development (WSSD) Plan of Implementation, the Barbados Programme (1st SIDS) of Action and the Mauritius Strategy(2nd SIDS). It is desirable that the Ocean Declaration (Ocean Days, Rio+20), which calls for action to meet the sustainable development goals for oceans, coasts, and SIDS, is used as a reference.

5-4. OPRF, ANCORS and their technical partners urge the international community to give full consideration to these recommendations, promote their implementation, and work for their inclusion in the Action Plan for the Third International Conference on SIDS in 2014 and the Sustainable Development Goals in 2015.

The document can be accessed at  
<http://www.sids2014.org/content/documents/35Binder1.pdf>  
or  
<http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?page=view&type=9500&menu=1562&nr=3724>

Ocean Policy Research Foundation  
8th Floor, Toranomon 35 Mori Bldg.  
3-4-10 Toranomon  
Minato-ku, Tokyo  
JAPAN 105-0001  
Tel. 81-3-5404-6828  
Fax. 81-3-5404-6800  
E-mail : [info@sof.or.jp](mailto:info@sof.or.jp)  
URL : <http://www.sof.or.jp/>

Australian National Centre for Ocean  
Resources and Security (ANCORS)  
University of Wollongong  
WOLLONGONG NSW 2522 AUSTRALIA  
Tel: 61 2 4221 4883  
Fax: 61 2 4221 5544  
E-mail: [myree@uow.edu.au](mailto:myree@uow.edu.au)  
URL: <http://ancors.uow.edu.au/index.html>

August 2014

参考資料 4 第3回国連小島嶼途上国のサイドイベントプログラム



The Third International Conference on Small Island Developing States,  
1 - 4 September 2014, Apia, Samoa

11:00 – 12:30 Wednesday 3 September 2014

Conference Marquee 4 (CM4), Conference Venue the Faleata Sports Complex in Apia, Samoa

Co-Chairs: Mr. Hiroshi Terashima (OPRF) and Professor Richard Kenchington, Visiting Professional Fellow, Australian National Centre for Ocean Resources and Security (ANCORS)

Introductory remarks

Mr. Hiroshi Terashima Executive Director, Ocean Policy Research Foundation (OPRF)

Opening remarks

- Mr. Joji Miyamori, Senior Deputy Director, Global Environment Division, Ministry of Foreign Affairs, Japan
- H.E. Mr. Tommy Remengesau, Jr., President, Republic of Palau

Thematic presentation on the recommendation for sustainable development of SIDS

Speakers:

- Prof. Paul Kench, Head, School of Environment, University of Auckland
- Professor Richard Kenchington, (ANCORS)
- Ms Alison Swaddling, Environment Advisor, Ms. Alison Swaddling, Environment Advisor of the Deep Sea Minerals (DSM) Project, Secretariat of the Pacific Community (SPC)
- Mr. Masanori Kobayashi, Research Fellow, OPG, OPRF
- Dr. Keita Furukawa, Deputy Director, Ocean Policy Group, OPRF

Proposal for the establishment of an international collaborative network “Islands and Oceans Net”

- Mr. Hiroshi Terashima (OPRF)
- Dr. Dilawar Grewal, Vice-President Administration, University of the South Pacific (USP)
- Mr. Mr. Warren Lee Long, Coastal and Marine Adviser, Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme (SPREP)
- Ms. Christina Ora (Solomon Islands), Representative, Pacific Youth Council

Discussions

Wrap-up and Adoption of the Declaration

Ocean Policy Research Foundation  
8th Floor, Toranomon 35 Mori Bldg.  
3-4-10 Toranomon  
Minato-ku, Tokyo  
JAPAN 105-0001  
URL : <http://www.sof.or.jp/>

Australian National Centre for Ocean  
Resources and Security (ANCORS)  
University of Wollongong  
WOLLONGONG NSW 2522 AUSTRALIA  
URL: <http://ancors.uow.edu.au/index.html>





参考資料5 宣言「島と周辺海域のより良い保全と管理のための新たな対話に向けて」  
和訳



**宣言「島と周辺海域のより良い保全と管理のための新たな対話に向けて」**

2014年9月1-4日にアピア・サモアで開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議に参加した私達は、海洋政策研究財団（OPRF）、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター（ANCORS）が、技術パートナー・連携団体との協力のもとに、共同開催したサイドイベント「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」に集い、

小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の推進の重要性と私達の約束を再確認し、

「小島嶼開発途上国行動推進モダリティ（S.A.M.O.A）の道」の実施の約束を証明し、

小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の実現に向けた国際的マルチステークホルダーパートナーシップを推進する重要性を強調し、

小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理を促進するための、優良事例に関する情報共有、人的資源の開発、政策立案の促進、制度的能力の増強、革新的活動の支援及び調査の実施の必要性和有用性を強調し、

小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続的な管理を推進するために、国際的協働ネットワーク「島と海のネット」の設立を宣言する。

サモア・アピアで2014年9月1-4日に開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議ファレタ運動場会議場 会議室4にて。





参考資料6 第3回小島嶼発展途上国会議 サイドイベント「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」議事要旨

第3回小島嶼発展途上国会議  
2014年9月1-4日 サモア・アピア  
サイドイベントの議事要旨  
「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」

- 1) 日時：2014年9月3日（水）11:00-12:30
- 2) 場所：Conference Marquee 4 (CM4)
- 3) 主催：海洋政策研究財団とウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター(ANCORS)
- 4) 参加者：約80名
- 5) 議長：海洋政策研究財団の寺島紘士氏、ウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター(ANCORS)のリーチャード・ケンチントン教授

開会挨拶

主催者を代表して、海洋政策研究財団の寺島紘士常務より、開会と歓迎の挨拶が行われ、海洋政策研究財団およびウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター(ANCORS)共催のサイドイベント「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」の開催趣旨説明を行った。寺島常務は、海洋政策研究財団の設立からの経過を紹介し、島嶼国が直面する問題を説明したうえで、「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」の政策提言の作成過程や小島嶼国による島およびその周辺海域の持続可能な開発・利用、保全と管理に焦点を当て、研究を進めてきたことを説明した。第3回小島嶼発展途上国会議で採択された「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道(SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」には、小島嶼開発途上国およびその周辺海域の持続可能な開発・利用、保全と管理に向けての必要な政策が盛り込まれている点を指摘し、海洋政策研究財団の政策提言との連動性を強調した。

宮森丈治（日本外務省国際協力局地球環境課、上席専門官）：宮森氏は、日本外務省の代表としての本会議の成果文書である「SIDS Accelerated Modalities of Action (S.A.M.O.A.), pathway」に関する準備会合での交渉過程について触れ、併せて、日本との関係での海洋、海洋鉱物資源の重要性を強調した。日本の津波、台風という自然災害被害および復興の経験に鑑み、そうした知見を他国と共有する意義深く、そうした活動の展開を希望している旨述べた。宮森氏は「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」のサイドイベントは、小島嶼開発途上国の持続可能な開発推進に向けた重要な取組であることを指摘した。宮森氏は、1961年に日本のテレビ全国放送で人気あった「サモア島の歌」を引き合いに出し、「一緒に並んで 愉快地に踊れば 僕らの島 楽しい島よ。」という前日の本会議で牧野たかお外務政務官がステートメントを行った際の発言内容に言及し、歴史的に関係のある日本と太平洋島嶼国の連携強化に本サイドイベントが寄与することを確信している旨述べた。

トミー・レメンゲサウ・パラオ共和国大統領

レメンゲサウ大統領は、持続可能な開発と島と周辺の資源の持続可能な管理を促進するための政策と行動に関する海洋政策研究財団提言の重要性を強調した。レメンゲサウ大統領は笹川平和財団による海上監視の援助拡大について、同財団は、監視船舶と燃料を提供

し、さらにパラオにおける地域的海上実施訓練センターを提供することを約束し、この支援がパラオの海洋保護区を監視において重要な役割を果たすことが期待されている旨説明した。海洋保護区を成功裏に実現し、違法な漁業を抑止するためには、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」に盛り込まれている各種の取組みを強化しなければならないことを強調した。レメンゲサウ大統領は、今年の 9 月にパラオにおいて海洋保護区の海事監視の包括的戦略計画と策定と管理経費に関するワークショップを開催することを発表し、能力開発に向けた市民社会組織による援助や隣国・漁業機関とのより密接な連携を通じて、地域的モデルとなる実効的な監視システムを実現する旨の期待を表明した。最後に、レメンゲサウ大統領は、今年 8 月 1 日に太平洋島フォーラム (PIF) で採択したパラオ宣言に言及し、各国の異なるニーズに応える個別アプローチの必要性を強調した。

#### セッション 1 「海洋とその周辺地域の管理のためのよりよい新たなコミュニケーションに向けて」

ポール・ケンチ (オークランド大学、環境学部長・教授)

ケンチ教授は「島の変化と管理への課題」について報告を行った。ケンチ教授は、まず人間の生活や資源の利用の影響を受けつつ、島の形状が変化してきていることを説明する一方、島の管理原則については、これまで安定性が強調されてきたことを指摘した。小島嶼国、特に環礁島が環境変化に非常に脆弱で、海面上昇によって島が水没することが広く注目されてきた点なども指摘した。ケンチ教授が進めるオークランド大学の研究プログラムに言及し、ツバルのフナファチ環礁の 1897 年から 2010 年までの海岸線の変化を検討した結果、その期間において土地面積は 31.3%増加している点を指摘した。また、研究により、島の波動により上部に成長する傾向があることがわかってきた点も指摘した。海洋政策研究財団と ANCORS の政策提言との関連では、特に島の管理に関しては、島の物理的対応能力を認め、包括的に対策を考えることが重要であり、島の自然の動きと人為的保全を各々の島の特性を踏まえ進めていくことは多くの知見と労力が必要となる点を指摘した。

リーチャード・ケンチントン教授 (ウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター(ANCORS))

ケンチントン教授から「島及び沿岸空間管理の実施」について報告し、「島と海ネット」の目的に関連する三点に焦点を当て議論を展開した。一点目は、沿岸域管理の以前に存在していた問題で、それは「たちの悪い問題」(wicked problem)、つまり、技術的意味で特定の解決は存在しない点を説明し、同時に、最善策もまた存在せず、現存する選択肢の中で次善・最適な対策を行う重要性を指摘した。二点目は、環境管理で人的要素が往々にして軽視される傾向があり、この人的要因を十分に理解した上で、知見の共有を図る重要性を強調した。専門家ではない漁業者などの地域住民により収集されたデータが軽視されてきており、科学的知見と地域的な知見の融合が必要である点を指摘した。三点目は、ケンチントン教授は政治的な意志は、地域住民の意志と乖離しているため、相反する意思をどう調整するか、そのためのガバナンス・調整ネットワークの必要性を指摘した。

アリソン・スワンドリング (太平洋共同体環境アドバイザー)

スワンドリング氏は SPC (太平洋共同体事務局) -EU (欧州連合) の深海底鉱物資源プロジェクトについて報告を行った。2011 年に本プロジェクトは開始され、2016 年 3 月に完了、深海底鉱物資源開発に従事する太平洋国に海底鉱物資源のガバナンスと管理の改善および海洋環境の保護・保全遵守のための支援を目的としている点を指摘した。この援助は、排他的経済水域において大きな資源に恵まれていない国々に海底鉱物の経済的な利用可能にすること意味がある点も指摘した。海底資源の商業開発は、新産業で、法制、資源・環境に関する枠組み、政策、管理計画が必要となることを指摘した。スワンドリング氏は、本

プロジェクトの重要な成果の例を挙げ、その中、太平洋地域の法的・規制の枠組みの展開、特に、2014年8月のトンガによる海底鉱物法制定を紹介した。生態系と生物多様性への深海採鉱による影響はまだ十分には認識されておらず、科学研究と評価は重要で、環境影響評価、海洋保護区ネットワークを含む予防的措置、環境管理体制は鉱物資源開発を進める上で重要であると指摘した。太平洋諸国は、自らの資源の適切な管理メカニズムの構築を支援する SPC-EU 海底鉱物プロジェクトは、資源・環境管理に関する法制度整備の発展を支援する。これらの施策は、研究機関や市民社会団体及び企業との協力で作成され、島と海洋ネットもこれに関わることが可能である。最後に、スワンドリング氏は、継続的な開発の領域で、SPC-EU 海底鉱物プロジェクトと島と海洋ネットは重要な役割を果たすと強調した。

小林正典（海洋政策研究財団、研究員）

小林氏から「地域社会に立脚した利害関係者（ステークホルダー）による島の資源の持続可能な管理の革新的な活動」について発表を行い、ステークホルダーは、持続可能な開発を促進するためにどのような活動が展開できるかについて事例を踏まえ議論を展開した。「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道に言及し、本文書におけるキーワード、例えば、「全てのステークホルダー」、「地域社会の参加」、「パートナーシップ」などを強調し、本文書は、海洋政策研究財団の「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」に記載されている能力構築と国際連携強化と軌を一にする旨指摘した。小島嶼開発途上国の持続可能な開発と関連性が認められる地域社会密着型の事例を挙げ、具体的な取り組みについて議論を行った。1つ目は、Live & Learn Environmental Education というフィジーの若者が構成する NGO が実施する廃棄処分場の改善や資源利用・廃棄物の削減（3R, Reduce, Reuse, Recycle）の研修プロジェクトである。2つ目は、Partners with Melanesians Inc. というパプアニューギニアの企業が、オナ・ケト地区において実施する森林再生プロジェクトである。3つ目は、タイ・クラビの沿岸において、国際湿地保全連合（Wetland International）とタイ環境研究所（の支援で行われているマングローブ再生プロジェクト、4つ目は、フィリピンのカラミアネス保護と文化ネットワーク、社会的企業である CCCN（Calamianes Conservation & Cultural Networks, Inc）、タイ環境研究所が共同で実施する「持続可能な観光のためのコロン・イニシアチブ」である。これらのプロジェクトで示されているいくつかの要点は、持続可能な開発に向けた革新的取組の推進には、外部ファシリテーターの関与が効果的に機能している点であり、また、そうした広域的に機能するプログラムの実施には、戦略的な研究や多様なステークホルダーが参加する政策対談、優良事例研究などの複合的要素が有効である旨指摘した。また、そうした取組の成功要因としては、この他に、地域社会の知見の活用、技術的支援、意欲ある人材の育成などが挙げられる点を強調した。

古川恵太（海洋政策研究財団、主任研究員）

古川氏より「日本における沿岸域総合的管理—戦略的計画および多様な利害関係者」に関する報告がなされた。政策提言に言及されている「戦略的計画」を紹介し、日本における沿岸域総合的管理の実施について説明した。海洋政策研究財団が、地方自治体とともに、五つのモデルサイトの特性に応じた沿岸域総合管理の取組みを推進してきたことを紹介した。一つ目のプロジェクトとして、各地域の特性を知るために沿岸域生態系を評価する「海の健康診断」を実施した宿毛湾での検討例を、客観的評価に基づく沿岸域管理の推進例として示した。二つ目のプロジェクトとして、地域住民や関係者が参加するボトムアップの手法を用いた研究会での議論が沿岸域総合的管理に発展していった小浜市の例を示し、こうしたボトムアップ型のアプローチの有効性を指摘した。三つ目のプロジェクトとして、協議会組織を持ち、沿岸域総合的管理計画を策定している志摩市の例を紹介した。志摩市では市の総合計画にのっとった沿岸域総合的管理基本計画が策定され（2012年4月）、地

域住民の協議会が発足し、干潟の復元作業などに関する議論を進め、計画の実施が図られている。2013年9月には、志摩市は、東アジア環境管理パートナーシップ地方公共団体ネットワーク会議（PEMSEA Network of Local Government forum）を主催し、国際的な展開を果たしている。最後に、古川氏は、研究と評価、地域社会の参加を通しての沿岸域総合的管理が効果的に実施される点を指摘し、沿岸域総合的管理が島の持続的・安定的発展に寄与する点を強調した。

## セッション2「島と海ネット」の国際協力ネットワークの設立提案について

ジラワー・グレワル博士（南太平洋大学、経営副学長、チャンドラ・ラジェシュ南太平洋大学の学長の代理）

グレワル教授は、海洋政策研究財団の活動が、南太平洋大学の活動の範囲と合致し、うまく連携できるとの見解を示した。同大学は、太平洋島嶼国の12カ国に14キャンパスをもち、これらの施設と活動は、太平洋の小島嶼国の地域社会の利益のためと海洋政策研究財団の活動を更に効果的に実施できると指摘した。同大学は、この地域において海洋研究の主導的な役割を担って、最近の例としては、太平洋島開発フォーラム（Pacific Islands Development Forum）との共催でグリーン成長会議を開催、また、南太平洋諸国と南太平洋大学の財源で国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature）と共に沿岸漁業に関するワークショップを開催した例などを挙げて連携の可能性について議論を展開した。

グレワル教授は島と周辺の海洋システムに関する作業は、二年半前にJICAによって開始された点を紹介し、持続可能な開発、気候変化・変動適応、生態系保全、代替生計開発などを含むと説明した。グレワル教授は、南太平洋大学が太平洋において、新たな社会的・経済的機会を提供するために水産養殖の商業開発を推進している点にも言及し、その例として、ワタリガニの一種であるノコギリガザミ養殖には、大学が企業と協力し、企業が孵化場を提供するなどして研究開発を推進している活動や太平洋フォーラム漁業庁（Forum Fisheries Agency）と協力し行う職業訓練についても紹介した。将来的には太平洋共同体事務局（Secretariat of Pacific Community）との連携強化の意向を示し、海洋科学への発展を牽引していくことを目指す旨強調し、南太平洋大学が日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、欧州連合との覚書を締結したことを説明した。最後に、海洋政策研究財団の「島と海のネット」を支持する意志を表明した。

ワーレン・リ・ロング（太平洋地域環境計画事務局、沿岸・海洋アドバイザー）

ロング氏は、冒頭、「島と海ネット」への支持を表明し、太平洋地域環境計画事務局の設立の背景と活動内容について説明した。特にSPREPの戦略優先課題は、気候変化・変動、生物多様性と生態系管理、廃棄物管理、汚染防止、環境監視とガバナンスであり、SPREPの加盟国がSPREPのプログラムを地域内・国内で推進している旨説明した。SPREPは、海洋保護区、海洋空間計画、深海鉱物資源採鉱などのプログラムを実施するとともに、太平洋環境情報ネットワークを開設した。ロング氏は、更なる発展の必要性について言及し、SPREPのプロジェクトを各国において国家規模で展開する必要性や、国内的・地域的レベルで環境、ガバナンス、経済的開発などに関する法政策を整備・展開し、そのための社会的な能力構築が必要であると強調した。SPREPは、政策立案とそれらの実施を支援しており、小島嶼国が多国間環境協定の実施や国際機関と連携を更に進めていく上でより一層実施体制を強化する必要がある点を指摘した。

オラ・クリスチナ（太平洋青年協議会、代表）

オラ氏は、海洋政策研究財団の政策提言は、国際社会が太平洋の環境問題を実効的に取り組むための鍵となる旨表明した。太平洋島嶼国の人々は、海との特異な関係を築き、こ

それは彼らの経済、文化、場所に対する特別な思想に影響を与えている点を指摘した。海洋島嶼国に居住する人々は孤立ではあるが、それは、周辺海域の保全を進める上で重要な人的資源となる旨指摘した。太平洋諸島嶼国は、海洋環境保護に関する諸条約を遵守し、自然資源の発見・開発・保護・管理への権利を有しているが、太平洋の数多くの生態系が地球規模での環境問題や気候変化・変動といった脅威にさらされていることを指摘した。

#### 質疑・コメント

1) レイノー・ビル氏(Bill Raynor, The Nature Conservancy)は、「島と海ネット」が本当に良いイニシアチブであり、The Nature Conservancy は、このイニシアチブの参加する意向を持っている旨表明した。

2) ワッツ・ニコラス氏(Nicolas Watts, Commonwealth Human Ecology Council)は、海洋政策研究財団の政策提言と同様な持続可能な海洋および漁業に関する文書の作成に関わっているおり、小島嶼国の問題解決に取り組む全ての団体が参加するよう希望している旨述べた。

3) シェルレイ・グレッグ氏(Greg Sherley, United Nations Environment Programme)は、関係機関はいかにネットワークの取組みに関われるのかを質問し、太平洋青年協議会は、クック諸島、ソロモン諸島、ツバルなどでも国家青年協議会を有しており、島と海のネットと共通する目的を有するネットワークである点を指摘した。さらに、協議会は、若い女性、障害者などの雇用促進や活躍の機会拡大を重視している点も補足した。

4) ネレ・レウアル氏(Leualu Nele, the Samoan Organisation for NGOs (SANGO))はオークランド大学のケンチ先生の島の地勢変形能力についての発表は、非常に興味深い旨述べた。市民社会は、情報を得た上で意思決定をすることが必要で、専門家の情報を得ることは、重要であり、知識を身につけ、課題について話し合い、市民社会の参加を促す意義を強調した。

#### 閉会

寺島常務は、大勢の参加者を得て、活発な議論を通じて、「島と周辺海域のより保全と管理に向けた新たな対話に向けて」と題する宣言を採択し、「島と海のネット」の立ち上げることができたことに謝意を表明した。また、小島嶼国開発途上国およびその周辺海域の持続可能な開発・利用、保全と管理を進展させるためには、小島嶼国開発途上国の人たちの自助努力と国際社会による支援の双方が重要であることを指摘し、「島と海のネット」への協力と支援を求めた。





参考資料 7 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議および「島と海のネット」設立について  
－ プレスブリーフィング資料

## プレスリリース

平成 26 年 9 月 8 日

### 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議および「島と海のネット」設立について

報道関係者各位

海洋政策研究財団  
(一般財団法人シップ・アクト・オーシャン財団)

9 月 1 日から 4 日にかけて、「第 3 回小島嶼開発途上国 (SIDS : Small Island Developing States) 国際会議」が南太平洋の国サモアのアピアで開催されました。

SIDS 国際会議は、小島嶼開発途上国の持続可能な開発の課題を議論し、国際協力の進展を図る目的で、1994 年より 10 年に 1 度、国連が主催している国際会議で、1994 年のバルバドス、2005 年のモーリシャスに次いで、今年がサモアでの会議が 3 回目となります。21 か国の首脳を含めて 3500 人が参加した今回の会議は、「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」と題する行動計画を採択して閉会しました。

海洋政策研究財団は、この第 3 回 SIDS 国際会議に国連のメジャーグループの一員として出席し、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」を実施していくための具体の方策について議論するサイドイベントを開催し、参加者の賛同を得て、政策提言の実施に連携協力して取り組む「島と海のネット (Islands and Oceans Net)」を設立しました。

政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」は、海洋政策研究財団とウロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター (ANCORS) 及び太平洋島嶼国の関係機関が 2009 年から 5 年間かけて議論して作成した政策提言であり、島の保全管理、周辺海域の管理、気候変化・変動への対応、キャパシティビルディング等を軸とし、島国自身がなすべきこと、国際社会が支援すべきことなどを提言しています。同提言は「Rio+20」や「国連持続可能な開発目標」の事務局、今回の SAMOA Pathway の策定のための準備会合などに提出されており、持続可能な開発の目標や行動計画の作成に寄与してきました。

サイドイベント「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」は、海洋政策研究財団と ANCORS の共催、太平洋島嶼国の関係機関の協力のもと、9 月 3 日午前の本会議場横のサイドイベント会場で開催しました。本サイドイベントには、トミー・レメンゲサウ パラオ大統領等、様々な国・組織・団体の関係者約 80 名の出席を得、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」で示された内容の実現を目指し、具体的な行動に一歩踏み出すための議論を行いました。海洋政策研究財団から、政策提言に賛同する官学産民の団体・個人による国際協働パートナーシップのネットワークとして「島と海のネット (Islands and Oceans Net)」を設立することを提案し、様々な組織・団体から参加した出席者の全会一致の賛同を得ました。そこで、このことを同日午後開催された第 3 回小島嶼開発途上国国際会議の主会合のひとつである「マルチステークホルダー・パートナーシップ対話」でサイドイベントの成果として同ネットの設立を発表しました。

このような第 3 回小島嶼開発途上国会議の成果と「島と海のネット」設立に関して、下記により記者発表を行いますので、ご出席いただきたくご案内申し上げます。



参考資料 8 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議および国際行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S. A. M. O. A.] Pathways)」について - プレスブリーフィング資料

第 3 回小島嶼開発途上国国際会議と国際行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」

概略

2014 年 9 月 16 日  
海洋政策研究財団

1. 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議の概要

第 3 回小島嶼開発途上国国際会議は、南太平洋サモアの首都アピアで 9 月 1～4 日の間開催された。国連は、1994 年より 10 年に 1 度小島嶼開発途上国の課題を国際的に議論する目的で国際会議を開催してきており、1994 年のバルバドス会議、2005 年のモーリシャス会議に次いで今回の会議は 3 回目の会議となった。21 か国の首脳をはじめ、97 名の閣僚を含む国連加盟国政府の代表や 548 の NGO の関係者など総勢 3500 名が参加した。日本は牧野たかお外務大臣政務官・参議院議員 (9 月 2 日時点) をはじめとする日本政府関係者等が参加した。会議に先立ち、28 日に青年 (ユース) 会議、29 日に NGO 会議、30-31 日に民間企業フォーラムおよび再生可能なエネルギーフォーラムが開催された。

この会議の成果文書案を交渉する目的で、今年 2 月、4 月そして 6 月に準備会合が開かれ、7 月 11 日の再開準備会合で国際行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」が採択され、第 3 回小島嶼開発途上国国際会議への送付が決定された。

2. 「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」

29 ページ、124 パラグラフにより構成される行動計画は、各国および NGO 等のコメントなどを踏まえ、ニュージーランドおよびシンガポールの在ニューヨーク国連大使および国連事務局が中心となり起案、改訂作業を進め、一時は 76 ページを超える文書となったが、交渉を重ね、簡潔で、行動を促し、未来志向型の行動計画の作成が進められた。

行動計画は、持続可能な経済といった小島嶼開発途上国の経済問題を始め、気候変化・変動、防災、水資源、生物多様性、森林、廃棄物といった環境問題や、保健・非感染性疾患、ジェンダー、教育といった社会問題など幅広い課題を取り上げている。また、各種提言の実現に向けた手段として、資金供与、貿易、能力強化、技術、データ・統計、制度的支援などが記載されている。

海洋政策研究財団が作成した共同提言書と関連性がある課題について、本行動計画では特に以下の点が特記できる。

海洋と海

- 小島嶼開発途上国が島嶼沿岸・海洋の資源の保全と持続可能な利用推進にリーダーシップを発揮してきており、そうした取組を支援する。(54 項)

- 海洋と資源の保全と持続可能な利用については国連海洋法条約を国際法的枠組みとして是認する。(55 項)
- 沈没船からの油漏問題は、小島嶼開発途上国と船所有者が解決を模索する。(56 項)
- 統合的生態系アプローチは海洋関連活動の最適化を図る上で必要である。(57 項)
- 海洋、海、それらの資源の保全と利用には国別、小地域別、地域別の取り組みを推進する。(58 項 a)
- 効果的連携を通じ海洋汚染問題に取り組む。(58 項 c)
- サンゴ礁および脆弱な海洋生態系の保護に向けた緊急行動をとる。(58 項 e)
- 地域海洋センターを設立するなどして海洋科学調査を行い、小島嶼開発途上国の技術的能力を構築する。(58 項 f)
- 漁船の監視、規制、偵察を実施し、違法・無報告・無規制漁業 (IUU 漁業) の抑止に努める。(58 項 g)
- 小規模漁業の持続的発展を支援する (58 項 h)
- 過剰漁獲・漁業につながる補助金を禁止するなど、漁業における補助金に規律を強化する。(58 項 i)
- UNESCO の 2001 年の海中文化遺産保護条約の批准を検討する。(58 項 j)
- 地域漁業管理機構や協定を通じて回遊魚保全を進める (58 項 k)
- 海洋酸性化の原因撲滅に向けた協力を進める。(58 項 n)
- 小島嶼開発途上国の沿岸および海洋地域の少なくとも 10 パーセントを 2020 年までに保全する。(58 項 o)

#### 気候変化・変動

- 多様なステークホルダーの関与は気候変化・変動に関する効果的取組を進める上で重要である。(40 項)
- 2015 年までに全ての気候変化・変動枠組条約の全ての締約国に適用される議定書が採択され、2020 年までの発効を目指すとの決定を支持する。(41 項)
- 気候変化・変動へ対応力を高めるために地域社会との対話を通じて、啓発やリスクコミュニケーションを進める。(44 項 c)
- 小島嶼開発途上国の REDD-plus (森林途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減) の拡充の重要性を認める。(46 項)

#### 生物多様性

- 生物多様性を保全し、その持続的利用と公正・衡平な便益共有を図る。(90 項 a)
- 有機的、自然で持続的に生産された地場産物を輸出する。(90 項 b)
- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の批准を促す。(91 項)

#### 実施方法

- 小島嶼開発途上国は教育や訓練プログラムへの投資を継続・拡大することが求められる。(108 項)
- 小島嶼開発途上国が協力や連携枠組みで能力構築や制度強化を進めることを支援する。(109 項)

参考資料 9 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議と国際行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways)」和訳

**国連総会**

A /CONF.223/3\*  
2014 年 7 月 17 日

原文：英語

**第 3 回小島嶼開発途上国国際会議**

アピア、2014 年 9 月 1 日～4 日

暫定議題の項目 10 \*\*

**会議の成果**

**第 3 回小島嶼開発途上国国際会議の成果文書草案**

**事務局による注**

事務局は、第 3 回小島嶼開発途上国国際会議に対して、2014 年 7 月 11 日に行われた準備委員会の最終会議の第 3 回再開会合で承認された成果文書の草案を検討および採択のために提出する（添付書類を参照）。

\* 2014 年 8 月 26 日に技術的な理由から再発行された。

\*\* A/CONF.223/1

## 添付書類

### 小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道（サモア・パスウェイ）

#### 序文

1. 我々、首脳や政府代表、ハイレベル代表者は、アピアで 2014 年 9 月 1 日から 4 日に開催され、市民社会と関連するステークホルダーが全面的に参加した第 3 回小島嶼開発途上国国際会議で会い、小島嶼開発途上国の持続可能な発展への我々のコミットメントを再確認する。これを実現するためには、人々や政府、市民社会、民間部門が幅広く連携し、現在や将来の世代のために我々が求める将来を実現するために全員が協力することが不可欠である。

2. 我々は、持続可能な開発に関する国際連合の会議やサミット、つまり環境と開発に関するリオ宣言<sup>1</sup>、アジェンダ 21<sup>2</sup>、アジェンダ 21 の一層の実施のための計画<sup>3</sup>、持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画（ヨハネスブルク実施計画）<sup>4</sup>（小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関する VII 章、持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言<sup>5</sup>、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画（バルバドス行動計画）<sup>6</sup>、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の一層の実施のためのモーリシャス戦略（モーリシャス戦略）<sup>7</sup>を含む）、「我々が望む未来」と題した国連持続可能な開発会議の成果文書<sup>8</sup>などにおいて我々が実施してきた取り組みを再確認する。さらに我々は、これらのプロセスが現在も実行中であることや、国際社会とすべてのステークホルダーの協力を得た小島嶼開発途上国の持続可能な開発に対する、より統合的なアプローチが必要であることを強調する。

3. 我々は、同様に、国連ミレニアム宣言<sup>9</sup>や 2005 年世界サミット成果文書<sup>10</sup>、開発資金に関する国際会議のモンテレイ合意<sup>11</sup>、開発資金に関するドーハ宣言：モンテレイ合意

---

<sup>1</sup> 環境と開発に関する国際連合会議報告書、リオ・デ・ジャネイロ、1992 年 6 月 3 日～14 日、第 1 巻、同会議により採択された諸決議（国際連合出版、販売 No. E.93.I.8 および正誤表）、決議 1、添付書類 I。

<sup>2</sup> 同書、添付書類 II。

<sup>3</sup> 決議 S-19/2、添付書類。

<sup>4</sup> 持続可能な開発に関する世界サミット報告書、ヨハネスブルグ、南アフリカ、2002 年 8 月 26 日～9 月 4 日（国際連合出版、販売 No. E.03.II.A.1 および正誤表）、第 I 章、決議 2、添付書類。

<sup>5</sup> 同書、決議 1、添付書類。

<sup>6</sup> 小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関する世界会議報告書、ブリッジタウン、バルバドス、1994 年 4 月 25 日～5 月 6 日（国際連合出版、販売 No. E.94.I.18 および正誤表）、第 I 章、決議 1、添付書類 II。

<sup>7</sup> 小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の実施状況を審査する国際会議報告書、ポートルイス、モーリシャス、2005 年 1 月 10 日～14 日（国際連合出版、販売 No. E.05.II.A.4 および正誤表）、第 I 章、決議 1、添付書類 II。

<sup>8</sup> 決議 66/288、添付書類。

<sup>9</sup> 総会決議 55/2。

<sup>10</sup> 総会決議 60/1。

<sup>11</sup> 開発資金に関する国際会議報告書、モンテレイ、メキシコ、2002 年 3 月 18 日～22 日（国際連合出版、販売 No. E.02.II.A.7）、第 I 章、決議 1、添付書類。

の実施を評価するためのフォローアップ国際会議の成果文書<sup>12</sup>、ミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会議の成果文書<sup>13</sup>、国際人口・開発会議行動計画<sup>14</sup>、国際人口・開発会議行動計画のさらなる実施に向けた主な行動<sup>15</sup>、北京宣言及び行動綱領<sup>16</sup>などを含む、社会経済や環境の分野における主な国際連合の会議やサミットすべての成果に対する我々のコミットメントも想起する。

4. 我々は、国際法とその原則を十分尊重しながら、我々が国連憲章の目的と原則によって引き続き導かれていることを再確認する。

5. 我々は、小島嶼開発途上国に特有の独特な脆弱性を考慮して、それらの国々が依然として持続可能な開発における特別なケースであることや、それらの国が持続可能な開発の3つの次元すべてにおいてその目標を達成することに対する制約が存在し続けていることを再確認する。我々は、これらのいくつかの課題の克服における小島嶼開発途上国の責任感やリーダーシップを認識しているが、国際協力がなければその成功が難しいままであることを強調する。

6. 我々は、貧困を撲滅することや、消費や生産の非持続的なパターンを変えて持続的なパターンを推進すること、経済や社会の発展の土台となる自然資源を保護・管理することが持続可能な開発の最も重要な目的であり、不可欠な要件でもあることを認識している。また、持続的、包括的かつ衡平な経済成長を推進し、すべての人への機会を増やし、不平等を減らし、基本的な生活水準を引き上げ、衡平な社会発展と社会的一体性を促進することや、新たに発生した問題に直面している生態系の保護や再生、復元、回復を促進しながら、特に社会経済や人間の発展を支える自然資源や生態系の統合的で持続可能な管理を推進することで、持続可能な開発を実現する必要性も再確認する。

7. 我々は、自由や平和、安全保障や、開発の権利、食料を確保する権利を含む十分な生活水準への権利など人権の尊重、法の支配、男女平等、女性の社会的地位の向上、不平等の削減、開発のための公正で民主的な社会への全体的な取り組みの重要性を再確認する。

8. 我々は、世界人権宣言<sup>17</sup>の重要性や、人権や国際法に関連したその他の国際文書を再確認する。我々は、憲章に従い、人種や皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見、国民的または社会的出身、財産、出生、障害、その他の地位に関するいかなる種類の差別も行わず、すべての人の人権や基本的自由を尊重、保護、推進するすべての国の責任を強調する。

9. 我々は、持続可能な開発のアジェンダを前進させることへのコミットメントを再確認し、これに関連して、すべての当事者に対して、小島嶼開発途上国による貧困の撲滅や回復力の確立、生活の質の改善を目的として、国際的に合意された開発目標などを通じてそれらの国々の持続可能な開発を迅速に進めるための具体的な措置をとることを求めている

---

<sup>12</sup> 総会決議 63/239、添付書類。

<sup>13</sup> 決議 65/1。

<sup>14</sup> 国際人口・開発会議報告書、カイロ、1994年9月5日～13日（国際連合出版、販売 No. E.95.XIII.18）、第I章、決議1、添付書類。

<sup>15</sup> 決議 S-21/2、添付書類。

<sup>16</sup> 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日～15日（国際連合出版、販売 No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付書類IおよびII。

<sup>17</sup> 総会決議 217 A (III)。

る。我々は、具体的かつ集中的な、将来を考慮した行動重視のプログラムによって小島嶼開発途上国の持続可能な開発を支えるため、真の継続的なパートナーシップを通じて、地球規模の取り組みを迅速に実行する必要性を認識している。

10. 我々は、環境と開発に関するリオ宣言における、原則 7 で定められた共通だが差異のある責任の原則を含むすべての原則を再確認する。

11. 我々は、海面上昇を含む気候変化・変動の悪影響が小島嶼開発途上国やその持続可能な開発の取り組みに対して重大なリスクをもたらし続けていて、多くの人々にとってはその生存や生活能力に対する最大の脅威であり、さらに一部の人々にとっては領土の喪失を通じてそのような脅威をもたらすことを認識している。

12. 第 3 回小島嶼開発途上国国際会議のテーマは「真の継続的なパートナーシップを通じた小島嶼開発途上国の持続可能な開発」であり、我々は、様々なステークホルダーにまたがる多様な国際協力やパートナーシップが小島嶼開発途上国の持続可能な開発の実行において重要であることを認識している。そのようなパートナーシップは、国の主体性、相互信頼、透明性、説明責任の原則に基づくことが望ましい。

13. 我々は、小島嶼開発途上国の持続可能な開発を支えるバルバドス行動計画やモーリシヤス戦略のさらなる実行やサモア・パスウェイ (Samoa Pathway) の実行のため、2015 年以降の開発アジェンダにおいて適切な考察を行う必要性を認める。

14. 我々は、小島嶼開発途上国における相当の努力やそれらの国々の限られた資源の活用にもかかわらず、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成やバルバドス行動計画やモーリシヤス戦略の実行における進展にはこれまでばらつきがあり、一部は経済的に後退していることを認識している。いくつもの重大な課題が残されている。

15. 我々は、気候変化・変動の悪影響が小島嶼開発途上国における既存の課題を悪化させ、それらの国の国家予算や持続可能な開発の目標達成の取り組みに対して追加的な負担を強いていることを認識している。我々は、現時点で利用できる財源が気候変化・変動への適応や気候変化・変動を緩和するプロジェクトの実施を推進するためには不十分であるという小島嶼開発途上国が表明している意見に注目し、また、複雑な適用手続きのため、一部の小島嶼開発途上国による国際的に利用できる資金へのアクセスが妨げられていることがあることも認識している。これに関連して、我々は、小島嶼開発途上国を含む、特に脆弱な国々に対する適応資金の割り当て目標を 50%以上にする最近の緑の気候基金理事会による決定を歓迎し、気候変化・変動対策資金へのアクセス能力におけるばらつきへの対応を継続的に支援することの重要性に注目する。

16. 我々は、複数の危機に効果的に対応するに当たり、資源のレベルが小島嶼開発途上国の能力を確保する上で不十分であるとそれらの国々が考えていることや、必要な資源がないため、能力の確立や、国の優先順位に従った国家機関の強化、再生可能エネルギーなどの環境にやさしい技術の利用や開発、持続可能な開発を可能にする環境の創造、バルバドス行動計画やモーリシヤス戦略の国家計画・戦略への全面的な取り込みにおいて、それらの国々が十分な成功を収めていないことに注目する。

17. 我々は、国連システムによる十分な調整された支援が必要であることや、バルバドス行動計画やモーリシヤス戦略、サモア・パスウェイを実行するために小島嶼開発途上国の具体的なニーズや脆弱性を十分考慮に入れた国際金融機関からの利用可能かつ透明性を確保した支援が重要であることを強調し、小島嶼開発途上国の間における協力や国内、地



域内、地域間の協調のために国連システムの支援を改めて提供することを呼び掛ける。

18. 我々は、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略を実行するために小島嶼開発途上国が国レベルや地域レベルで相当の努力をしてきたことを認識している。これらの国は、国家や、一部のケースでは地域の開発計画、方針、戦略の中心に持続可能な開発の原則を組み入れ、持続可能な開発の問題の重要性に対する意識を促進・喚起するために政治的に取り組んできた。また、その資源基盤が限られているにもかかわらず、国や地域のレベルで資源を活用してきた。小島嶼開発途上国は、気候変化・変動に関する野心的な緊急措置の呼び掛けや生物多様性の保護、海洋や海域とその資源の保全や持続可能な利用の呼び掛け、再生可能エネルギーを促進するための戦略の採択などによって強力なリーダーシップを発揮してきた。

19. 我々は、小島嶼開発途上国がその脆弱性への対処において前進することや持続可能な開発に取り組むことを支援するために国際社会が提供している長年の協力や支援を認識し、その強化を呼び掛ける。

20. 後発開発途上国のステータスから脱することがその国によって達成される開発の進展を妨げないようにすることの重要性に配慮しながら、我々は、最近そのステータスを脱した小島嶼開発途上国における円滑な移行の必要性を再確認し、移行を成功させるためには優先事項としてそれぞれの国によって詳細に作成された国の円滑な移行のための戦略に基づく必要があることを強調する。特にその戦略は、条件が緩和された融資が利用できなくなる可能性や重債務に陥るリスクを引き下げることが可能にする。

21. 小島嶼開発途上国やその国民のウェルビーイングには何よりもまず国の取り組みが不可欠である一方、我々は、小島嶼開発途上国の持続可能な開発が確実に行われるようにするため、これらの国々に特有の独特な脆弱性に対処する国際的な協力や取り組みの強化を行う地方や国、準地域、地域、国際レベルで協力の強化や強力かつ継続的な真のパートナーシップを実現することの差し迫った必要性を認識している。

22. 我々は、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略の継続的な実行などを通じて、小島嶼開発途上国の脆弱性に対処する具体的な緊急対策を講じる我々のコミットメントを再確認し、サモア・パスウェイの実行によって生み出された勢いを小島嶼開発途上国が維持することを支援するため、これらの国が直面している課題に対する追加的な解決策を協調して見つけ出すことの緊急性を強調する。新たな政治的意思と強力なリーダーシップによって、我々は、すべてのレベルのすべてのステークホルダーとの意義のあるパートナーシップを通じて取り組むことに専念する。この中において、現在のサモア・パスウェイが合意された優先分野における行動の土台となる。

**すべての人がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を持つ、継続的かつ持続可能で、包括的かつ衡平な経済成長**

持続可能な開発と貧困の撲滅を実行するための小島嶼開発途上国における開発モデル

23. 我々は、高いレベルの経済成長と雇用創出を維持する小島嶼開発途上国の能力が世界的な経済危機の継続的な悪影響や海外直接投資の減少、貿易の不均衡、債務の増加、十分な輸送やエネルギー、情報通信技術インフラ網の欠如、人材や制度の限られた能力、効果的に世界経済と結びつく能力の不足などの影響を受けてきたことを認識している。小島嶼開発途上国の成長の期待は、気候変化・変動や自然災害の影響、高コストの輸入エネルギー、沿岸や海洋の生態系の劣化、海面上昇など、他の要素によっても妨げられてきた。

24. 回復力のある社会や経済を築くための小島嶼開発途上国の取り組みを支援することはきわめて重要であるため、我々は、人材がこれらの国々にとってその豊かな生態系を超える最も重要な資源であることを認識している。十分かつ生産的な雇用、社会的保護、すべての人のためのディーセント・ワークの創出によって継続的かつ包括的で衡平な成長を実現するため、小島嶼開発途上国は、国際社会と協力しながら、その国民の教育や訓練に対する投資の増加を目指す。移民や離散者のコミュニティや団体も、彼らの出身コミュニティにおける発展の強化において重要な役割を果たしている。健全なマクロ経済政策や持続可能な経済管理、財政の予測可能性、投資や規制の確実性、責任ある貸し借り、債務の持続可能性なども非常に重要であり、特に若者や女性、障がい者における高い失業率に対処する必要性も同様に重要である。

25. 我々は、我々の最重要目標である各国の 3 つの次元における持続可能な開発の実現のためにそれぞれの国が利用できるアプローチやビジョン、モデル、ツールが各国の状況や優先順位に従って異なることを認める。これに関連して、我々は、持続可能な開発や貧困の撲滅を背景としたグリーン経済が持続可能な開発の実現のために利用できる重要なツールの 1 つになると考える。我々は、国連システムに対して、他のステークホルダーと協力しながら、グリーン経済政策を追求する小島嶼開発途上国との協調やそれらの国々に対する支援を強化することを呼び掛ける。

26. 我々は、持続可能な開発の実行において中心となるのが各国の対策やリーダーシップであることを認める。我々は、官民のパートナーシップなどを通じて、持続可能な経済開発の実現における民間部門の役割がその重要性を増していることを認識している。我々は、持続可能な開発において、政府間や各国間の協力や、官民両部門の積極的な関与が特に不可欠であることも認識している。

27. 各国の開発における優先事項や、個々の状況や法規制に十分配慮しながら、我々は、以下の活動を行うための小島嶼開発途上国の取り組みに対する支援を呼び掛ける：

(a) 持続可能な開発と成長を支える環境を生み出すための公式および非公式の教育や訓練への国際協力や交流、投資を強化すること。これには、起業家的・職業スキルの開発や、基礎教育から中等教育、学校から仕事への移行の支援、教育インフラの構築と強化、健康の改善、活発な市民活動、文化的多様性の尊重、非差別、女性や若者、障がい者を含むすべての人々における環境意識などが含まれる。

(b) 国や地域のレベルで、港湾や道路、運輸、電力・発電、情報通信技術のインフラを含む適切なインフラの構築や維持への官民の投資を呼び込むことを可能にする環境を強化し、また民間部門や金融サービス業における開発の効果も高めること。

(c) 小島嶼開発途上国の零細・中小企業や国有企業における起業家精神やイノベーションの促進や能力強化、競争力や社会的起業家精神の改善、さらに低所得者や若者、障がい者を含むすべての人々が参加した包括的かつ持続可能な産業開発の推進などを行うこと。

(d) 小島嶼開発途上国の金融サービス業における能力・開発効果の確立・拡大を行う国や地域の取り組みや国際的な取り組みを支援すること。

(e) 官民のプロジェクトを通じて地域のディーセントな仕事を創出し、十分かつ適切なインセンティブを通じて起業家による環境保全型の事業の立ち上げを促すこと。

(f) 国際的な労働基準を十分に尊重しながら、持続可能な開発に寄与する官民の投資の増加やディーセントな仕事・生計手段の創出につながる環境を推進・促進すること。

(g) 小島嶼開発途上国において、特に教育や雇用、とりわけ若者の雇用の創出、経済的な持続可能性の目的などのために情報通信技術の利用を促進・強化すること。

(h) 小島嶼開発途上国の官民両部門における方針やプログラムなどの中で、男女平等や女性の平等な社会参加を促進・強化すること。

(i) 透明性や説明責任、企業の社会的責任の重要性を考慮に入れながら、必要に応じて、企業や産業が持続可能な開発の取り組みを推進できるようにする国の規制や政策の枠組みを設定すること。

28. 重債務を抱えた小島嶼開発途上国の財政的な余地が債務返済によってどのように制限されるかを認識し、我々は、重債務を抱えた小島嶼開発途上国の債務持続性を促進するための従来のアプローチや革新的なアプローチの考察を支援する。そのようなアプローチには、必要に応じて、これらの国が国際的な金融機関から優遇された条件で融資を受ける資格を継続できるようにすることや、国内歳入の動員を強化することが含まれる。

29. 我々は、後発開発途上国のステータスから脱した小島嶼開発途上国が円滑に移行するようにするため、債務持続性への対処が重要であることを認める。

#### 持続可能な観光業

30. 我々は、持続可能な観光業が持続可能な経済成長やディーセントな雇用創出の重要な推進要素であることを認識し、小島嶼開発途上国による以下の取り組みを強力に支援する：

(a) すべての人々が関与する、反応性や回復力が高く、持続可能な観光業を推進する政策を策定し、実行すること。

(b) 社会経済や環境に好影響を与える大規模な観光プロジェクトを含む商品・サービスや、エコツーリズムやアグリツーリズム、文化ツーリズムの開発を通じて、持続可能な観光業を多様化させること。

(c) 地域コミュニティによる観光業への参加の程度や性質を地域コミュニティ自ら決定できるようにしながら、観光業から地域コミュニティが受ける利益を最大化することを可能にする政策を推進すること。

(d) その自然遺産や建築遺産、文化遺産、特に生態系や生物多様性を保護しながら、パートナーシップや能力開発などを通じて、雇用機会、特に女性や若者、障がい者の雇用機会を拡大する参加型の取り組みを策定し、実行すること。

(e) 世界持続可能な観光協議会や、世界観光機関の持続可能な観光に関する世界観察機関、持続可能な観光のためのグローバル・パートナーシップ、その他の国連機関などの専門知識、さらには持続可能な消費・生産パターンに関する計画の 10 年にわたる枠組みなどを利用して、ベストプラクティスの交換や各国の取り組みに対する直接的かつ集

中的な支援を行うためのプラットフォームを提供すること。

(f) 世界観光機関や国連開発計画、国連環境計画、国連人間居住計画、国連食糧農業機関、国連教育科学文化機関、地域開発銀行、農業、文化、環境、観光に関して存在する地域や国の当局などと協力して、倫理的価値観、生計手段や人間居住、景観、海、地域文化、特産物などを考慮に入れながら、コミュニティの参加に基づく島嶼や食料、持続可能な観光業を支援するイニシアティブを要求に応じて確立すること。

(g) 必要に応じて、持続可能な観光業や人間居住のために、観光や環境、健康、災害リスクの削減、文化、土地・家屋、運輸、安全保障・入植、計画策定、開発などの分野における責任や専門知識をまとめるガバナンス・管理体制を確立・維持し、官民や地域コミュニティの間で意義のあるパートナーシップのアプローチを可能にすること。

## 気候変化・変動

31. 我々は、小島嶼開発途上国に特有の独特な脆弱性を考慮して、それらの国々が依然として持続可能な開発における特別なケースであることを再確認し、気候変化・変動と海面上昇が小島嶼開発途上国と持続可能な開発を達成するその努力に対して重大なリスクを及ぼし続け、その一部がそれらの国の存続や生存能力に対する最も深刻な脅威となっていることを認識する。

32. また我々は、気候変化・変動が現代における最大の課題の 1 つであることを再確認し、温室効果ガスの排出が世界的に増加し続けていることに対する強い危機感を表明する。我々は、すべての国々、特に開発途上国が気候変化・変動の悪影響に対して脆弱であり、継続的な干ばつや異常気象事象、海面上昇、海岸浸食、海洋の酸性化などの影響の拡大をすでに経験していて、食糧安全保障や、貧困の撲滅と持続可能な開発の実現に向けた取り組みにとっても脅威となっていることを深く憂慮する。これに関連して、我々は、気候変化・変動への対応が世界的に緊急を要する優先事項であることを強調する。

33. 我々は、気候変化・変動に対処するための野心的な世界規模の取り組みを提唱することや、世界レベルで気候変化・変動に対処する野心的な緊急措置の必要性に対する意識を向上させること、激化する気候変化・変動の影響に対応し、必要に応じて支援を受けながら計画や政策、戦略、法的枠組みを策定・実行する取り組みを実施することなどにおける小島嶼開発途上国の指導的な役割を認める。

34. 我々は、気候変化・変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議が、世界の気候を守ることを目的とした気候変化・変動に対する世界的な対応を協議するための中心的な国際的政府間フォーラムであることを強調する。

35. 我々は、気候変化・変動に関する国際連合枠組条約の目的や原則、条項<sup>18</sup>を想起し、気候変化・変動が世界規模の問題であるため、温室効果ガス排出量の削減の加速を目指して、すべての国が可能な限り広範囲に協力し、効果的かつ適切な国際的対応に参加する必要性を強調する。我々は、この条約において、締約国が衡平の原則に基づき、共通だが差異のある責任や各国の能力に従って、人類の現在や将来の世代のために気候システムを保護すべきであると規定されていることを想起する。

36. 我々は、2020 年までに達成すると締約国が約束した温室効果ガスの年間排出削減

<sup>18</sup> 国連条約シリーズ、第 1771 巻、第 30822 号。

量を合わせた効果と、世界的な平均気温の上昇を産業革命前のレベルから摂氏 2 度未満、または 1.5 度の上昇に抑える可能性に従った総排出量のシナリオの間に存在する大きな差に対して、深い憂慮を持って注目する。

37. 我々は、気候変化・変動への対処における気候変化・変動資金の重要性に注目しながら、気候変化・変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議における長期的な気候変化・変動資金<sup>19</sup>に関する決定を再確認する。

38. 我々は、緑の気候基金が、開発途上国に対する十分かつ予測可能な新しい財源を供給する上で鍵となる役割を果たし、国際レベルや国レベルで官民両方の気候変化・変動資金の触媒として機能することを考慮して、緑の気候基金の初期資源動員プロセスの迅速な実行を含む全面的な運用開始と初期資本化を待ち望んでいる。

39. 我々は、先進国である締約国に対して、開発途上国である締約国の一部が気候変化・変動の緩和に対する意欲を高め、適応措置を拡大することを可能にする技術や資金、能力開発の支援を増やすように求める。

40. 我々は、国や地方の政府、科学界、民間企業、市民社会や、さらには若者や障がい者も含む幅広いステークホルダーが世界や地域、準地域、国、地方レベルで参加することの重要性を再確認し、さらに男女平等や、女性や先住民の効果的な社会参加が気候変化・変動のすべての側面で効果的に取り組む上で重要であることを再確認する。

41. 我々は、2015 年 12 月に開催される国際連合枠組条約の第 21 回締約国会議において、すべての締約国に適用される条約に基づく法的拘束力を持った議定書や別の法的文書、または合意された成果を採択し、それを 2020 年から発効・実行するという締約国会議の決定を再確認する。

42. 我々は、気候変化・変動に関連した行動や熱意を活用することを目的として、事務総長によって 2014 年 9 月 23 日にニューヨークで気候サミットが開催されたことに注目する。

43. 我々は、小島嶼開発途上国を含む、気候変化・変動の悪影響に対して特に脆弱な開発途上国における気候変化・変動の影響に関連した損失や損害に対処する包括的で戦略的なアプローチを通じて、気候変化・変動の影響に関連した損失や損害に対するワルシャワ国際メカニズム<sup>20</sup>を実行・運用することに協力して取り組む。

44. 我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みへの支援を求める：

(a) それぞれの国の脆弱性や経済、環境、社会の状況に対して適切な気候変化・変動適応策の策定と実行を通じて、気候変化・変動の影響に対する回復力を構築し、その適応力を改善すること。

(b) 小島嶼に対する将来の影響をより正確に予測できるようにするため、島嶼のシステムのベースラインモニタリングや気候モデル予測のダウンスケーリングを改善すること。

---

<sup>19</sup> FCCC/CP/2013/10/Add.1、決定 3/CP.19 を参照。

<sup>20</sup> 同上、決定 2/CP.19 を参照。

(c) 地域コミュニティとの公的な対話などを通じて、気候変化・変動のリスクに対する意識の向上やその通知を行い、気候変化・変動の長期的な影響に対する人間や環境の回復力を高めること。

(d) 気候基金の利用や管理を行う能力において残存する格差に対処すること。

45. 我々は、オゾン層破壊物質の段階的撤廃の結果、地球温暖化を引き起こす潜在的可能性の高いヒドロフルオロカーボンの利用と環境への放出が急増していることを認識している。我々は、ヒドロフルオロカーボンの消費と生産を徐々に減らすことを支援する。

46. 我々は、小島嶼開発途上国において、REDD プラス・メカニズムの中で、REDD プラス<sup>21</sup>のためのワルシャワ枠組みの実行を含む森林伐採・劣化による排出量を削減する活動に対する支援の拡大が重要であることを認識している。

### 持続可能なエネルギー

47. 我々は、小島嶼開発途上国にとって、輸入された化石燃料への依存が何十年にもわたって経済的脆弱性の大きな要因であり、鍵となる課題となってきたことや、現代的なエネルギーサービスの利用可能性の強化、エネルギーの効率化、経済的に実行可能で環境にやさしい技術の利用など、持続可能なエネルギーが小島嶼開発途上国の持続可能な開発を可能にする上できわめて重要な役割を果たすことを認識している。

48. 我々は、小島嶼開発途上国におけるすべての人のための持続可能エネルギーの達成に関するバルバドス宣言などを通じた、十分低い費用で現代的エネルギーサービスを利用する機会や再生可能エネルギー、エネルギー効率の高い技術、低炭素発展などの領域で変化をもたらす革新的な活動を促進することを目的とした、バルバドス宣言の添付書類 I に含まれた行動の実施に対する多くの小島嶼開発途上国による自主的な取り組みを含む、持続可能な開発を背景として実施される持続可能エネルギーに関する小島嶼開発途上国の取り組みを強調する。事務総長の「すべての人のための持続可能エネルギー」の取り組みは、エネルギーの利用機会やエネルギー効率、再生可能エネルギーに焦点を当てていて、国際的な取り組みによって補完されながら、効果的な枠組みをもたらしている。

49. 我々は、地域開発銀行や国際開発銀行や二国間贈与、国連システム、国際再生可能エネルギー機関、その他の関連するステークホルダーに対して、小島嶼開発途上国の特別な脆弱性に対処する国や地域、政府間のエネルギー政策や計画、戦略の策定や実行のため、相互に合意した条件で、能力開発や技術移転の領域を含む十分な支援を引き続き提供することを呼び掛ける。我々は、知識の提供やベストプラクティスの共有によって小島嶼開発途上国を支援する国際再生可能エネルギー機関のグローバル再生可能エネルギー島嶼ネットワークを歓迎する。

50. 我々は、以下の取り組みを強力に支援する：

(a) エネルギー効率化を推進し、風力や持続可能なバイオマス、太陽光、水力、バイオ燃料、地熱エネルギーなど、小島嶼開発途上国におけるすべてのエネルギー源、特に再生可能エネルギー源に基づく持続可能なエネルギーシステムを発展させる戦略と対象を特定した複数の取り組みを策定すること。

---

<sup>21</sup> FCCC/CP/2013/10。

(b) 既存の融資メカニズムへのアクセスを円滑化し、小島嶼開発途上国における再生可能エネルギーやエネルギー効率化に関する持続可能なエネルギープロジェクトの実行に利用できる資本の流れを増やすこと。

(c) 小島嶼開発途上国による、または小島嶼開発途上国のための取り組み、特に「SIDS DOCK」で示されている再生可能エネルギーのプロジェクトパイプラインや、エネルギー効率化・保全プロジェクト、さらに能力開発や人材開発、市民教育や意識向上などの領域におけるプロジェクトなどに対する投資を支援すること。

(d) 小島嶼開発途上国によるエネルギー利用を確保するための国際協力を、各国の法規制に従って、特に地域や世界のエネルギー市場と各国の統合の強化やエネルギーミックスの中で地元で利用できるエネルギー源の利用の拡大、共同インフラ開発プロジェクト、生産・貯蔵能力への投資を通じて推進すること。

(e) 各国の状況やエネルギーシステムの多様化、相互に合意した条件による資金や技術の提供などを考慮しながら、今後 10 年間における小島嶼開発途上国での再生可能エネルギーやエネルギー効率化に関する各国の大胆で野心的な目標を達成すること。

(f) 研究・技術開発や、よりクリーンな化石燃料技術やスマートグリッド技術を含む小島嶼開発途上国に適した再生可能エネルギーやエネルギー効率が高く環境にやさしい技術の実行を目的とした国際協力や小島嶼開発途上国間の協力を、特に相互に合意した条件による様々な財源からの融資の提供やベストプラクティスの交換、効率化技術の利用などを通じて強化すること。

(g) 既存のメカニズムを利用するか、または既存のメカニズムがない地域の場合、使いやすく正確かつ包括的な地域データリポジトリをエネルギーに関するオンラインデータベースとして設置することを促し、再生可能エネルギーと革新的な貯蔵メカニズムの統合の最大化を含む、グリッドの安定性や管理に関する技術的調査の実施や情報の収集を行うこと。

(h) 社会や環境、経済に関する状況や低所得者層や遠隔地の人々にとってのエネルギーの利用機会の確保を考慮した詳細な資源計画を策定しながら、小島嶼開発途上国における革新的なエネルギーロードマップの確立と強化に対する統合的なアプローチに取り組むこと。

## 災害リスクの削減

51. 我々は、小島嶼開発途上国が継続して災害の影響の問題に取り組んでいるが、それらの災害の一部には激化や気候変化・変動による悪化が見られ、それが持続可能な開発に向けた各国の歩みを妨げていることを認識している。また我々は、災害が小島嶼開発途上国に対して不均一な影響を与える可能性があることや、回復力の構築やモニタリング・予防の強化、脆弱性の削減、意識の向上、災害への対応や災害からの復興に対する備えの改善などが緊急に必要とされていることを認識している。

52. 小島嶼開発途上国の特殊な状況と各国に特有の独特な脆弱性を考慮しながら、我々は、以下を行う各国の取り組みの支援に尽力する：

(a) 早期警報システムや、災害リスクの削減と災害発生後の対応や復興、リスク評価やデータ、土地利用や計画策定、観測設備、気候サービスのための世界的枠組み

(Global Framework for Climate Services) に基づいたものを含む災害対策・復興教育プログラム、災害リスクマネジメントなどを目的とした技術協力や資金援助を利用できるようにすること。

(b) 官民両部門の災害リスクマネジメントにおける協力や投資を促進すること。

(c) 特に脆弱な状況にある人々、女性や少女、住む場所がない人、子供、高齢者、障がい者などを対象とした、災害への対策や対応、緊急救援、住民避難のための緊急時対策の策定や規定を強化し、それらに対して支援を行うこと。

(d) 兵庫行動枠組を執行し、これまでの成果に基づき、防止と緩和を優先しながら、実施の格差が存在する場合にはそれに対処するための実行枠組みが組み込まれた 2015 年以降の災害リスク削減の野心的な新たな国際的枠組みに取り組むこと。

(e) 必要に応じて、災害リスクの削減や気候変化・変動への適応、開発に関連した政策やプログラムを中心的な要素として組み入れること。

(f) 該当する場合、国や地域の複数の報告システム間における調整を行い、相乗効果や一貫性を拡大すること。

(g) 国や地域レベルでリスク保険機構の設立や強化を行い、該当する場合、災害リスクマネジメントや回復力の構築を政策や戦略の中心に置くこと。

(h) 災害リスクを削減する国際的な取り組みや地域の取り組みへの参加を拡大すること。

## 海洋と海域

53. 我々は、沿岸地域とともに、海洋や海域が地球の生態系に欠かせない構成要素であり、小島嶼開発途上国などの持続可能な開発と本質的に結び付いていることを認める。健全かつ生産的で、回復力のある海洋や海岸は、特に貧困の撲滅や、十分かつ安全で栄養のある食料の入手、生計手段、経済発展、炭素隔離を含む基本的な生態系サービスにとってきわめて重要であり、小島嶼開発途上国の国民のアイデンティティや文化にとって重要な要素である。持続可能な漁業や養殖業、沿岸ツーリズム、海底資源の潜在的な利用、再生可能エネルギーの潜在的な供給源などは、小島嶼開発途上国における持続可能な海洋ベースの経済の主な構成要素である。

54. 我々は、小島嶼開発途上国には広い海域があり、それらとその資源の保全や持続可能な利用において各国が顕著なリーダーシップを示してきたことを認識した上で、それらの海域と資源の保全や持続可能な利用に対する戦略の策定や実行におけるそれらの国々の取り組みを支援する。また我々は、各国によるその貴重な水中文化遺産を保全する取り組みも支援する。

55. 我々は、国連海洋法条約<sup>22</sup>にも反映されているように、国際法によって海洋やその資源の保全や持続可能な利用に対する法的枠組みが規定されていることを再確認する。

56. 各国の沈没した船舶から油が流出して小島嶼開発途上国の海域や沿岸の生態系に環

---

<sup>22</sup> 国連条約シリーズ、第 1833 巻、第 31363 号。



境影響を及ぼす可能性に対する懸念を認識し、海で沈んでいる船舶に関して敏感になっていることを考慮に入れながら、我々は、小島嶼開発途上国と関連の船舶所有者が両者の間でケースバイケースでこの問題に引き続き対処すべきであることに言及する。

57. 我々は、機会を最大限に活用するため、海洋関連の活動に対する統合的な生態系アプローチが必要であると認識している。これは、利用できる最善の科学に基づき、保全の取り組みや予防的アプローチに十分配慮しながら、持続可能な開発の 3 つの次元の間で一貫性とバランスが確保されることが望ましい。

58. これを念頭に置きながら、我々は、以下の取り組みを強力に支援する：

(a) 漁業管理を含む沿岸地域管理や、生態系ベースの管理の研究、それらに関する戦略の実行などを支援したり、生物・非生物資源の調査や持続可能な利用に対する国の法的・制度的枠組みを強化したりすることで、海洋や海域、その資源の評価や保全、保護、管理、持続可能な利用を行うための国や地域の取り組みを促進し、支援すること。

(b) 小島嶼開発途上国の海洋資源の持続可能な開発を行い、国や地域の取り組みに従事し、その国民への利益を拡大すること。

(c) 小島嶼開発途上国が参加する地域の海域プログラムを十分かつ効果的に実行すること。

(d) 国連環境計画や、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画、さらに該当する場合、海洋堆積物に関する文書や栄養分、廃水などの海洋汚染に関する文書などを含む関連の協定の策定や実行、ベストプラクティスの共有・実行などを通じた効果的なパートナーシップの構築によって海洋汚染に対処すること。

(e) サンゴ礁やその他の脆弱な海洋生態系に関して、その管理や、海洋の酸性化や侵入種によるものを含む圧力に対抗する回復力の強化を目的とした包括的かつ統合的なアプローチを開発・実行することを通じて、さらには国際サンゴ礁イニシアティブの 2013 年行動の枠組み（Framework for Action 2013）で特定されたものを含む取り組みを利用することで、それらを保護するための緊急措置を実施すること。

(f) 各国における海上境界線の設定や大陸棚限界委員会への提出物の作成を目的として、専門の地域海洋学センターの設立や技術協力の供与などを通じて、科学的な海洋研究を実施し、小島嶼開発途上国の関連する技術的能力を発達させること。

(g) 適切なレベルでの制度的な能力開発などを通じて、違法・無報告・無規制漁業の効果的な防止や阻止、排除を行うため、漁船のモニタリングや管理、監視を強化・実行すること。

(h) 小規模漁業の持続可能な発展、資源の評価・管理メカニズムの改善、漁業労働者のための施設の強化、小規模漁業の産出物に付加価値を与える取り組みなどを支援し、小島嶼開発途上国の持続可能な小規模漁業の商品による市場へのアクセスを強化すること。

(i) 2001 年に世界貿易機関によって採択されたドーハ閣僚宣言や 2005 年に世界貿易機関によって採択された香港閣僚宣言に従って、過剰能力や乱獲の一因となる特定の形態の助成金の禁止などを通じて、漁業部門における助成金に関する規律を強化すること。

(j) 国際連合教育科学文化機関の 2001 年水中文化遺産の保護に関する条約<sup>23</sup>の締約国になっていない国の場合、その締約国になることを検討すること。

(k) 関連の地域漁業管理団体や協定によって採択された小島嶼開発途上国に利益をもたらす取り組みなどを通じて、排他的経済水域と公海にまたがる高度回遊性魚類資源の保全、持続可能な利用、管理を推進すること。

(l) 小島嶼開発途上国がその漁業資源から得る利益を最大化し、海洋資源の保全・管理から不均一な負担を受けないことを可能にしながら、自国の漁業資源の持続可能な利用を行い、漁業関連産業を発展させる小島嶼開発途上国の能力を強化すること。

(m) 地域の漁業管理機関や協定の対象となっている排他的経済水域と公海にまたがる高度回遊性魚類資源から小島嶼開発途上国が利益を得たり、それらの資源を持続可能な方法で管理したりできるようにするため、それらの機関や協定のもとで共有された責任を果たすことに対する国際社会の協力を呼び掛けること。

(n) 海洋の酸性化の要因に対処し、情報の共有や地域のワークショップ、小島嶼開発途上国の科学者による国際調査チームへの参加、海洋の酸性化の影響に対する海洋生態系の回復力を高める手法や、可能な場合、すべての小島嶼開発途上国に向けた海洋の酸性化に関する戦略の策定などを通してその影響のさらなる調査や最小化を行うための地方や国、地域における協力や世界規模の協力を強化すること。

(o) 海洋環境における生物多様性の喪失の進行を遅らせるため、効果的かつ衡平に管理され、生態学的に代表的で、よく連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする保全手段を通じて、小島嶼開発途上国の沿岸域や海域、とりわけ生物多様性や生態系サービスにとって特に重要な区域の 10%以上を 2020 年までに保全すること。

(p) 人々の健康と安全や海洋環境・資源に対する潜在的影響を含む、海洋に投棄された武器弾薬の長期的な影響に関する懸念に対処すること。

## 食糧安全保障と栄養

59. 我々は、輸入食料品の入手可能性における変動や価格の過度の乱高下に対して、小島嶼開発途上国、主に食品の純輸入国が非常に脆弱であることを認識している。そのため、すべての人の安全かつ十分に栄養のある食べ物を入手する権利や、飢餓の撲滅、生計手段の提供などを支援しながら、土地や土壌、森林、水、動植物、生物多様性、生態系を保全・保護し、それらの持続可能な利用が確実に行われるようにすることが重要である。我々は、食糧安全保障や十分かつ安全で栄養のある食料を入手する機会を強化することや、小島嶼開発途上国の国民に生計手段を提供する上で、健全な海洋生態系や持続可能な農業、持続可能な漁業、持続可能な養殖業が果たす重要な役割を強調する。

60. また我々は、不健康な食事が引き起こす危険や、健全な食料生産・消費を推進する必要性も認識している。

---

<sup>23</sup> 国際連合教育科学文化機関、総会記録、第 31 回会議、パリ、2001 年 10 月 15 日～11 月 3 日、第 1 巻および正誤表、諸決議、第 V 章、決議 24 を参照。

61. 我々は、2013年8月23日にブリッジタウンで採択された第3回小島嶼開発途上国国際会議のための政府間準備会合の成果文書<sup>24</sup>において、小島嶼開発途上国が直面している食糧や栄養に関する問題に対処する行動計画を策定するため、それらの国における食糧と栄養の安全保障に関する会合の推進が求められていることを認識し、国際連合食糧農業機関がこの隔年フォーラムを推進することを促す。

62. 我々は、小島嶼開発途上国にとって重要な意味を持つ、国際連合食糧農業機関と世界保健機関が2014年11月にローマで開催した第2回国際栄養会議の開催に注目し、その成果に期待している。

63. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを協力して支援することに尽力する：

(a) 農業や作物、家畜、林業、漁業、養殖業に関連した持続可能な慣行のさらなる利用を促進し、必要な水源の持続可能な管理が行われるようにしながら、食糧や栄養の安全保障を改善すること。

(b) 経済発展の支援や食糧安全保障と栄養の最適化のため、オープンで効率的な世界市場や国内市場を推進すること。

(c) 特に一次産品市場の乱高下が激しい時期において、世界の食糧市場へのアクセスを維持するための国際協力を強化すること。

(d) 小自作農や小規模食糧生産者、特に女性の能力改善を重視しながら、農村における収入と雇用を増やすこと。

(e) 十分かつ安全で、入手可能なほど低価格で、多様な栄養のある食べ物に対する年間を通じた入手機会を確保することなどによって、あらゆる形態の栄養不良をなくすこと。

(f) 気候変化・変動や海洋の酸性化、自然災害の悪影響に対する農業や漁業の回復力を強化すること。

(g) 国際的な技術協力を通じて、持続可能な食糧生産システムを支える自然の生態学的プロセスを維持すること。

## 水と衛生

64. 我々は、汚染や、地表水や地下水、沿岸水の使い過ぎ、塩水の浸入、干ばつ・水不足、土壌流出、水処理・廃水処理、利用できる衛生設備の不足など、小島嶼開発途上国が淡水資源に関する数多くの問題に直面していることを認識している。さらに、気候変化・変動と関係した降雨パターンの変化は、水の供給に地域ごとに異なる潜在的に重大な影響を与える。

65. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを支援することに尽力する：

---

<sup>24</sup> A/CONF.223/PC/2、添付書類。

(a) 水管理システムへの女性の関与を含む、水源や関連の生態系の統合的な管理を効果的かつ包括的に持続可能な方法で実施するための組織や人材の能力を開発すること。

(b) 経済や環境の面から実行可能な淡水化技術の利用を含む、安全な飲料水や衛生、廃棄物管理などのシステムのための適切な施設やインフラの提供や運営を行うこと。

(c) 水資源の持続可能で効率的な利用を目的として、廃水の処理やリサイクル、再利用の拡大を推進すること。

(d) 水利用の効率を改善し、水、特に地下水の過剰な抽出の排除に取り組み、塩水の浸入の影響を軽減すること。

## 持続可能な輸送

66. 我々は、輸送や移動性が小島嶼開発途上国の持続可能な開発において重要であることを認識している。持続可能な輸送によって、経済成長を強化したり、貿易の機会を促進したり、アクセスしやすさを改善したりすることが可能である。持続可能で信頼できる安全な輸送は、環境を尊重しながら経済の統合を強めることができる。また我々は、地方や地域の市場や世界市場への完全な参加を促進する上で人やモノの効率的な移動が重要であることや、持続可能な輸送によって小島嶼開発途上国における社会的公正や健康、都市の回復力、都市と農村の結び付き、農村地域の生産性を改善できる可能性があることを認識している。

67. これに関連して、我々は、小島嶼開発途上国による以下の取り組みへの支援の継続や強化に尽力する：

(a) 環境にやさしく、安全で、十分に低費用で、よく管理された輸送を利用できるようにすること。

(b) 陸上・海上・航空輸送の安全性を高めること。

(c) 輸送インフラの開発と管理に対するライフサイクルアプローチによる改善された航空・陸上・海上輸送政策を含む、実行可能な、国や地域の輸送協定や国際的な輸送協定を策定すること。

(d) 輸送部門におけるエネルギー効率を高めること。

## 持続可能な消費と生産

68. 持続可能な消費・生産パターンを推進することは持続可能な開発において最終的な目標の 1 つであるとともに不可欠な要件でもあるため、我々は、持続可能な消費・生産パターンに関するプログラムの 10 年間の枠組みとそのビジョンを想起するとともに、先進国が先導してすべての国がそのプロセスから利益を得るように、すべての国が持続可能な消費・生産パターンを推進すべきであると認識している。これは、開発途上国に対する潜在的な悪影響を最小にすることを目指して、また低所得者層や影響を受けるコミュニティが保護されるように、それらの国々の具体的なニーズや状況を十分考慮に入れながら、各国の目的やニーズ、優先事項に従って実行されるべきである。

69. この点で、我々は、零細企業や中小企業、持続可能な観光業、廃棄物管理、食糧・栄養、ライフスタイル、持続可能な開発のための教育、サプライチェーンにおける農村開発を推進するための連携などを重視しながら、持続可能な消費や生産を推進するための持続可能な消費・生産パターンに関するプログラムの 10 年間の枠組みに基づいたプログラムを策定・実行する小島嶼開発途上国による取り組みへの支援を呼び掛ける。

### **有害廃棄物を含む化学物質や廃棄物の管理**

70. 我々は、化学物質をそのライフサイクルを通して健全に管理することや、廃棄物を同様に管理することが人々の健康や環境を保護する上できわめて重要であることを認識している。小島嶼開発途上国にとって、すべての国と同様に、環境にやさしい廃棄物管理も人々の健康や環境の保護にとってきわめて重要であり、面積の狭さや遠隔地にあるという多くの小島嶼開発途上国における特徴が廃棄物の健全な処理に対して特に問題となっている。

71. これに関連して、我々は、化学物質や廃棄物の管理を改善する以下の対策を認める：

(a) 化学物質や有害廃棄物、船舶や航空機から発生した廃棄物、海洋プラスチックゴミなどの廃棄物を管理するための国や地域のメカニズムや国際的なメカニズムを強化するため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約<sup>25</sup>や国連環境計画の国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ、太平洋地域環境計画事務局、ロンドン条約議定書、船舶による汚染の防止のための国際条約などに基づくものを含む技術協力プログラムを向上させ、油流出事故への対応計画を強化し、その地理的範囲を拡大すること。

(b) 化学物質や廃棄物に関する国際的な環境協定の締約国になっていない国の場合、その締約国になることを検討し、技術協力やその他の適切な協力などを得ながら、そのような協定の実施を可能にする環境を確保し、必要に応じて、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of the Classification and Labelling of Chemicals）や国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management）を実行すること。

(c) 化学物質やその他の毒物、環境事象に対する管理プログラムを含む、具体的なリスクの管理強化を求める世界保健機関の国際保健規則（International Health Regulations）に基づくプログラムなど、既存の能力開発プログラムを利用できる機会の拡大を推進すること。

(d) 各国の能力や優先順位に従って、特に能力開発や環境にとって適切な技術を通じて、削減や再利用、リサイクル、回収、返却などのアプローチを実行すること。

### **健康および非伝染性疾病**

72. 我々は、健康が持続可能な開発の 3 つの次元すべてに対する前提条件であり、その成果や指標であることを認識している。持続可能な開発を達成するためには、新興または再興の疾病を含む、衰弱を引き起こす高い発生率の伝染性や非伝染性の疾病がないことや、国民が肉体的、精神的、社会的にウェルビーイングの状態を得られることが不可欠で

---

<sup>25</sup> 国連条約シリーズ、第 1673 巻、第 28911 号。

ある。

73. 我々は、伝染性や非伝染性の疾病の負担や脅威が 21 世紀においても依然として世界規模の重大な懸念事項であり、小島嶼開発途上国にとって最大の問題の 1 つとなっていることを認識している。予防や治療、介護、教育などはきわめて重要であり、我々は、国際社会に対して、伝染性や非伝染性の疾病に対処する小島嶼開発途上国の国家的取り組みへの支援を呼び掛ける。

74. 我々は、非伝染性の疾病の予防や管理において得られた進展の包括的なレビューや評価に関する国連総会のハイレベル会合の成果文書<sup>26</sup>に注目する。

75. これに関連して、我々は、小島嶼開発途上国による以下の取り組みへの支援に尽力することを再確認する：

(a) 保健制度の強化や効果的な国民皆保険制度の実施の促進、医療用品や薬品の分配、教育や国民意識の向上や、健康的な食事や優れた栄養、運動や教育によってより健康的な生活を送るように人々を誘導することなどを通じて、疾病の予防や管理のための包括的かつ政府横断的な多部門政策・戦略を策定・実行すること。

(b) 小島嶼開発途上国の要請に応じて国際連合児童基金や世界保健機関、国際連合人口基金、重要な開発パートナー、その他のステークホルダーから援助を受けながら、保健サービスに対する国民皆保険制度や医療用品・薬品の分配の実現に向けて保健制度を強化することを目的とした国の具体的なプログラムや政策を策定すること。

(c) 2015 年から 2025 年の期間を対象として、非伝染性の疾病の拡大や重症化を阻止するための 10 年間の目標や戦略を確立するため、緊急措置を講じること。

(d) 健康増進の強化や、基礎保健ケアの推進、非伝染性の疾病のモニタリングを行うアカウンタビリティメカニズムの開発などを行う、効果的に計画され、付加価値をもたらす介入を実施すること。

(e) 既存の国際フォーラムや地域フォーラムを利用した疾病に関する小島嶼開発途上国各国の間の協力によって、特に非伝染性の疾病に対応するための保健やその他の関連部門を担当する大臣による合同隔年会議を開催できるようにすること。

(f) HIV の予防や治療、ケア、支援をどこでも利用できるようにし、HIV の母子感染を撲滅し、マラリアや結核、さらにはチクングニア熱やデング熱を含む顧みられない新興または再興の熱帯病に対して新たに闘い、その活動を強化すること。

(g) 産婦や新生児、乳幼児の死亡率を削減し、産婦や乳幼児の健康を改善すること。

### **男女平等と女性の社会的地位の向上**

76. 我々は、男女平等と女性の社会的地位の向上や、女性や少女の人権の完全な実現が持続可能な開発に対して相乗効果をもたらし、小島嶼開発途上国における経済成長の推進力となることを認識している。女性は、変化を引き起こす力強い要因になることができる。

---

<sup>26</sup> 2014 年 7 月 10 日付の決議 68/300。

77. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを支援する：

(a) 女性や少女に対するあらゆる形の差別を排除すること。

(b) 持続可能な開発の優先分野にジェンダーの観点を取り込むこと。

(c) 女性の経済的な権限を強化し、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを得る公平な機会を確保すること。

(d) 女性や少女に対するあらゆる形の暴力を排除すること。

(e) 特別な一時的取り組みなどの政策や措置を通じて、また必要に応じて、具体的な目標やベンチマークの設定やそれらを達成するための活動によって、官民両部門において、女性によるすべての分野への完全で公平かつ効果的な参加や、すべてのレベルの意思決定におけるリーダーシップを確保する取り組みを継続すること。

(f) 質の優れた教育や医療を利用できる公平な機会を保証すること。

(g) 小島嶼開発途上国において、国際人口開発会議の行動計画<sup>27</sup>や北京行動綱領<sup>28</sup>、その再検討会議の成果文書に従って、すべての女性の人権や、女性の性と生殖に関する健康、生殖に関する権利が推進・保護されるようにすること。

(h) 障がい者を含む女性や少女に影響を及ぼし、進歩や発展を阻害する構造的・社会経済的な不平等や、複数の要素が交わった形の差別に取り組むこと。

(i) 土地や他の形態の資産、信用、遺産、自然資源、適切な新技術を利用、所有または管理する権利を含む、経済的資源を得る男性と同じ権利を女性に対して与えること。

## 社会的発展

78. 我々は、現在と将来の両方において小島嶼開発途上国による開発が進展するようにする上で、持続可能な開発の3つの次元の1つである社会的発展がきわめて重要であることを認識している。そのため、我々は、ウェルビーイングの改善や、最も脆弱で不利な立場の人々に対する機会の保証のために社会的保護や一体性を強化する取り組みを支援する。

79. 我々は、貧困の撲滅に焦点を当てた開発アプローチへの小島嶼開発途上国の取り組みを支援する。これによって、人々、特に貧困状態にある人々が教育や保健、食料、水・衛生、その他の公的・社会的サービスを利用する公平な機会を持ち、信用や土地、訓練、知識、情報、ノウハウなどの生産資源を利用できるようにすべきである。そのアプローチによって、市民や地域コミュニティは社会的発展に関する政策やプログラムに関する意思決定に参加できる。

## 文化とスポーツ

---

<sup>27</sup> 国際人口開発会議報告書、カイロ、1994年9月5日～13日（国際連合出版、販売 No. E.95.XIII.18）、第I章、決議1、添付書類。

<sup>28</sup> 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日～15日（国際連合出版、販売 No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付書類II。

80. 我々は、小島嶼開発途上国が豊かな文化を有し、それが持続可能な開発を推進・実現する力になることを認識している。特に、土着や伝統の知識や文化的表現は、人々や文化、知識、自然環境の間の深いつながりを際立たせるものであり、持続可能な開発や社会的な一体性の意義ある進展を可能にする。

81. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援する：

(a) 該当する国際条約、特に国際連合教育科学文化機関の条約に沿って、文化的多様性、異文化間の対話、文化の領域における国際協力を推進すること。

(b) 世界知的所有権機関と国際連合教育科学文化機関の共同事業を活用し、それを土台とすること。

(c) 世界遺産のネットワークなどを通じて、現地の能力の強化や小島嶼開発途上国における意識の向上、現地や土着の知識を含む有形・無形の文化遺産の強化、現在や将来の世代の利益のために現地の人々を参加させることなどを行う国や地域の文化活動やインフラの開発や強化を行うこと。

(d) 観光業など、各国の豊かな遺産を活用し、その持続可能で包括的な成長に寄与する文化的・創造的産業を発展させること。

(e) 各国の自然遺産や有形・無形の文化遺産に関する慣行、伝統的知識などの保全や推進、保護を実施する国内メカニズムを開発すること。

82. スポーツにおける小島嶼開発途上国の高い能力を認識した上で、我々は、発展や社会的な一体性、平和を推進し、特に若者に対して教育の強化や健康の増進、生活スキルの確立を行う手段としてのスポーツの利用を支援する。

#### 平和な社会と安全なコミュニティの促進

83. 我々は、各国の優先順位や法規制に配慮しながら、対応が迅速で説明責任を負った機関の設立や、司法サービスの利用機会やすべての人権に対する尊重の確保などを通じて、平和な社会と安全なコミュニティを確保するために小島嶼開発途上国が実行中の取り組みを支援することの重要性を認識している。

84. 我々は、紛争、ギャングや若者の暴力、海賊行為、人身売買、サイバー犯罪、麻薬取引、国際組織犯罪などを含む犯罪や暴力が小島嶼開発途上国の持続可能な開発に悪影響を与える可能性を認識している。特に、持続可能な生計手段や高等教育を受ける機会の不足、コミュニティの支援構造の崩壊などは、より多くの若い男女による暴力や犯罪への関与につながる可能性がある。

85. 我々は、該当する条約の加盟や批准、実行の推進や、不正な売買を禁止する法規制の制定や活用、強力な機関の推進、関連する国内外の協定や条約に従って性目的の人身売買や強制労働の被害者に十分なケアが与えられるようにする保護メカニズムの改善などによる、人身売買やサイバー犯罪、麻薬取引、国際組織犯罪、国際的な海賊行為に対抗する小島嶼開発途上国の取り組みを支援する。



86. 女性や少女はジェンダーを理由とした暴力の標的になることが多く、犯罪や暴力、紛争の影響を過度に受けるが、我々は、小島嶼開発途上国において女性や少女への暴力を撲滅し、関連するすべてのプロセスに彼女たちが中心となって関与するようにする行動計画が策定されることを支援する。

## 教育

87. 我々は、すべてのレベルにおいて質の高い教育を利用できる完全かつ公平な機会を与えることが持続可能な開発に欠かせない条件であり、これに関連した地方や国、地域の取り組みや国際的な取り組みが重要であることを再確認する。

88. 我々は、これに関して、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援することに尽力する：

(a) 特に障がい者を含む最も弱い立場にある人々に重点を置きながら、若者や少女に対して、創造的な分野や文化的分野、環境関連の分野を含む質の高い教育や訓練を提供し、すべての人々が生産的な生活を送るため、必要な技能を持ち、雇用機会を利用できるようにすること。

(b) 教育がさらなる平和の構築や社会的一体性の促進に貢献するようにすること。

(c) 通信教育の利用や小島嶼開発途上国に適した訓練アプローチの開発など、すべての人々に対する職業訓練を含む教育や訓練、技能開発への各国の投資を拡大し、正規と非正規の手段両方を通じて、起業家としての技能を得るための教育を含む、正規や非正規の教育をそれらの国々が利用できる機会を増やすこと。

## 生物多様性

89. 我々は、国際協力やパートナーシップ、さらに該当する場合、情報交換を促進することに合意し、これに関連して、生物多様性の保全や持続可能な利用に対するすべてのステークホルダーの積極的な関与を奨励することや、自然との共生を目指しながら、遺伝資源の利用から得られる利益をすべての人が利用できるようにし、その利益を公正かつ衡平に配分することを目的とした国連生物多様性の 10 年 (United Nations Decade on Biodiversity、2011 年～2020 年) を歓迎する。

90. 我々は、全体として、小島嶼開発途上国には並外れた海洋・地上生物の多様性があり、多くの場合、各国の生計手段やアイデンティティの土台となっていることを認識している。この貴重な生物多様性とそれが提供する生態系サービスが重大な危機にさらされていることに注目し、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援する：

(a) 生物の多様性を保全し、その構成要素を持続可能な方法で利用し、遺伝資源の利用から得られる利益を公正かつ衡平に配分すること。

(b) 有機栽培による持続可能な自然農法で生産された食品や地元で育てられた食品を輸出すること。

(c) 生物多様性の保全と持続可能な管理のための財源や技術的資源を利用できる機会を提供すること。

91. 我々は、遺伝資源の取得の機会を提供し、その利益を配分することが生物の多様性の保全や持続可能な利用、貧困の撲滅、持続可能な開発に寄与することを認め、生物の多様性に関する条約<sup>29</sup>の締約国に対して、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from Their Utilization to the Convention on Biological Diversity）の批准と実行を検討することを呼び掛ける。

#### 砂漠化や土地の劣化、干ばつ

92. 我々は、砂漠化や土地の劣化、干ばつの問題に対処することが、小島嶼開発途上国による食糧安全保障や栄養、その気候変化・変動への対応、その生物多様性の保護、自然災害に対する回復力の構築の実現にとって大変重要であることを認識している。また我々は、優先事項として砂漠化や土地の劣化、干ばつに関連した準備や回復力構築のための政策を策定し、実行することや、官民の様々な財源を利用すること、各国の限られた土壌資源の持続可能性を推進することを目的とした小島嶼開発途上国の取り組みも強力に支援する。

93. 我々は、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果に対するフォローアップ」と題した国連砂漠化対処条約の締約国会議の決定<sup>30</sup>を認識している。その中で、締約国会議によって特に乾燥地域や半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における土地劣化のニュートラル化の科学的定義を確立する政府間ワーキンググループが設立された。

#### 森林

94. 森林が生計手段や生態系にとって欠かせないものであることを認識し、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援する：

(a) あらゆるタイプの森林に関する法的拘束力のない文書（Non-Legally Binding Instrument on All Types of Forests）を実行すること。

(b) 合法的で持続可能な方法で収穫された林産物の取引の促進などによって、森林破壊や森林劣化の速度を遅くしたり、それを食い止めたり、逆転させたりすること。

(c) 適切かつ効果的な森林再生や回復、植林を実現すること。

(d) 各国の持続可能な森林管理に関する政策の支援や、生態系や種、遺伝子の多様性を保全・保護することによる生物の多様性の状況改善を目的として、すべての財源から資金を調達するための障害に対処し、その機会を追求すること。

(e) 国連森林フォーラムにおける国際的な森林枠組（International Arrangement on Forests）の将来に関するすべての選択肢を考察することを目的としたレビューに参加すること。

(f) 森林資源の持続可能な利用に対する全体的かつ統合的なアプローチを土台と

<sup>29</sup> 国連条約シリーズ、第 1760 巻、第 30619 号。

<sup>30</sup> ICCD/COP(11)/23/Add.1、決定 8/COP.11。

した持続可能な森林管理のための法的、制度的、人的能力を強化すること。

## 侵略的外来種

95. 侵略的外来種が持続可能な開発に対して脅威となり、生物多様性と生計手段の保護や海洋の資源と生態系の回復力の保存や維持、食糧安全保障の強化、気候変化・変動への対応などを目的とした小島嶼開発途上国による取り組みの効果を失わせることに言及し、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みへの支援を呼び掛ける：

(a) 既存の構造に対する支援の拡大などを通じて、侵略的外来種に対して効果的に対処する国や地域、国際レベルでの多部門の連携を強化すること。

(b) 連携の拡大や、地域や世界の既存組織の支援を行うことによる新技術の研究や開発に対する支援などを通じて、侵略的外来種の排除や管理のための取り組みを改善すること。

(c) 予防や、小島嶼開発途上国の人々のこの問題に対する意識の向上を含む、各国の侵略的外来種への対処能力を開発し、強化すること。

## パートナーシップなどの実行手段

96. 小島嶼開発途上国が自らの持続可能な開発に対して主な責任を有していることを認めながら、我々は、小島嶼開発途上国が開発の課題に取り組み続けるためには、開発のための世界的なパートナーシップの強化や、すべての実行手段の十分な提供と活用、国際的に合意された目標を達成するための継続的な国際的支援が必要であることを認識している。

### パートナーシップ

97. 我々は、小島嶼開発途上国との、さらに小島嶼開発途上国のためのあらゆる形態のパートナーシップを拡大することを呼び掛ける。

98. 我々は、小島嶼開発途上国の脆弱性やその回復力を確立する必要性を考慮して、また第3回小島嶼開発途上国国際会議のテーマに留意しながら、これらの国々の持続可能な開発における優先事項やニーズに関連した問題に対処するため、国際協力を強化し、国や地域、国際レベルでの真の継続的なパートナーシップを確保する必要性を認識している。

99. また我々は、南北や南南協力、三角協力を含む国際協力、特に小島嶼開発途上国間の国際協力の強化も呼び掛ける。我々は、南北協力が依然として国際協力の核であり、南南協力は南北協力を代替するというよりも補完するものであることを再確認する。我々は、真の継続的なパートナーシップが、すべてのレベルの政府、企業、市民社会、様々なその他のステークホルダーの間の関与における可能性を全面的に活用することで、持続可能な開発の進展において重要な役割を果たすことを認識している。さらに我々は、パートナーシップが人材や財源、ノウハウ、技術、知識を活用するための効果的な手段であり、変化や革新、福祉のための力強い推進力となる可能性があることを認識している。

100. 我々は、小島嶼開発途上国が同等の立場のパートナーであり、権限を持った真の継続的なパートナーシップが相互の連携や責任感、信頼、連帯、調和、尊重、結果の重視、説明責任、透明性などに基づくもので、長期的で予想可能なコミットメントに着手し、それを実行するためには政治的意思が必要であることを再確認する。すべての形態のパート

ナーシップは、その規模や経済的価値に関係なく、様々な当事者（地方自治体や市民社会、非政府機関、基金、民間部門、国際金融機関を含む）が意義深い関与を行うように活用・強化されるべきで、それらのパートナーシップは、自立に向けた小島嶼開発途上国のビジョンの達成や、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイ、ミレニアム開発目標、その他の国際的宣言や文書で行われた約束の履行に寄与する国家政策の実行への協力に取り組むべきである。

101. これに関連して、我々は、加盟国と協議の上で、既存の政府間メカニズムの利用などを通じて、小島嶼開発途上国のためのパートナーシップを通じた誓約や約束の完全な実行の監視や確保を目的としたパートナーシップの枠組みのための提言を表明することを事務総長に対して要求する。この枠組みによって、パートナーシップにおいて小島嶼開発途上国の優先事項が重視されるようになり、それらの国々の持続可能な開発を進展させる新たな機会が見出され、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイが完全に実行されるようになることが求められる。それらの提言は、国連総会の第 69 回セッションで考察や行動のために表明されるべきである。

## 融資

102. 我々は、国内外の官民両部門を含むすべての財源からの融資や、信頼性の高い、十分に低い費用で利用できる現代技術の相互に合意した条件に基づく開発と移転、能力開発の支援、すべてのレベルでの効果的な取り組みを可能にする制度や政策に関する環境などが、小島嶼開発途上国において持続可能な開発を進展させる上できわめて重要な手段であることを認識している。これらの国に特有の独特な脆弱性には細心の注意を払う必要があるため、各国はバルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイを実行するために利用できる資金調達メカニズムを幅広く継続的に活用する。

103. 我々は、既存の資金による効果を拡大することや、国際金融機関を含む様々な官民の財源の活用や拡大、直接の提供を行うことよって、国際的な融資が様々な危機の軽減やそれらの危機に対する効果的な対応を行う小島嶼開発途上国の能力を強化する上で重要な役割を果たし、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイの実行を支援することを認識している。

104. 我々は、すべての国々に対して、財源の提供などを通じて、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイを支援するという小島嶼開発途上国への約束を履行することを求める。これに関連して、多くの先進国による 2015 年までに国民総所得の 0.7%を開発途上国への政府開発援助に向ける目標や国民総所得の 0.15%から 0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に向ける目標を達成するという約束を含む、開発途上国に対する政府開発援助の約束を履行することがきわめて重要である。

105. 我々は、政府開発援助の質を改善したり、その開発効果を拡大したりするための取り組みが増えていることを歓迎する。また我々は、開発の有効性の改善やプログラムベースのアプローチの拡大、公的部門が管理する活動に対する各国のシステムの利用、取引コストの削減、相互に対する説明責任と透明性の改善などを行う必要があることも認識し、これに関連して、我々は、すべての援助国に対してできる限り援助をまとめることを呼び掛ける。さらに我々は、中期的に計画されている支援に関する定期的で時宜を得た示唆的な情報を開発途上国に提供することで、開発をより効果的かつ予想可能にする。我々は、各国の政策の決定に議会や市民を関与させたり、市民社会団体の関与を深めたりすることで効果的な開発から最良の成果を得られるようにすることを目的とした、自国の開発や国

家機関、システム、能力に関するリーダーシップを強化する開発途上国の取り組みが重要であることを認識している。また我々は、開発の有効性を保証する万能な公式が存在しないことも留意する。それぞれの国の具体的な状況を十分に考慮しなければならない。

106. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを支援する我々のコミットメントを再確認する：

(a) 各国の債務レベルと能力レベルを十分に考慮した上で、国内の政策や融資の利用を強化すること。

(b) 能力開発や申請手続きのレビューなどを通じて開発途上国、特に小島嶼開発途上国の開発に資金提供を行うための国際協定やモダリティを利用できるようにすること。

(c) 適切な財源を提供し、国連気候変化・変動枠組み条約の枠組み内にある既存の国際的公約に沿って、気候変化・変動の対応や緩和を目的としたプロジェクトを実行すること。

(d) 送金は小島嶼開発途上国の経済成長において重要であるため、送金に関して国連システムで定められた重要な国際的イニシアティブの国際的な目標と合意された成果を追求しながら、送金に関連したコストを削減すること。

## 貿易

107. 小島嶼開発途上国に特有の独特な脆弱性、たとえば規模が小さいことや限られた交渉能力、市場から離れていることなどを考慮して、我々は、これらの国々の地域的な統合や地域間の統合、世界市場における統合をさらに進めることを支援する必要性を認識している。これに留意しながら、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援する：

(a) 必要に応じて、既存の特別かつ異なる待遇の条項を考慮に入れ、さらに世界貿易機関の小規模経済に関する作業計画に基づいて現在までに実施されてきた作業も考慮しながら、貿易や経済に関する協定に対する各国の効果的な関与を推進すること。

(b) 市場競争力の改善や開発と成長の見込みを視野に入れながら、貿易ルールや規律の説明、貿易協定の交渉や実施、一貫した貿易政策の策定と実行などに関して、多国間貿易システムに効果的に参加する各国の能力を強化するため、貿易関連の援助メカニズムや他のプログラムを通じて技術援助を得ること。

(c) 特に適切な技術援助や世界貿易機関の貿易円滑化協定（Trade Facilitation Agreement）の実施を通じて、各国の市場参入機会に対する非関税障壁の影響を評価し、軽減すること。

(d) 財やサービスの国際取引に対する小島嶼開発途上国の参加の強化や、各国の生産能力の構築、その供給サイドにおける制約への対処などを目的としたパートナーシップを発展させ、強化すること。

## 能力開発

108. 我々は、小島嶼開発途上国において、技術ノウハウなどすべての形態における知識

の国内での利用や保持を奨励し、すべての当事者による能力開発のあらゆる取り組みにおいて説明責任と透明性を確保しながら、各国の社会や経済の回復力を構築することを目的として、人材や組織の能力を開発するための教育訓練プログラムに対する投資を継続し、拡大する必要があることを再確認する。

109. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを強力に支援する：

(a) 各国の機関や地域委員会、政府間組織と協力しながら、国の能力や機関を強化するため、キャパシティ 2015 の取り組みの教訓や成功を土台として、国連カントリーチームを通じて、小島嶼開発途上国を対象とする、すべての国連システムの調整された一貫性のある能力開発プログラムを提供する既存のメカニズムや資源を改善すること。

(b) 能力開発を補完する各国の国家機関を強化すること。

(c) 各国の既存の権限や資源の範囲内で、その他の開発の取り組みと協調させながら、すべての協力の枠組みやパートナーシップにおいて、必要に応じて能力開発と制度強化が含まれ、小島嶼開発途上国に援助を供与しているすべての国連機関の優先事項や作業計画にも能力開発と制度強化が組み込まれるようにすること。

(d) 小島嶼国家大学コンソーシアム (University Consortium of Small Island States) において小島嶼開発途上国の持続可能な開発に特化した集中的訓練プログラムを確立すること。

(e) 国連開発計画とその国連南南協力室や、小島嶼開発途上国の地域機関と連携した技術援助プログラムを強化すること。

(f) 該当する場合、多国間環境協定や関連の文書の加盟や批准、実行に関連した技術や財政、社会経済、環境に関する側面を評価する小島嶼開発途上国に特化したモデルなど、持続可能な開発の領域において十分な情報に基づく政策決定を目的とした費用効果分析を活用する国家能力を構築すること。

(g) 国際協定や公約に署名する際に小島嶼開発途上国が行った約束から発生する報告義務を満たすための国家能力を構築すること。

(h) 情報交換や協力を円滑にするため、必要に応じて、既存の情報通信プラットフォームを土台としながら、国や地域の情報通信技術プラットフォームや情報伝達ハブを小島嶼開発途上国の中に構築すること。

(i) 共通の問題に対する解決策として適切な優れた慣行を特定し、適用するため、教育訓練に関して、小島嶼開発途上国における地域内や地域間の協力を強化すること。

(j) 能力開発から女性が十分かつ衡平に利益を受けられ、上級幹部レベルを含むすべてのレベルにある女性が機関に参加したり、機関から支援を受けたりするようにすること。

技術

110. 我々は、小島嶼開発途上国が適切で、信頼でき、費用が十分に低い環境にやさしい

現代技術を利用できることが、その持続可能な開発に関する目標の達成において、さらに革新や起業の動機を与える環境を育てる上できわめて重要であり、科学技術や革新が持続可能な開発の実現や推進につながる不可欠な要素であることを認識している。

111. これに関連して、我々は、相互に合意した条件に基づいて、適切で信頼性が高く、費用が十分に低い環境にやさしい現代技術やノウハウを利用できるようにすることや、インフラや訓練、国の法規制の改善、さらに官民両部門の関与を通じた接続性の改善や情報通信技術の利用拡大を目的とした小島嶼開発途上国の取り組みを支援する我々のコミットメントを再確認する。

#### データと統計

112. 我々は、小島嶼開発途上国における開発計画の策定に対してデータや統計が寄与することや、特に電子的な提出や、該当する場合は担当する地域の機関を通じた提出を認めることによって、規模が小さいという不利な条件の影響を受けず、最も負担の少ない方法で、それらの国から統計を収集する国連システムが必要であることを再確認する。

113. 我々は、国際的に合意された開発目標を達成するための取り組みについて小島嶼開発途上国が効果的な計画やフォローアップ、その実行の評価を行い、その進展を把握できるようにするためには、データ収集や統計分析の改善が必要であることを認識している。

114. これに関連して、我々は、以下を行う小島嶼開発途上国の取り組みを支援する我々のコミットメントを再確認する：

(a) 国の優先事項や状況に従って各国のデータや統計のシステムの利用可能性やアクセス可能性を強化し、新たなパートナーシップの取り組みの立ち上げや既存の取り組みの拡大によって地理空間データプラットフォームを含む複合的なデータシステムの管理を強化すること。

(b) 社会統計や環境統計の分野における既存の国連統計基準や資源を活用すること。

(c) その改善に関する国際協力の必要性を認識しながら、適切な財政的・技術的支援や能力開発を通じて、男女統計や、性別や年齢、障がい、その他の関連変数別に分けられたデータの収集や分析、普及、利用を国レベルで系統的かつ協動的に改善すること。

115. さらに我々は、国際連合や専門機関、関連する政府間組織に対して、各自の権限に従って、以下を行うことを呼び掛ける：

(a) 利用できる場合、小島嶼開発途上国の国別の統計や開発指標の活用を拡大すること。

(b) 小島嶼開発途上国を対象とした持続可能な開発に関する統計や情報のプログラムを支援すること。

(c) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発における進展を評価することを目的として、これらの国々の脆弱性をより反映し、長期的な回復力の構築と維持のためにより多くの情報に基づいた政策や戦略を採択するように各国を導く適切な指標を詳細に作成することや、区分されたデータや情報に関する国のシステムや、意思決定や進展の追跡、脆弱性

と回復力に関する国の概要の作成を行う分析能力などを強化すること。

#### 小島嶼開発途上国に対する制度的支援

116. 我々は、国連システム、国際金融機関や地域金融機関、その他の国際開発パートナーに対して、各自の権限や全体的な優先事項に沿って、国と地域の両レベルで、国連開発支援枠組み（United Nations Development Assistance Framework）などを通じて、関連した戦略やプログラムの枠組みに小島嶼開発途上国の優先事項や活動を組み入れることで、持続可能な開発戦略やプログラムを実行する小島嶼開発途上国の取り組みを引き続き支援することを呼び掛ける。

117. これに関連して、我々は、以下の支援を提供することを国連システムに対して呼び掛ける：

(a) 国連機関において小島嶼開発途上国の問題が十分に考慮され、それらの国々に対する支援や各国の能力開発が各機関のプログラムに適切なレベルで含まれるようにすること。

(b) 国や地域のイニシアティブを通じて、国際金融機関の意思決定や規範設定プロセスにおける小島嶼開発途上国の声を大きくし、それらの国々の参加を強化すること。

(c) 必要な場合は制度的メカニズムや能力開発などを通じて、小島嶼開発途上国間での地域内や地域間の協力や連携を改善すること。

(d) 国連総会と経済社会理事会によって、さらにそれらが開催する持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて、小島嶼開発途上国の問題が十分に対処されるようにすること。

118. 我々は、経済社会理事会の開発政策委員会に対して、小島嶼開発途上国に特有の独特な脆弱性に引き続き十分配慮し、各国政府とともに、後発開発途上国のステータスを脱した小島嶼開発途上国の進展の定期的なモニタリングを継続することを呼び掛ける。

119. 我々は、小島嶼開発途上国に対する国連システムの支援について、その支援の全体的な有効性の強化や、小島嶼開発途上国の持続可能な開発を支援するそれぞれの役割を視野に入れながら、事務総長が包括的なレビューを行うことを要求し、国連総会がその第 69 回セッションでそのレビューのパラメーターを判断することを求める。我々は、「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の一層の実施のためのモーリシャス戦略のフォローアップおよび実施」と題したその定期報告において、過去の報告書に基づきながら、事務総長がそのレビューの所見やそれに関する自らの提言を総会の第 70 回セッションで示すことを要求する。

120. 我々は、事務局の経済社会局の小島嶼開発途上国ユニットにおいて、その支援・助言サービスに関する権限に従って、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイの実行などにおける小島嶼開発途上国の状況の分析や報告が継続されるようにすることや、国連後発開発途上国・内陸開発途上国・小島嶼開発途上国担当上級代表事務所において、その支持を行う権限に従って、サモア・パスウェイなどの小島嶼開発途上国に関連する事項が国連システムの作業において主要項目となり、国や地域、世界レベルにおけるものを含む国連のプロセスにおけるそれらの国々の問題の一貫性が強化され、小島嶼開発途上国によるサモア・パスウェイの実施を支援するための国際的支援や資源が引き続



き活用されるようにすることを事務総長に対して要求する。

## 2015年以降の開発アジェンダにおける小島嶼開発途上国の優先事項

121. この成果文書でさらに詳細に述べられているように、第3回小島嶼開発途上国国際会議の地域間準備会合の成果文書で小島嶼開発途上国が2015年以降の開発アジェンダにおける各国の優先事項を示していることを想起し、我々は、2015年以降の開発アジェンダの詳細をまとめる際にそれらの優先事項に十分配慮する必要があることを認識している。

### モニタリングと説明責任

122. 小島嶼開発途上国の持続可能な開発に向けた転換戦略が達成されるようにするため、我々は、国連総会や経済社会理事会、それらの補助機関に対して、地域委員会のモニタリングの枠組みを通じたものを含む、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイの完全な実施のモニタリングを行うことを呼び掛ける。

123. 我々は、国連総会と経済社会理事会、さらにそれらが開催する持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムが、関与の強化とコミットメントの実行のため、小島嶼開発途上国が直面する持続可能な開発に関する問題の議論に十分な時間を費やすことを想起する。

124. これに関連して、我々は、小島嶼開発途上国の取り組みに対する以下の支援に尽力する：

(a) 小島嶼開発途上国の優先事項やコミットメント、パートナーシップ、その他の活動の実行において達成された進展に関して国連総会と経済社会理事会のそれぞれに報告を行うように事務総長に対して要求すること。

(b) 経済社会局に対して、小島嶼開発途上国に焦点を当てたパートナーシップ・プラットフォームの継続的な維持や、すべてのレベルにおいて説明責任が確保されるようにすることを目的として、小島嶼開発途上国に関連した目標や指標に基づく十分かつ時宜を得た分析とともに、バルバドス行動計画やモーリシャス戦略、サモア・パスウェイの完全な実施に関する報告を行う機関間諮問グループの定期的な会合の開催を要求すること。



参考資料10 パシフィック・オーシャンスケープの枠組み 抜粋 和訳

島々の浮かぶ我らの海  
我らの生活  
我らのオセアニア

パシフィック・オーシャンスケープの枠組み：  
海洋政策を実施するための触媒

クリステル・プラットおよびヒュー・ゴヴァン  
2010年11月

本文書は、クリステル・プラットおよびヒュー・ゴヴァンによってまとめられた。

本文書のパート 2 に対しては、2010 年 4 月 5 日～7 日にサモアのアピアで開催された第 2 回海洋部門ワーキンググループ会合において、Andrew Smith、Annie Wheeler、Anthony Talouli、Bernard O’Callaghan、Carole Martinez、Caroline Vieux、Catherine Siota、Colleen Corrigan、Coral Pasisi、David Sheppard、Etika Rupeni、Greg Sherley、Jackie Thomas、Jeff Kinch、Kosi Latu、Lindsay Chapman、Maxine Anjiga、Modi Pontio、Olivier Tyack、Padma Lal、Pam Seeto、Paul Anderson、Paul Lokani、Randy Thaman、Samasoni Sauni、Sandeep Singh、Scott Radway、Sue Taei、Tagaloa Cooper、Taholo Kami によるレビューも行われた。

写真撮影©Stuart Chape

## 目次\*

### パート 1ーパシフィック・オーシャンスケープの枠組みに向けて：政策分析

- 1.0 イントロダクション
- 2.0 パシフィック・オーシャンスケープの枠組みの背景と範囲
- 3.0 手段ー我々の海洋政策環境
  - 3.1 太平洋計画と太平洋フォーラム首脳の公式声明
  - 3.2 太平洋島嶼地域海洋政策 (PIROP)
  - 3.3 PIROP との相乗効果
    - 3.3.1 関連の国際的・地域的な手段や取り決め
    - 3.3.2 関連の国や非政府のイニシアティブ
  - 4.0 太平洋島嶼地域海洋政策の実行に対する制度的枠組み
  - 5.0 持続可能な開発や海洋関連のテーマに関するレビューのまとめ
    - 5.1 考察すべき関連テーマと部門
    - 5.2 ベースラインを判断するためのレビューのまとめ
    - 5.3 重要な所見ー課題と問題
  - 6.0 パシフィック・オーシャンスケープの枠組みの設計要素
  - 7.0 提言と結論

### パート 2ーパシフィック・オーシャンスケープに対して提案される枠組み

枠組みの目的

イントロダクション

政策と法律の観点

枠組みの原則や範囲、ビジョン

枠組みの目的

戦略的優先事項と取り組み

戦略的優先事項 1ー管轄権と責任

戦略的優先事項 2ー優れた海洋のガバナンス

戦略的優先事項 3ー持続可能な開発や管理、保全

戦略的優先事項 4ー傾聴・学習・連携・指導

戦略的優先事項 5ー取り組みの持続

戦略的優先事項 6ー急激に変化する環境への適応

### 参考文献

付属書 1 付託事項

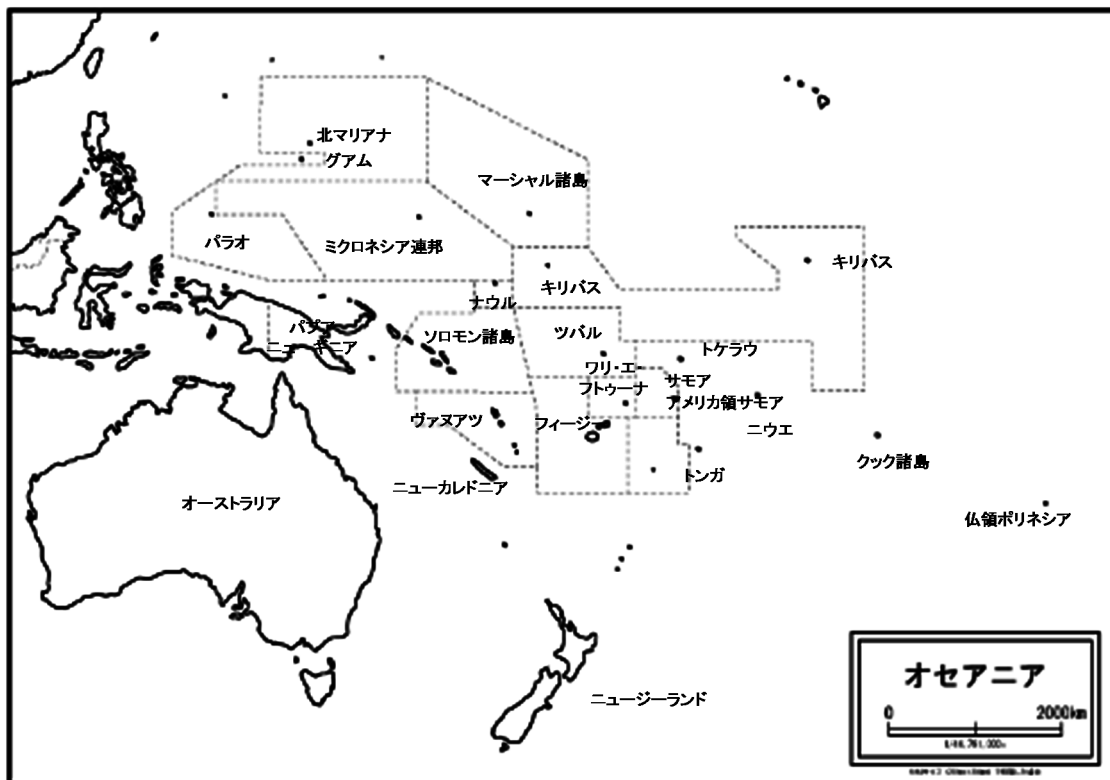
付属書 2 関連する国際的または地域の多国間条約や協定、取り決めの簡単な説明と法的地位

付属書 3 枠組み

\*本編では、パート 1 の 1.0 (イントロダクション)、パート 2、参考文献付属書 3 のみを訳出掲載している。

## パート 1

パシフィック・オーシャンスケープの枠組みに向けて：  
政策分析



太平洋地域環境協力プログラム(SPREP)資料を参考に著者作成

図 1 : 太平洋島嶼海洋地域 (SPREP, 2010)

## 1.0

### イントロダクション

太平洋島嶼海洋地域（Pacific Islands Ocean Region）を構成する太平洋島嶼国とフランス、イギリス、ニュージーランド、アメリカ合衆国などの領地は、地球表面のうち 4,000 万平方キロメートルを超える広い面積を占める区域に対して管理責任を負っている（図 1：太平洋島嶼海洋地域（SPREP, 2010）<sup>31</sup>）。島嶼や沿岸、海域・海洋やそれらの資源の利用は時間の経過とともに急激に拡大していて、現在それらは商業や文化、レクリエーション、経済、科学、保全、安全保障などの利益をもたらすとともに、多様な生息地や、現地や世界にとって重要な種を維持している。太平洋島嶼海洋地域は数多くの問題に直面していて、その中には汚染や生息地の破壊、海洋資源の持続可能でない利用、自然災害と人災やそれらの災害リスクの影響などが含まれるが、そのために上述の利益や自然資産がどんどん小さく、脆弱になっている。

図 1：太平洋島嶼海洋地域（SPREP, 2010）

これらの問題にもかかわらず、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンターによる最近の調査（Corrigan, 2009）によると、世界の他の地域と比べて「太平洋は比較的健全」であるため、事前対応的な対策を講ずることで、太平洋島嶼海洋地域が地元の人々の生活やより広い世界のコミュニティを引き続き支えるようにする機会が依然として存在する。その福利や資源の持続可能な利用によって、彼らの指導者がその 2005 年太平洋計画<sup>1</sup>で描いた、太平洋地域の人々が「自由に生きがいのある生活を送る」能力が保証される一方、彼らの行為や取り組みが持続的な効果を持つ、より大きな世界的な善につながることを確保される。

その島々や海岸、海洋に対する太平洋島嶼諸国の懸念は、それらの国々が国や地域、国際レベルで行ってきた多くの取り組みによって明らかである。各国は多国間環境協定を批准し、海域や生物の多様性、災害リスクの削減、気候変化・変動、汚染などに関して、それらの協定に伴う地域政策手段を策定してきた。さらには、ヨハネスブルク実施計画<sup>32</sup>や小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の一層の実施のためのモーリシャス戦略<sup>33</sup>、太平洋計画、国レベルの国家持続可能な開発戦略または計画における手段など、持続可能な開発のためのより包括的な枠組みに対する各国の支援もその証拠である。

これらの政策手段のすべてにおいて重要な沿岸や海洋の生態系、経済や社会、文化における利益を維持する上で各国が望む成果を得るためには、開発政策の範囲全体の重要な優先事項に対処するためのより思慮深く統合的なアプローチが必要である。太平洋島嶼海洋地域においてこのようなアプローチが効果を生み出すためには、強力なリーダーシップとコミットメント、さらに地域の責任感と協力が欠かせない。また、海洋に特化した、または海洋に関連した優先的な取り組みを実行できるようにするための十分なレベルの人的資源や財源も必要である。漁業や鉱物などの資源や、汚染など前述の問題の多くは本質的に国境を越え、国家間や公海との間に存在する政治的な境界によって制限されないことから、持続可能性に向けた海洋の解決策に対する地域アプローチは、選択肢ではなく必須のものとして取り入れるべきである。

<sup>31</sup> 太平洋計画と関連文書—<http://www.forumsec.org.fj/pages.cfm/about-us/the-pacific-plan/>を参照。

<sup>32</sup> ヨハネスブルク実施計画、

[http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD\\_POI\\_PD/English/POIToc.htm](http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/POIToc.htm)。

<sup>33</sup> モーリシャス戦略、<http://www.sidsnet.org/MIM.html>。



## パート 2

パシフィック・オーシャンスケープに対して提案される枠組み

## 島々の浮かぶ我らの海— 我らの生活—我らのオセアニア

### パシフィック・オーシャンスケープ<sup>34</sup>に対して提案される枠組み

オセアニアは広大で、オセアニアは拡大していて、オセアニアは親切かつ寛大で、  
オセアニアは海の底から浮かんでくる人間性であり、  
それよりさらに深い地域であり、オセアニアは我らである。  
我らは海、我らは大洋、  
我らはこの古代からの真実に気付かなければならない<sup>35</sup>。

### 枠組みの目的

2009年8月にオーストラリアのケアンズで開催された第40回太平洋諸島フォーラムにおいて、キリバス共和国は、そのパシフィック・オーシャンスケープ（Pacific Oceanscape）のコンセプトの下で、海洋の保全や管理に基づく太平洋島嶼諸国の確かな将来のためのビジョンをそのフォーラム参加国と共有した。各国は、パシフィック・オーシャンスケープが成功するためには、国の発展に対する希望や優先事項に対応しながらフォーラムが強力なリーダーシップを発揮することや地域で協力することが不可欠になると提案し、それが太平洋の人々やその島々、海洋に対する気候変化・変動の影響などの重要事項への関心を集めたり高めたりすることになるとされた。公式声明では、以下のように述べられた。

首脳たちは、海洋保護地域への投資拡大や学習、ネットワークの確立を目的としてキリバスが提案したパシフィック・オーシャンスケープのコンセプトとそれに伴うパシフィック・オーシャン・アーク（Pacific Ocean Arc）の取り組みを歓迎した。首脳たちは、事務局に対して、太平洋島嶼地域海洋政策（Pacific Islands Regional Ocean Policy、PIROP）を活用しながら、太平洋計画に基づいて注目すべき優先的な領域として、関連のCROP機関や重要なパートナーとともにパシフィック・オーシャンスケープに対する枠組みを確立することを求めた。

本文書には、太平洋フォーラムの首脳に構想に基づいて提案されたパシフィック・オーシャンスケープに対する枠組みが含まれる。これはPIROPや太平洋計画の関連する海洋や海域の優先事項の実行ツールとして作成されている。

### イントロダクション

この太平洋島嶼海洋地域においては、海洋が我々の生活を一体にしたりバラバラにしたり、くっつけたり離したり、維持したり脅かしたりしている。この世界最大の海洋に挑むすべての人々にとって、さらにそこを住処としたすべての人々にとって、この海洋はその生活のあらゆる面において影響を及ぼす。このようなことは、これまで何千年も続いてきた。

基本的に、パシフィック・オーシャンスケープの枠組みは、我々の祖先や将来の世代のた

<sup>34</sup> 2010年8月4日～5日、ヴァヌアツ、ポートヴィラで開催された第41回太平洋諸島フォーラムにおいて太平洋の首脳らによって承認された。

<sup>35</sup> すべての引用は、別段の参照がない限り、エペリ・ハウオファの「我々は大洋—エペリ・ハウオファ選集（We Are The Ocean – Selected Works, University of Hawaii Press, 188pp (Hau'ofa, 2008)）」から引用されている。

め、さらに実質的に世界の幸福のために海洋の文化と自然の完全性の保護や管理、維持、持続を目指す我々の太平洋島嶼地域海洋政策の取り組みに対する触媒とみなされている。「パシフィック・オーシヤンスケープ」は、この海洋環境全体において、誇りやリーダーシップ、学習、協力を確立するための手段である。その全体的な意図は、地方や国、地域、世界などの規模で管理を促進し、我々の海洋と我々自身の健全性と幸福を永続的に確保することである。

## 政策と法律の観点

海洋や自然資源の管理に関する優れた地域政策指針として、太平洋島嶼地域海洋政策<sup>36</sup>と太平洋計画<sup>37</sup>がある。太平洋島嶼国・地域（Pacific Island Countries and Territories、PICTs）は、その地域内の島々や海岸、海域、海洋の持続可能な開発や利用と関連するか、それらに影響を与える国や地域、国際レベルの他の政策や法律に関する数多くの協定や枠組みにも取り組んできた。

パシフィック・オーシヤンスケープの枠組みに関連する重要事項に含まれるのは、多国間環境・管理協定の批准や、海洋<sup>38</sup>や生物の多様性<sup>39</sup>、気候変化・変動<sup>40</sup>、汚染<sup>41</sup>などを対象とした付随の地域政策手段の承認、さらにはヨハネスブルク実施計画<sup>42</sup>や小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の一層の実施のためのモーリシャス戦略<sup>43</sup>といった持続可能な開発のためのより包括的な枠組みの承認などで、これらの枠組みは太平洋計画<sup>3</sup>や太平洋島嶼地域海洋政策<sup>2</sup>（RIROP）などの地域的な手段によって補完されている。

このような国際的な手段や地域的な手段によってそれらの目標や目的を達成するためには、持続可能な開発に関する国家戦略（National Sustainable Development Strategies）または国家開発計画（National Development Planning）の手段、生物多様性国家戦略・行動計画（National Biodiversity Strategies and Action Plans、NBSAPs）や国別適応行動計画（National Adaptation Programmes of Action、NAPAs）など、国家政策や行動計画の実行に対する相当の努力と支援が必要である。

この枠組みに向けて、国家的や地域的、国際的な手段やコミットメントの政策分析<sup>44</sup>が行われた。

---

<sup>36</sup> 太平洋島嶼地域海洋政策については、[www.spc.int/piocean/MSWG/PIROP/](http://www.spc.int/piocean/MSWG/PIROP/)を参照。

<sup>37</sup> 太平洋計画については、[www.forumsec.org.fj/pages.cfm/about-us/the-pacific-plan](http://www.forumsec.org.fj/pages.cfm/about-us/the-pacific-plan)を参照。

<sup>38</sup> 海洋法に関する国際連合条約（<http://www.un.org/Depts/los/convention.../unclos/>を参照）、WCPFC（<http://www.wcpfc.int/doc/wcpfc6-200907/status-convention>を参照）、SPRFMO（[www.southpacificrfmo.org](http://www.southpacificrfmo.org)

を参照）、地域管理開発計画（Regional Management and Development Strategy、[www.ffa.int](http://www.ffa.int)を参照）。

<sup>39</sup> 生物の多様性に関する条約—<http://www.cbd.int/convention/>を参照。

<sup>40</sup> 気候変化・変動に関する国際連合枠組条約（[http://unfccc.int/essential\\_background/convention/](http://unfccc.int/essential_background/convention/)を参照）、気候変化・変動取組のための太平洋諸島枠組（<http://www.sprep.org/legal/international/htm>を参照）。

<sup>41</sup> 汚染に対する他のものとして、ロンドン海洋投棄条約（London Convention 1972、<http://www.imo.org/>を参照）、ロンドン条約議定書（London Protocol 1996、<http://www.imo.org/>を参照）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MarPol 2 October 1983）、バーゼル条約（<http://www.basel.int/text/documents.html>を参照）。

<sup>42</sup> ヨハネスブルク実施計画—[www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD.../WSSD\\_PlanImpl.pdf](http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD.../WSSD_PlanImpl.pdf)を参照。

<sup>43</sup> 小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の一層の実施のためのモーリシャス戦略—[www.un.int/mauritius/.../Mauritius\\_Strategy\\_latest\\_version.pdf](http://www.un.int/mauritius/.../Mauritius_Strategy_latest_version.pdf)を参照。

<sup>44</sup> パシフィック・オーシヤンスケープの枠組みに向けて—政策分析（Toward a Framework for a Pacific Oceanscape – a Policy Analysis）（Pratt and Govan, 2010）。

## 枠組みの原則や範囲、ビジョン

既存の政策や協定を土台とすることの重要性を認識しながら、パシフィック・オーシャンスケープの枠組みによって、統合的な海洋管理や生物多様性の保全に関連した要素に重点を置きながら、複数の取り組みの間に触媒作用を引き起こし、相乗効果を生み出すことで、PIROP の実行を支援する。

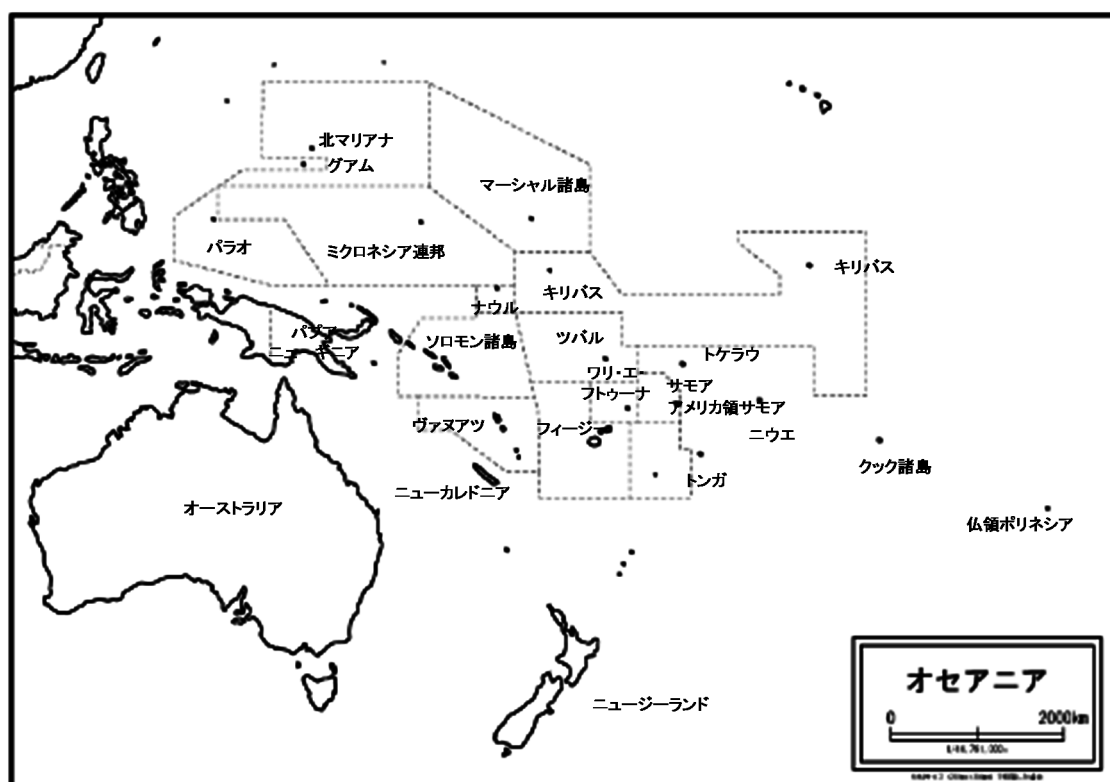
### 原則

我々の海洋や優れたガバナンス、持続可能な開発、平和と安全保障のための優れた地域政策手段として、以下のような指針となる原則が PIROP や太平洋計画から得られる。

- **海洋のガバナンスの改善**—太平洋諸島の人々の生計手段を維持する健全な海洋のための効果的な調整や実行に寄与する適切かつ実践的なガバナンス構造の確立や強化、実行に対して、首脳や意思決定者、資源管理者、その他のステークホルダーを関与させる。
- **海洋資源の利用における持続可能な開発と管理**—孤立やインフラの問題に対処するための既存の経験や予測可能なレベルの国の資金調達や能力に基づいて、海洋資源の持続可能な利用や開発、管理を促進する慣行やアプローチ、プロセスを開発し、取り入れる。我々の知識ベースの補充や維持、拡大のため、我々の生活様式が依存している海洋に関する新しい知識を生み出す必要がある。新しい知識や能力を持続的に生み出すために欠かせないのが、中心的な役割を担う科学者や政策決定者に対して継続的に教育を行うことである。地域内の人々の教育や訓練を行うことは、海域の理解が継続され、知識が補充されるようにする上で最善の戦略である。
- **海洋の健全性の維持**—海洋に対する損害の原因や影響の完全な科学的確実性が欠如していることがそのような損害を予防する行動に遅れが生じる理由とならないようにしたり、汚染者が汚染コストを負担するようにしたりすることで、人間活動の悪影響を削減し、生物多様性の保護や保全を行う取り組みを実施する。汚染については、海洋環境に影響を与える行動の費用便益評価に損害費用を反映させるべきである。
- **海洋に対する我々の理解の改善**—より多くの情報に基づいた意思決定を行うため、さらに包括的な科学的理解や集中的なモニタリングが難しい場合には確実性が比較的高い予防的管理アプローチを含む実践的な海洋管理に対する支援を拡大するため、情報の利用可能性や管理、利用、普及を改善する。
- **海洋安全保障**—これには経済や環境、政治、軍事などの側面があり、地域協定や国際協定に反し、太平洋諸島の人々の暮らしにとって最も重要な供給源である我々の海洋に脅威を与える容認できない不法行為や犯罪行為などの防止や削減を目指す。
- **パートナーシップと協力**—効果的な実行は、強力なパートナーシップの構築に加え、協力や一体性の促進を土台とする。

## 範囲

この枠組の地理的範囲は PIROP のものと同じで、太平洋地域組織理事会（Council of Regional Organisations of the Pacific、CROP）を構成する組織のメンバーである島嶼国・地域（太平洋コミュニティ（Pacific Communities））が存在する太平洋の部分である。そのため、その地域の範囲には、これらの島嶼国を取り巻く 200 海里排他的経済水域の境界内にある区域だけでなく、地域を支える海洋生態系の範囲を覆う海洋や沿岸域も含まれる。この「海洋」は、海洋の水域や、その中の生物・非生物要素、下方にある海底、海洋の大気、海洋と島嶼が接する部分を含むと定義される（図 4）。



太平洋地域環境協力プログラム (SPREP) 資料を参考に著者作成

図 4：太平洋島嶼海洋地域

## ビジョン

運用に関して実際に用いられ、より幅広い地域海洋政策を支える手段であるパシフィック・オーシャンスケープの枠組みにおいて、以下が最も重要なビジョンである。

我々の海洋の持続可能な開発や管理、保全に基づく太平洋島嶼国・地域の確かな未来

## 枠組みの目的

以下の幅広い目的では、パシフィック・オーシャンスケープの目標の達成を目指し、その枠組みの下で直ちに実行するものとして特定された 6 つの戦略的優先事項にまず取り組む。

- **統合的な海洋管理**—太平洋島嶼国の開発の要望に応じて我々の島々や沿岸、海洋のサービスの持続可能な開発や管理、保全を行うことにつながる、すべての規模における統合的な海洋管理を重視し、環境の健全で生態学的な機能の確保と維持が行われるようにする。
- **環境変化や気候変化・変動への適応**—環境変化や気候変化・変動の影響のシナリオや、それらを引き起こす要素の具体的な理解に関する情報をもたらす適切なベースラインやモニタリングの戦略を開発する。経験に基づく理解を通じてのみ、太平洋の人々は効果的で適切かつ持続的な適応策や解決策を策定し、追求することができる。解決策においては、海洋や島嶼の環境全体を考慮し、適応の限界を明確にし、適切な対応を示す必要がある。その影響に関する情報や理解を改善すれば、地域や国際レベルで信頼できる一体性を持つ関与が円滑化される。
- **連携・傾聴・学習・指導**—パートナーやステークホルダーの間における利益や権利、責任、違いに配慮しながら、統合的な海洋管理と環境変化や気候変化・変動への適応における目的の達成を可能にする適切な促進や連携のためのプロセス、メカニズムやシステム、研究を統合し、利用する。

## 戦略的優先事項と取り組み

### 戦略的優先事項 1—管轄権と責任

#### 海事区域に対する管轄権と責任の確立

「我々の EEZ とともに、我々の国々の大部分が占める地球上の区域をもはや小さいと呼ぶことはできない」

太平洋にある海上境界線は、海洋管理において重要であり、さらに漁業資源を利用・保全する権利や鉱物や石油・ガス資源の採掘、生物の多様性の保全、航海、軍事利用などの利益を確保する上でも重要でありながら、その大部分に関しては未だに交渉や宣言が行われていない（次ページの図 5）。

#### 取り組み 1A—PICTs による海上境界線の正式承認とその資源に対する権利の確保

太平洋島嶼国は、UNCLOS（海洋法に関する国際連合条約）の締約国として、その国益のため、国際連合に対して基点座標やその海事区域を境界を示す図や情報を提供することが求められ、各国の広大な海洋空間の区域に対するその権利と責任を確立・確保するためには必須の要件である。

図 5：太平洋の海上境界線の状況（SOPAC 2010）。

#### 取り組み 1B—気候変化・変動や海面上昇の影響で PICTs の管轄地域が減少しないようにするために基線や海上境界線を固定する地域の取り組み

海上境界線が法的に確立されたら、太平洋島嶼国・地域の海上区域の境界を定める非常に脆弱な基線に対して気候変化・変動や海面上昇、環境変化が与える影響に対処すべきであ

る。これを行う場合、範囲に異議が申し立てられたり、気候変化・変動や海面上昇によって面積が小さくなったりしないようにするため、地域が一体となって基線や海上区域の確立に取り組むことも考えられる。

## 戦略的優先事項 2－優れた海洋のガバナンス

我々の海洋とその資源の持続可能な管理や開発を促進する政策や行動計画を設定すること

「この世界最大の海を何世代にもわたって住処としていきた人々ほど、その海の保護者として適した人々は地球上にいない」

我々の先輩や先祖は、その海洋と島々をひとつのものとして理解し、人々や地域全体にまたがる現在や将来の利益を考慮した決断を下していた。我々は、その遺産や、我々のコミュニティや指導者、国際機関などが設定したより最近のベストプラクティスや基準、限界値を利用しながら、統合的かつ持続可能な方法によって我々の資源の管理を成功させる可能性を最大化する適切な枠組みを構築する必要がある。

他の文化や場所で受け継がれた機関は、太平洋におけるやり方の現実や長所、特に対話やコンセンサスにおいて文化や距離を超えて共通の目標に到達する能力に対して適応させる必要がある。我々の自然遺産のガバナンスは、我々の最も価値のある資源や人々、コミュニティの能力を利用し、土地や海の管理者としてのそれらの伝統的な結び付きに基づくべきである。この地方の保護者としての任務は、対話を円滑化するため、他のグループの関心事項を含む持続可能な開発や管理、保全のより幅広い観点に回帰した政府機関の支援と連携が必要となる。この連携の任務は政府間組織によって支えられ、それには新たに生じた問題や脅威の概要、国際的な側面、地理的な理由などによりコミュニティの範囲を越えて存在する資源の管理などが含まれる。我々は、このビジョンの策定に対する支援を呼び掛ける。これを制度化する実践的な側面は様々な国のプロセスから生じる必要があり、その一部ではすでに進展が見られている。

取り組み 2A－指導者が海洋のガバナンスと政策の調整を目的とした地域の制度的枠組みの強化を義務付けること

地域海洋監督官（Regional Ocean Commissioner）を設置し、専門的な専用サポートを与えることで、国や地域、国際レベルでの海洋の優先事項や決定、プロセスに向けられた擁護や関心を確保するために緊急に必要とされるハイレベルな代表とコミットメントが得られる。

取り組み 2B－太平洋計画やその他の関連の地域的または国際的手段における海洋の優先事項の統合や実行のためにパートナーシップを推進すること

効果的な海洋政策の調整や実行のために地域海洋監督官によって推進される地域海洋同盟やパートナーシップのメカニズムを確立することで、公海に対する協力や国の海洋ガバナンスや政策プロセスに対する必要に応じた支援を促進する。これには、多国間環境協定に対する国のコミットメントを得るための支援や合理化を求めることも含まれる。地域間の協力を発展させ、推進すべきである。

取り組み 2C－PICTs が沿岸や海洋に関する優先事項の持続可能な利用や開発を各国の開発政策や計画に組み入れること

海洋ガバナンスの指針を国家政策や計画に組み入れ、沿岸や海洋資源の統合管理と持続可能な利用を目的とした具体的な実行責任や戦略、適切な国家予算の割り当てを策定することを目指すべきである。その目的は、追加的な政策文書を作成するのではなく、既存のプロセスに基づき、海洋や沿岸の問題に対する実践的かつ包括的なアプローチを提供することである。

取り組み 2D—PICTs が海洋や沿岸の統合管理を目的とした明確で調整された制度的メカニズムの設計や強化を行うこと

漁業や鉱業、運輸、観光業、エネルギー、環境などの関連部門にまたがる海洋・沿岸管理に対して国の統合的アプローチを取り入れるためには、費用効果や効率を改善するために重複の回避や責任の明確化を目指す制度改革が必要になる。

### 戦略的優先事項 3—持続可能な開発や管理、保全

急激に変化する世界で、我々の島の暮らしにおける核である海洋の管理責任を取り戻すための政策を行動に移すこと。

「地球環境を安定させることや、世界の相当な割合のタンパク質需要を満たすこと、比較的汚染されていない水域で特定の海洋資源を生み出すこと、鉱物資源の世界的埋蔵量などにおいて我々の海洋が重要であるという認識はますます高まっていて、オセアニアがドーナツの穴であるという概念を捨てさせている」

太平洋島嶼海洋地域の持続可能な管理や利用、保全において中心となるのは、海洋管理の文化を効果的な管理の取り組みに変換することである。我々の島々や海洋が直面している重大な脅威や問題として、乱獲や資源の枯渇、生息地の損傷、汚染、侵入種、不適切な土地管理慣行、気候変化・変動などが挙げられる。最大限の自立性を持って維持できる費用効果的な管理が行われるようにするため、管理システムの開発においては、まず海洋の民である我々の知識や文化など、その強みを土台とすべきである。我々が自らの裁量で利用できる伝統的なツールや新しいツールとして、資源の所有者や利用者による対話や行動のためのプロセスや、地元で管理されている広い海域、保護区域、具体的な種の保護区、対象の資源や対象外の資源に対する地区ベースの管理や利用を行う取り組みなどが挙げられる。

取り組み 3A—島々の持続可能な生活を実現するため、PICTs がコミュニティや地区、州、国レベルの政府の強みや伝統を利用しながら統合的沿岸資源管理協定を実行すること

PICTs では、それらのコミュニティが地元の資源の管理において中心的な役割を果たしていることがますます明確に示されている。これらの取り組みでは、州や国のレベルで支援や調整を行い、必要に応じて法律の実施や情報などで補完し、より広範囲な生態系や国益が共同行動に組み入れられるようにすべきである。

取り組み 3B—経済発展と環境目的を達成するために EEZ 管理の改善を目的とした海洋空間計画のメカニズムを PICTs が検討し、それを土台にすること

沿岸域や海域の生態系の機能や生物多様性の完全性を維持しながら経済成長を達成するという多目的な利用に対する指針として、適切な治安維持メカニズムや空間計画システムを策定し、強化する。このような高次の管理システムによって、伝統的に厳しく閉じられてきた区域や、地元で管理された区域、多目的な利用が管理された保護区における経験を活



用した、多層的な空間管理ツールを利用するための基本的な土台がもたらされる。越境的な安全保障や食糧安全保障、モニタリングや管理、監督などの要素は、効果的な管理システムにとって不可欠である。

取り組み 3C—地域の政府間組織が公海の資源や深海の生態系を公益のために保全・管理するアプローチを考察し、それを土台にすること

公海域は重大な脅威にさらされ、魚類資源の乱獲や海山に関連した深海生態系の破壊、密漁の増加などが明らかになっている。太平洋島嶼海洋地域の管理者として、我々の利益はEEZの境界を越えるもので、新たな管理アプローチを必要としている。たとえば、海洋保護区を代表するネットワークを確立して管理する場合、新たな活動による悪影響を防止し、脆弱な海洋生態系を保護するために、公海の資源の保全や管理に関する条件を含み、漁業ライセンスや許可に関連した合意に配慮した事前の環境評価が必要である。

#### 戦略的優先事項 4—傾聴・学習・連携・指導

他の人々と共有や学習を行いながら、我々の文化をさらに豊かにし、我々のアイデンティティを強化することに基づいて、海洋でのリーダーシップを模索すること

「我々は、我々が共通して持っているものから始めて、海の影響に対する我々の適応における成功と失敗から生まれた多様なパターンからインスピレーションを得る…」

科学的情報のみに基づく資源管理アプローチはこれまで限定的な成功しか収めてこなかった。依然として、我々の複雑で広大な沿岸・海洋環境の管理におけるこれまでの知識や経験から学ぶべきことや共有すべきことは多い。公式な研修や高等教育、職業訓練を含む能力開発、研究などにおいては、我々のガバナンスや管理に関する要求事項への対処を目的とするため、より周到的な準備を行う必要がある。これらの戦略的優先事項の成功を支える情報の共有や指導者や擁護者へのサポートには、効果的なプロセスが欠かせない。

取り組み 4A—既存の知識の活用や、政策・管理目的を達成するためのニーズを重視した情報取得や対象を絞った能力開発を結果的に実現するプロセスを促進すること

持続可能な海洋管理や開発に利用できる人材や財源は限られていることが多いため、費用効果的で、対象を絞った注意深い能力開発活動や公式教育プログラムが必要となる。検討対象の取り組みとして、最近の卒業生や中退者に対する監督下のインターンシップ・プログラムや、対象を絞った奨学金、現地で活動しながら知識や技能を獲得できるようにする効果的かつ効果的な方法である実地訓練アプローチの採用、知識や技能の移転を可能にする指導教育プログラムへの援助や後継者を育成するための計画策定機会の提供、国のニーズに合わせて全国的な訓練機会を提供することや関連する地域や国際的ワークショップに限定して戦略的に参加することの奨励、海洋保護区のスタッフの交流などによる経験と教訓の共有を目的とした PICTs 間の「オン・ザ・ジョブ」交換研修、共有する海上境界線や気候変化・変動の海洋への影響などの具体的な問題に対する交渉スキルの強化などがある。同様に、監視者や地元の意思決定者が重要な情報の優先事項やニーズを明確にできるように、プロセスを改善しなければならない。

取り組み 4B—太平洋のやり方を取り戻し、海洋に関してハイレベルの代表を確立することで、世界や地域の海洋に関する優先事項や決定、プロセスに影響を与えること

国や地域の専門的な事項の支持者や海洋の擁護者、大使として地域のコミュニティや地区、

州から選ばれた指導者で構成された、強力で十分な支援を得たネットワークを構築し、海洋や関連事項を地域レベルから世界レベルにわたる中心的な議題に押し上げる。PICTs はこれまでに海洋・沿岸管理の具体的な側面において重要な進展を見せているが、それらの国々の政治指導者が国や地域の優先事項を支持する際に、地域が一体となって支援するべきである——全体は部分の総和に勝る。

取り組み 4C—共有・学習・行動のために人々と場所を結び付けること

コミュニティや国、地域のレベルでの意思決定に情報を与えるため、同等の人々の間で築かれた関係の伝統的なネットワークや、より最近のそのようなネットワークを土台にする。全国規模の実践のネットワークによってそれらの重要性が示されていて、それらは既存や将来の準地域ネットワークから支援を受けることができ、同様に地域規模や世界規模のそのようなネットワークの間での学習を促すこともできる。

### 戦略的優先事項 5—取り組みの持続

全国的な視点で費用効果的なソリューションや、地域的または国際的なパートナーシップの価値を実現することを通じて自立性を確立すること

「オセアニアの人々が長期的な利益を気にせずその日暮らしをしていると主張する人々は、彼らとその家族や血縁集団の継続と改善のために何世代にもわたって計画しているという土着の島民のほとんどが知っている初歩的な真実を認識していない」

戦略的優先事項には、資源を得ることが必要になる。太平洋島嶼国は伝統的に資源管理活動への開発援助に依存しているが、そのような供給源は不安定で、外部要因から影響を受けやすい。政府は管理システムが実用的かつ費用効果的であるようにし、その文化的・人的資本の価値を最大化し、可能な限り内部で資金を調達することが必要になる。各国は、海洋資源から得られる利益を拡大するための地域同盟の機会を検討し、資金調達のための連携や新規のメカニズムを改善するための新たに生じた機会や援助国との戦略的同盟を利用すべきである。

取り組み 5A—PICTs が資金調達の持続可能性に向けた優先的なステップとして管理の費用効果を確保すること

ガバナンスや管理の構造は、各 PICT にとって適切な、十分費用が低い方法で設計・改善する必要があり、地方や国の機関における効率性の追求や文化的・人的資本の価値の最大化が行われるように設計・改善することで、国の予算作成プロセスでニーズが満たされる可能性を高める。

取り組み 5B—PICTs おいて、国の開発に影響を与える決定を下す際、沿岸・海洋資源の持続可能な管理が経済発展にもたらす利益を考慮すること

PICTs は、越境投資や交易、アクセスの共有、共通ブランド戦略、海洋資源の共同マーケティングなどを通じて各国の経済を強化する協力の機会を検討する。他に検討が考えられる資金調達方法として、利益または費用を分け合う戦略（「汚染者負担」や「受益者負担」と呼ばれることのほうが多い）や、海洋環境の費用や利益を国家会計に組み入れること、国による漁業管理の執行による潜在的な収入（たとえば、外国からの密漁者に対する罰金の徴収）などが含まれる。太平洋地域における海洋管理を改善すれば、PICTs だけでなく、国際社会も利益を得ることができ、その例には絶滅危惧種の保護や食糧安全保障、海の炭

素吸収源などが含まれる。これらのシステムが持続するようにするため、このような資金調達メカニズムにおいては、十分や利益や費用が適切な意思決定者まで達するようにするアプローチを組み入れる必要がある。

取り組み 5C—地域や国のレベルにおける海洋の優先事項の実行を支援する資金調達メカニズムを検討し、試験すること

海洋のガバナンスや管理、開発に向けた確実に持続可能な資金が不足していることに対処する必要がある。たとえば海洋の持続可能な開発や管理、保全が行われるようにするため、海洋の財やサービスに対して国際的に、または地域（および国）によって課税を行うシステムを導入することも考えられる。

その地域や、そこにある海洋資源や生態系によって、地球の健全性を支える上で不可欠な多くの環境サービスが提供されている。我々の海洋の健全性が世界の経済や社会、環境に対して重要な貢献を行っていることが認識されなければならない。そのため、PICTs が海洋の持続可能な管理を行う能力を強化するために国際社会が支援することは、世界規模の継続的な投資であるとみなされなければならない。

取り組み 5D—地域や国レベルにおける海洋の優先事項の実施を支援するため、援助国の連携や援助の有効性を高めること

援助国の連携や援助の有効性を改善するためには、地域や国の優先事項や行動計画を指針としなければならない。パリ宣言やアクラ行動計画、カイロ宣言などがこのためのプラットフォームを提供している。

## 戦略的優先事項 6—急激に変化する環境への適応

気候変化・変動や海面上昇、異常事象、環境や経済の変化に対する適応やその影響の軽減を行う機会を模索すること

「太平洋にあるいかなる国も、海洋環境の自国にある部分を単独で守ることはできない。その環境の性質そのものが地域の取り組みを規定していて、海洋資源を持続可能な方法で開発するためには、地域が一体となる必要がある」

地球の海洋や大気は密接不可分で、地域や地球規模の気候変化・変動が起こる際に欠かせない重要な役割を果たすものであり、沿岸・海洋環境が果たすその役割に対する認識が高まっている。我々の海洋や島々に対する気候変化・変動の影響は大きな懸念事項であるが、持続可能な開発に関する優先事項の中で、新たに生じる機会を特定し、活用するための取り組みを増やす必要がある。

取り組み 6A—新たに発生した問題の評価やリスク管理、機会の検討のための集権的なメカニズムを見出すこと

既存の組織と協力し、地域海洋監督官の支援を受けながら、新たに発生した問題の評価や検討を行う集権的なメカニズムを見出し、効果的かつ協調的な措置が取られるようにする。直ちに注目する必要がある問題には、海洋酸性化が生態系に及ぼす影響、我々の生態系の炭素吸収源や供給源としての役割、商業や生活のための作物に対する影響などが含まれる。これらの地域の取り組みにおいて重視すべきことは、国や地方の利益に対する我々の柔軟性を確保することや、我々の研究での優先事項を支援するために国際的な投資や専門知識

の推進を拡大することである。その結果、交渉における自信を高め、潜在的な補償の範囲設定や我々の生態系サービスの価値の取引に向けた国際的なプロセスやメカニズムに影響を与えることができるようになる。

取り組み 6B－環境変化や気候変化・変動への適応やそれらの緩和が開発、保全、ガバナンスの適切な取り組みに正しく組み込まれるようにすること

環境変化や気候変化・変動、生物多様性の喪失は開発のすべての側面に広く影響を及ぼすため、既存の開発プロセスの中で統合すべきである。気候変化・変動に適応するためには国際、地域、国、地方レベルでの長期的な関与や投資が必要で、資源管理システムの改善など、切迫した開発の優先事項を支援すべきであり、それらによって将来の適応行動に必要な土台が得られる。地域レベルでは、海洋生態系を対象とする包括的な適応評価の範囲を定め、気候変化・変動の放射効果（海面上昇など）や汚染物質の影響（海洋酸性化など）、他との相乗効果に対処する必要がある、関連する地域的な手段を策定しなければならない。

### 付属書 3

太平洋計画と太平洋島嶼地域海洋政策の枠組み図と提案されている  
パシフィック・オーシャンスケープの枠組み

太平洋計画			
ビジョン：首脳たちは、太平洋地域が平和や調和、安全保障、経済的繁栄の地域となり、そのすべての人々が自由に生きがいのある生活を送ることができ、そうなるべきであり、実際にそうなると信じている。			
目標：経済成長や持続可能な開発、優れたガバナンス、地域主義を通じた太平洋諸国の安全保障を強化・促進すること。			
地域の協力と統合			
経済発展	持続可能な開発	優れたガバナンス	安全保障
パートナーシップ—効果的で強化された関与			

統合された戦略的取り組みに対する太平洋島嶼地域海洋枠組み			
我々のビジョン：太平洋諸島のコミュニティの暮らしや夢を支える健全な海洋			
我々の目標：太平洋諸島のコミュニティやパートナーによって我々の海洋とその資源が将来持続可能な方法で利用されるようにすること			
海洋のガバナンス			
海洋に対する我々の理解の改善	海洋資源の持続可能な開発とその利用の管理	海洋の健全性の管理	海洋の平和利用の促進
パートナーシップの構築と協力の促進			

パシフィック・オーシャンスケープの枠組み			
ビジョン：我々の海洋の持続可能な開発や管理、保全に基づく太平洋島嶼国・地域の確かな未来			
目的：統合された海洋管理—環境変化や気候変化・変動への適応—連携・傾聴・学習・指導			
優れた海洋のガバナンス			
管轄権と責任	持続可能な開発や管理、保全	急激に変化する環境への適応	
連携・傾聴・学習・指導			
取り組みの持続			

## 太平洋連盟憲章

### 太平洋同盟の設立

1. 2010 年、太平洋諸島フォーラムの首脳たちは、太平洋島嶼地域海洋政策（PIROP）の実行を推進するため、「島々の浮かぶ我らの海、我らの生活、我らのオセアニア、パシフィック・オーシャンスケープの枠組み（FPO）」を承認した。
2. 太平洋同盟（Pacific Ocean Alliance、POA）の設立は、FPO や、国や地域、国際レベルの海洋に関連した優先事項の策定や実行におけるパートナーシップの促進と FPO が調和させる優先事項によって実現する。
3. POA は、「我々の海洋の持続可能な開発や管理、保全に基づく太平洋島嶼国・地域の確かな未来」という FPO の最も重要なビジョンを共有する。
4. FPO の構想に従って、POA は情報共有・調整メカニズムとなり、太平洋管理官によって推進され、以下を行う。
  - 「効果的な海洋政策の調整や実行のために…公海に対する協力や国の海洋ガバナンスや政策プロセスに対する必要に応じた支援を促進する。これには、多国間環境協定に対する国のコミットメントを得るための支援や合理化を求めることも含まれる。地域間の協力を発展させ、推進させる」（FPO 取り組み 2b）
  - 「新たに発生した問題の評価や検討を行う…効果的かつ協調的な措置が取られるようにする」（FPO 取り組み 6a）
5. POA は、すべての海洋関連部門にまたがり、国や地域、世界レベルで行われる意思決定に情報を提供するため、同等の人々の間にある関係の既存ネットワークを補完する。これには、具体的な協定を通じて確立された公式メカニズムや、コミュニティのネットワークが含まれる。

### 指針となる原則

6. POA は、以下の原則に基づいて設立され、それらによって導かれる。
  - 太平洋の持続可能な開発や管理、保全を実現するためには、統合的なアプローチを用いることが欠かせない。
  - 効果的な取り組みは強力なパートナーシップに基づき、協力や一体性を促進する。
  - 太平洋の理解を改善することで、意思決定やプログラムの実行が強化される。
  - 取り組みでは、太平洋島嶼国・地域（PICTs）の優先事項やニーズに焦点を当てなければならない。

### 太平洋同盟の役割

7. FPO によって定められた方向性に沿って、POA は以下を行う。
  - 幅広い海洋の利益を代表する重要なステークホルダーのネットワークを確立すること。
  - 海洋関連の問題に関与するための中心的なプラットフォームを提供すること。
  - 海洋のステークホルダーの間における協調や連携の改善を促進すること。こ

れには、太平洋地域内のステークホルダーの間における協力と、他の地域のステークホルダーとの間における協力が含まれる。

- すべてのレベルにおける統合的で情報に基づき、バランスのとれた意思決定を促進すること。ここでは、太平洋や島々、その海岸や沿岸地域、付随の資源がもたらす経済、社会、環境、文化に関する利益が考慮される。
- 関連するすべての部門における政策やプログラムにおいて、海洋への配慮が組み込まれるように奨励すること。開発の有効性を改善する取り組みがこの目的に対して重要になる。
- 既存の海洋のステークホルダーについての理解や、海洋・沿岸管理の具体的な分野（たとえば、漁業、観光業、運輸、エネルギー、保全、採掘業、沿岸域の開発と計画、回復力、必要最低限の生活、汚染管理など）における彼らの権限・利益についての理解の改善を促すこと。
- POA メンバーや PICTs、地域全体の利益のため、POA メンバーの知識や専門能力を蓄積し、共有すること。
- コミュニティや国、地域、世界レベルで、太平洋や関連事項を支持する指導者や擁護者、専門家のネットワークを構築し、強化すること。
- 地域や世界の海洋関連の優先事項、特に PIROP や FPO でまとめられたものに関するモニタリングと報告を支援すること。
- メンバーによる新たに生じた問題の評価や検討を推進すること。

#### 太平洋同盟の構成

8. POA は、太平洋のすべてのステークホルダーが率直で生産的な話し合いに参加できるようにするプラットフォームを提供する。したがって、以下などを含むすべてのステークホルダーの参加が奨励される。
  - PICTs
  - 民間部門の団体
  - 市民社会の団体
  - 学術団体や研究団体
  - 開発パートナー
  - 地域団体や国際団体

#### 太平洋同盟の運営

9. POA は、太平洋管理官によって推進される。POA を推進する上で、管理官は以下を行う。
  - 海洋に関する問題について、高官レベルの代表者となること。
  - 3年ごとに POA の会合を招集すること。参加する PICTs には、そのような会合の開催地になることが要請される。
  - POA の報告や提言を発表する戦略的な機会を特定する。例として、関連する首脳や閣僚の会合や、地域団体の運営組織の会合、太平洋地域組織理事会（CROP）などが挙げられる。
10. 具体的な必要性があると POA メンバーが認めた場合、ワーキンググループや専門家のシンクタンクが設立される。これらのグループでは、明確な付託事項が与えられ、期限を定め、成果を重視する。
11. POA の進展に従って、そのガバナンスに関する取り決めをさらに策定し、レビューを行う。



## 参考資料 1 2 島と海のネット コアグループ会合の記録



島と海のネット  
コアグループ会議  
2015年1月19～20日  
日本財団ビル（東京 赤坂）

### 報告

平成 27 年 1 月 19～20 日、日本財団ビル（東京・赤坂）にて島と海のネット（IO ネット）コアグループ会議が開催された。この会議は、海洋政策研究財団（OPRF）およびウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター（ANCORS）の共催で開催され、OPRF、ANCORS の他、太平洋島嶼フォーラム事務局（PIFS）、太平洋諸島フォーラム事務局（PIFS）、太平洋共同体応用地球科学技術部（SOPAC/SPC）代表、および OPRF 調査研究委員会委員など 40 名が出席した。プログラムおよび参加者リストは添付の通り。

この会議は、OPRF 寺島 紘士常務理事、スチュアート・ケイ ANCORS 所長および海洋研究開発機構（JAMSTEC）アプリケーションラボ山形 俊男所長が共同議長を務めた。

寺島常務理事は、開会の挨拶にて本会合の開催趣旨を述べ、出席者に協力を要請した。具体的には、2009 年より OPRF、ANCORS、SOPAC/SPC、PIFS を始めとする関係者の協働により国際共同政策提言“*For the better conservation and management of islands and their surrounding ocean areas*”を作成して国際社会に発信してきたが、昨年 9 月にサモアで開催された SIDS2014 でその共同政策提言の実現に向かって協力することに賛同する団体及び個人による国際協働ネットワーク「IO ネット」の設立を提案し、参加者の全会一致でその設置が宣言されたこれまでの経緯を説明した。その上で、本コアグループ会合では、IO Net の活動を具体的にどのような形で進めていくのか、及び優先して取り組むべき施策とそれを実現するプロジェクトの具体化方策について議論したい旨強調した。ケイ所長は IO ネットの推進に向け積極的な役割を OPRF が担ってくれていることに謝意を表し、IO ネットの今後の活動への期待を述べた。山形所長は共同議長としての喜びに言及しつつ、この会議および IO ネットの活動を支援していく姿勢を強調した。

セッション1では、OPRF 小林正典研究員が SIDS 2014 での OPRF/ANCORS 共催のサイドイベントの結果を報告した。

セッション2では、寺島常務が、OPRF の活動の紹介に続いて共同政策提言の3つの柱（島の保全と管理、周辺海域の管理、気候変化と変動への対応）に言及し、そうした政策提言の具体的実施ために様々な関係者が自発的に協働して活動する IO ネットを構築することの意義と重要性を強調し、優先的に取り組む施策を絞り、そのための具体的プロジェクトを実施して優良事例 (good practice) を構築していくという方針を提案した。ケイ所長は、IO ネットの重要性を強調しつつ、IO ネットの活動支援に向けた ANCORS の方針について述べた。PIFS のライアン・メラドーナ自然資源アドバイザーは、太平洋地域の政策や制度的枠組み、太平洋地域における海洋政策実施の進捗、PIFS や PIFS が所管する太平洋海洋委員長事務所の活動や SIDS 2014 で立ち上げられた太平洋海洋連合 (Pacific Ocean Alliance) の概略を紹介した。SPC/SOPAC キフレ・カーサイ地球科学主任は SPC/SOPAC の活動を紹介し、SPC/SOPAC が IO ネットの活動に貢献しうる共通の基盤を強調した。

セッション3では、優先的に取り組む施策とそれに基づく具体的プロジェクトについて、共同政策提言の3つの柱に沿って議論を行った。第1部「島の保全と管理」においては、OPRF からの優先的に取組みたい施策の提案、オークランド大学環境学部長のポール・ケンチ教授、東京大学茅根創教授らからの提案・情報提供に基づいて議論が行われた。第2部「周辺海域の管理」においては、OPRF からの優先的に取組みたい施策の提案、独立行政法人水産総合研究センター宮原正典理事長からの提案・情報提供に基づいて議論が行われた。第3部「気候変化と変動への対応」においては、OPRF からの優先的に取組みたい施策の提案に基づいて議論が行われた。いずれの部分においても、活発な意見交換により有意義な議論が行われたが、具体的なプロジェクトの形成には至らなかった。また、IO Net におけるプロジェクトの形成・展開にあたっては、太平洋地域で進められる活動を尊重しながら、現在・過去に行われている同様の活動についての情報把握の重要性が再三にわたって指摘された。

セッション4では、今後の作業計画について議論を行った。IO Net は、参加者については、共同政策提言に賛同してその実現に向けてボランティアに協働する意思を表明した者（パートナー）とし、厳密なメンバー資格を定めない緩やかなネットワークとすること、ただし、具体的なプロジェクトは参加者を明確に定めて自立的に運営することなどが概ね合意され、今後 TOR を作成してこれらを明確化していくこととなった。今後、IO Net の活動を起ち上げていくために、まず優先的に取り組むプロジェクトの具体化を進める必要があるため、参加者に対して2月10日までに具体的プロジェクトの提案提出が提案され、合意された。また、これから IO Net への参加者を勧誘していくこと、コアグループメンバーを現在の4機関に SPREP、USP を加えて6機関とすることについても合意された。第1回の IO Net の総会は、5月にいわきで開催される太平

洋・島サミット（PALM）の前後に実施することが提案され合意された。

最終セッションでは、寺島共同議長が全ての会議参加者に対し討議への前向きな貢献に謝意を表し IO ネット活動への継続的な協力・支援をお願いした。



## 島と海のネット (IO ネット) TOR

島と海のネット (以下「IO ネット」) は、以下のことに賛同する機関・個人が自発的に参加するネットワークである。

1. IO ネットは、共同政策提言「島と周辺海域のよりよい保全と管理に向けて」<sup>45</sup>を支持し、その実施のために自発的に連携・協力する機関・個人 (パートナーと呼ぶ) の国際的な協働ネットワークであること。
2. IO ネットは、共同政策提言の実施に向け上記パートナーがそれぞれの能力を出し合って、力を合わせて具体的なプロジェクトを立ち上げて取り組む基盤であること。
3. IO ネットは、その目的実現のために関連情報の収集および共有を行うとともに、パートナーによるプロジェクトの形成・実施に係る支援を行うこと。
4. 具体的なプロジェクトは関心あるパートナーによる議論を通じて形成される。プロジェクト形成後は、プロジェクトのメンバーがプロジェクトを自立的に運営すること。
5. IO ネットの事務局は、当面 OPRF が務めること。

---

<sup>45</sup>海洋政策財団 (OPRF)、オーストラリア国家海洋資源安全保障センター (ANCORS)、太平洋島嶼フォーラム事務局 (PIFS)、太平洋共同体応用地球科学部 (SOPAC/SPC) および有識者 (Technical Partners) の議論により作成された国際的な共同政策提言。Rio+20 事務局、UN-SDG 事務局、SIDS 事務局などに寄与文書として提出された。[www.sof.or.jp](http://www.sof.or.jp) よりダウンロード可能。

この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成を受けて作成しました。

平成26年度 島と周辺海域の持続可能な開発の推進に関する調査研究報告書

平成27年3月発行

発行 海洋政策研究財団（一般財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル

TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800

<http://www.sof.or.jp> E-mail : [info@sof.or.jp](mailto:info@sof.or.jp)

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-320-9